



# 操作マニュアル

## 事業者機能

### Ⅲ.決算業務編

#### 消費税申告書

第3-c 版

全国商工会連合会

## ■ ご注意

- 本書の著作権は株式会社ミロク情報サービスが所有しています。
- 本製品の仕様および本書の内容に関しては、将来予告無しに変更することがあります。
- 本書の内容の一部または全部を無断で転載することは、禁止されています。
- 例として使用されている事業者情報は、実在の会社・組織を示すものではありません。
- ネット de 記帳は、全国商工会連合会の登録商標です。
- Windows の正式名称は、Microsoft® Windows® Operating System です。
- Microsoft®, Windows®, Windows® 10、Windows® 8.1、Windows® RT、Windows® 7 は、米国 Microsoft Corporation の米国および、その他の国における登録商標または商標です。
- Adobe Reader は、米国 Adobe Systems 社の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- Adobe Flash は、米国 Adobe Systems 社の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- Oracle と Java は、Oracle Corporation およびその子会社、関連会社の米国およびその他の国における登録商標です。
- シーオーリポーツは株式会社エイチ・オー・エスの登録商標です。
- Zend、ゼンドは、ゼンド・ジャパン株式会社の商標または登録商標です。
- wijmo は、グレープシティ株式会社の商標または登録商標です。
- その他、記載の会社名、商品名は各社の登録商標または商標です。
- 製品の仕様および機能は、改良のため予告なく変更させていただく場合があります。

## ■ 本書の表記

本書では次のアイコンおよび記号を使用しています。

本書では、個人の場合を主に説明しています。

| アイコン、記号 | 説明                                                                                                                                                                                                          |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>実行すると元に戻すことができない処理について記載しています。</p> <p>(例)</p> <div> <b>終了時操作の注意</b> </div> <hr/> <p>終了する前に、必ず「ログアウト」をクリックして終了してください。<br/>インターネットエクスプローラーの右上にある[×] ボタンをクリックして終了した場合、正常に終了したとみなされず、直後にログインできない場合があります。</p> |
|         | 処理の手順について記載しています。                                                                                                                                                                                           |
|         | 説明の補足事項を記載しています。                                                                                                                                                                                            |
|         | <p>関連する機能や操作について操作マニュアルの参照先を記載しています。</p> <p>→がある場合は、同一マニュアル内の参照先にリンクが貼られています。「見出し」部分にカーソルを合わせるとリンク先へジャンプすることができます。</p> <p>(例)  <b>消費税基本情報の設定</b>→「2.1.1 消費税基本情報を設定する」参照</p>                                 |
|         | <p>→がある場合は、別冊のマニュアルを指しているため、リンクは貼られていません。</p> <p>(例) <b>パスワード変更について</b>→「概要・基本操作 2.2.2.2 パスワード変更」参照</p>                                                                                                     |
| 『 』     | システム名、処理名の名称を表記するときに用います。                                                                                                                                                                                   |
| « »     | 画面やウィンドウ、ダイアログの名称を表記するときに用います。                                                                                                                                                                              |
| [ ]     | 画面名称、ボタン名称、項目名を表記するときに用います。                                                                                                                                                                                 |
| 「 」     | 画面内の項目名、参照先を表記するときに用います。                                                                                                                                                                                    |
|         | キーボードのキーを表記するときに用います。                                                                                                                                                                                       |
|         | 処理画面を終了するときに用います。                                                                                                                                                                                           |
|         | ヘルプ機能を起動するときに用います。                                                                                                                                                                                          |
|         | 現在行っている処理の一つ前の画面に戻ります。                                                                                                                                                                                      |

## ■ 事業者機能マニュアルの構成

事業者機能操作マニュアルは、次の構成になっています。

### 概要・基本操作

必要な環境設定、および共通の操作について説明しています。

### I. マスター関係登録編

事業者ごとに管理する情報(補助科目・摘要・工事など)の設定について説明しています。

### II. 日常業務編

仕訳帳、出納帳、振替伝票、入・出金伝票を使った仕訳入力について説明しています。入力した仕訳は、各種元帳や財務報告書として出力することができます。月次決算・決算確定の説明も含まれます。

### III. 決算業務編

「固定資産台帳」の印刷、「決算書」や「分析グラフ」の作成方法、「決算更新」について説明しています。

### III. 決算業務編 所得税確定申告書

「個人決算書」と「所得税確定申告書」の作成方法について説明しています。

### III. 決算業務編 消費税申告書

「消費税申告書」の作成方法について説明しています。

### IV. 決算業務編 電子申告編

決算業務で作成した申告書類をもとに、国税庁(税務署)へ電子申告を行うためのデータ作成方法について説明しています。



## ■ 目次

|         |                              |    |
|---------|------------------------------|----|
| 1       | 消費税申告書作成の概要                  | 10 |
| 1.1     | 消費税申告書作成の流れ                  | 10 |
| 1.2     | 消費税申告書のメニュー体系                | 11 |
| 1.3     | 『ネット de 記帳』の起動方法             | 12 |
| 1.3.1   | 『ネット de 記帳』を起動する             | 12 |
| 1.3.2   | ログインをする                      | 12 |
| 1.3.3   | パスワードを変更する                   | 14 |
| 1.3.4   | トップ画面の構成                     | 15 |
| 1.4     | 『ネット de 記帳』の終了方法             | 16 |
| 1.5     | 消費税申告書の画面構成                  | 18 |
| 1.5.1   | 消費税申告書の画面構成                  | 18 |
| 1.6     | 消費税申告書で使用するキー操作              | 19 |
| 1.7     | 『ネット de 記帳』における特定個人情報の処理について | 20 |
| 1.7.1   | 『ネット de 記帳』における個人番号の連携の流れ    | 21 |
| 1.7.2   | 『ネット de 記帳』の個人番号の操作          | 22 |
| 1.7.3   | エラーメッセージ・警告メッセージ             | 23 |
| 2       | 消費税基本情報を設定する                 | 26 |
| 2.1     | 消費税基本情報                      | 26 |
| 2.1.1   | 消費税基本情報を設定する                 | 28 |
| 2.1.2   | 消費税基本情報の設定項目（個人の場合）          | 29 |
| 2.1.2.1 | 〔基本情報〕タブ                     | 29 |
| 2.1.2.2 | 個人番号を連携する                    | 32 |
| 2.1.2.3 | 個人番号を解除する                    | 40 |
| 2.1.2.4 | 〔申告情報〕タブ                     | 41 |
| 2.1.2.5 | 〔還付金融機関等〕タブ                  | 43 |
| 2.1.2.6 | 〔作成税理士情報〕タブ                  | 44 |
| 2.1.3   | 消費税基本情報の設定項目（法人の場合）          | 45 |
| 2.1.3.1 | 〔基本情報〕タブ                     | 45 |
| 2.1.3.2 | 〔申告情報〕タブ                     | 45 |
| 2.1.3.3 | 〔還付金融機関等〕タブ                  | 46 |
| 2.1.3.4 | 〔作成税理士情報〕タブ                  | 46 |
| 2.1.4   | 『消費税基本情報』起動時に表示されるメッセージ      | 47 |
| 2.1.5   | 事業者情報を取り込む                   | 48 |
| 2.1.6   | 税理士情報を取り込む                   | 50 |
| 3       | 消費税申告書を作成する                  | 54 |

|         |                                  |     |
|---------|----------------------------------|-----|
| 3.1     | 消費税申告書作成の流れ(詳細) .....            | 54  |
| 3.2     | 消費税計算情報 .....                    | 56  |
| 3.2.1   | 消費税計算情報を設定する .....               | 57  |
| 3.2.1.1 | [消費税計算情報]タブ .....                | 58  |
| 3.2.1.2 | [過去情報設定]タブ .....                 | 60  |
| 3.2.1.3 | 中間申告回数を自動設定する .....              | 62  |
| 3.2.1.4 | 前々期の「基準期間の課税売上高」に関するメッセージ .....  | 63  |
| 3.2.1.5 | 「計算表を作成する」のチェックについて .....        | 64  |
| 3.3     | 申告書選択 .....                      | 66  |
| 3.3.1   | 申告書を選択する .....                   | 67  |
| 3.3.1.1 | 申告書選択時に表示されるメッセージ .....          | 68  |
| 3.3.2   | 仕訳データの集計期間を変更する .....            | 70  |
| 3.3.2.1 | 集計期間変更時に表示されるメッセージ .....         | 72  |
| 3.4     | 基礎金額登録 .....                     | 73  |
| 3.4.1   | 基礎金額を確認する .....                  | 75  |
| 3.4.1.1 | 起動時に表示されるメッセージ .....             | 76  |
| 3.4.1.2 | 基礎金額登録画面の詳細説明(原則課税) .....        | 78  |
| 3.4.1.3 | 基礎金額登録画面の詳細説明(簡易課税) .....        | 82  |
| 3.4.2   | 強制入力で金額を修正する .....               | 84  |
| 3.4.2.1 | 強制入力可能な条件 .....                  | 86  |
| 3.4.3   | 強制入力した金額を解除する .....              | 87  |
| 3.4.4   | 仕訳データを連動する .....                 | 88  |
| 3.4.4.1 | 連動後に表示されるメッセージ(計算表を作成する場合) ..... | 89  |
| 3.4.5   | 所得区分別売上の金額を確認する .....            | 90  |
| 3.4.5.1 | 「所得区分別売上」各タブの詳細説明 .....          | 92  |
| 3.4.6   | 所得区分別仕入の金額を確認する .....            | 96  |
| 3.4.6.1 | 「所得区分別仕入」各タブの詳細説明 .....          | 98  |
| 3.4.7   | 固定資産の売却・購入金額を入力する .....          | 100 |
| 3.4.7.1 | 固定資産の売却がある場合 .....               | 104 |
| 3.4.7.2 | 固定資産の購入がある場合 .....               | 106 |
| 3.4.8   | 計算表の連動について .....                 | 108 |
| 3.4.8.1 | 個人決算書から計算表に連動される情報 .....         | 109 |
| 3.4.8.2 | 仕訳データから計算表に連動される情報 .....         | 112 |
| 3.4.9   | 計算表を印刷する .....                   | 113 |
| 3.5     | 申告書・付表 .....                     | 116 |
| 3.5.1   | 確定申告書を入力する .....                 | 118 |

|         |                                |     |
|---------|--------------------------------|-----|
| 3.5.1.1 | 「原則課税」の申告書・付表について .....        | 119 |
| 3.5.1.2 | 「簡易課税」の申告書・付表について .....        | 124 |
| 3.5.1.3 | 個人番号について .....                 | 127 |
| 3.5.1.4 | 還付申告明細の自動連動について .....          | 128 |
| 3.5.1.5 | 簡便法の計算について .....               | 131 |
| 3.5.1.6 | 付表 5-(2)の計算について .....          | 133 |
| 3.5.2   | 中間申告書を入力する .....               | 134 |
| 3.5.3   | マイナス金額発生時の計算および出力 .....        | 135 |
| 3.5.3.1 | 簡易課税「付表 5-(2)」の計算方法 .....      | 135 |
| 3.5.3.2 | 簡易課税「付表 4」の計算方法 .....          | 140 |
| 3.5.3.3 | 簡易課税「付表 5」の計算方法 .....          | 141 |
| 3.5.3.4 | マイナス金額をゼロに置き換える項目（原則課税） .....  | 142 |
| 3.5.3.5 | マイナス金額をゼロに置き換える項目（簡易課税） .....  | 143 |
| 3.5.4   | 消費税基本情報を取り込む .....             | 146 |
| 3.5.5   | 課税期間を変更する .....                | 147 |
| 3.5.5.1 | 課税期間変更時に表示されるエラーメッセージ .....    | 148 |
| 3.5.6   | 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする ..... | 149 |
| 3.5.6.1 | 国税電子申告エラーチェックで表示されるメッセージ ..... | 152 |
| 3.5.6.2 | 電子申告エラーチェック結果の保存 .....         | 154 |
| 3.6     | 入力検証 .....                     | 155 |
| 3.6.1   | 入力検証のメッセージ一覧 .....             | 157 |
| 3.6.2   | 基礎金額と計算表のバランス不一致を確認する .....    | 160 |
| 3.6.2.1 | バランス不一致の詳細について .....           | 162 |
| 3.7     | 入力完了 .....                     | 163 |
| 3.7.1   | 入力完了にチェックをつける（入力完了ナビボタン） ..... | 164 |
| 3.7.1.1 | 「入力完了」の入力検証チェックでエラーがある場合 ..... | 165 |
| 3.7.1.2 | 中間申告書の電子申告データ作成について .....      | 166 |
| 3.7.1.3 | 申告書の参照モード表示 .....              | 167 |
| 3.7.2   | 入力完了チェックを解除する .....            | 168 |
| 3.8     | 印刷 .....                       | 169 |
| 3.8.1   | 申告書等を印刷する .....                | 171 |
| 3.8.1.1 | 「印刷」の入力検証チェックでエラーがある場合 .....   | 172 |
| 3.8.1.2 | [印刷]ボタンクリック時にエラーが表示された場合 ..... | 173 |
| 3.8.1.3 | 「原則課税」の印刷条件設定 .....            | 174 |
| 3.8.1.4 | 「簡易課税」の印刷条件設定 .....            | 176 |

|     |                            |     |
|-----|----------------------------|-----|
|     | 3.8.1.5 中間申告書の印刷条件設定 ..... | 178 |
| 4   | 付録 .....                   | 180 |
| 4.1 | 索引 .....                   | 180 |



# 1

## 消費税申告書作成の概要

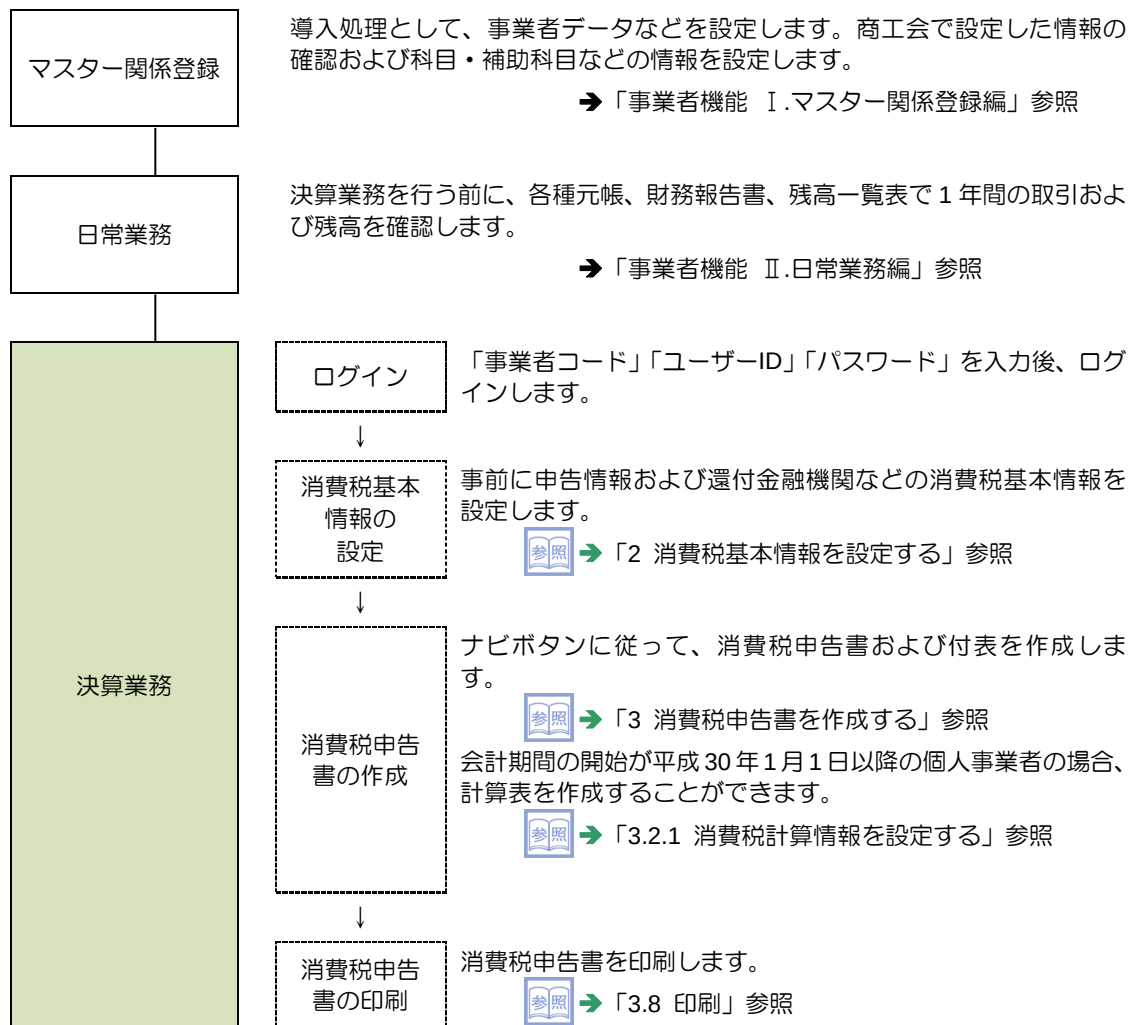
- 1.1 消費税申告書作成の流れ
- 1.2 消費税申告書のメニュー体系
- 1.3 『ネット de 記帳』の起動方法
- 1.4 『ネット de 記帳』の終了方法
- 1.5 消費税申告書の画面構成
- 1.6 消費税申告書で使用するキー操作
- 1.7 『ネット de 記帳』における特定個人情報の処理について

## 1 消費税申告書作成の概要

『決算業務』の消費税申告書では、『消費税基本情報』で申告に必要な情報を設定し、『消費税申告書』で申告書の作成を行います。申告書は、課税業者の場合のみ作成します。

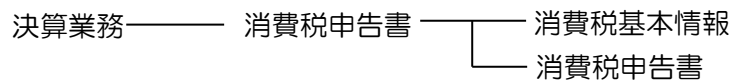
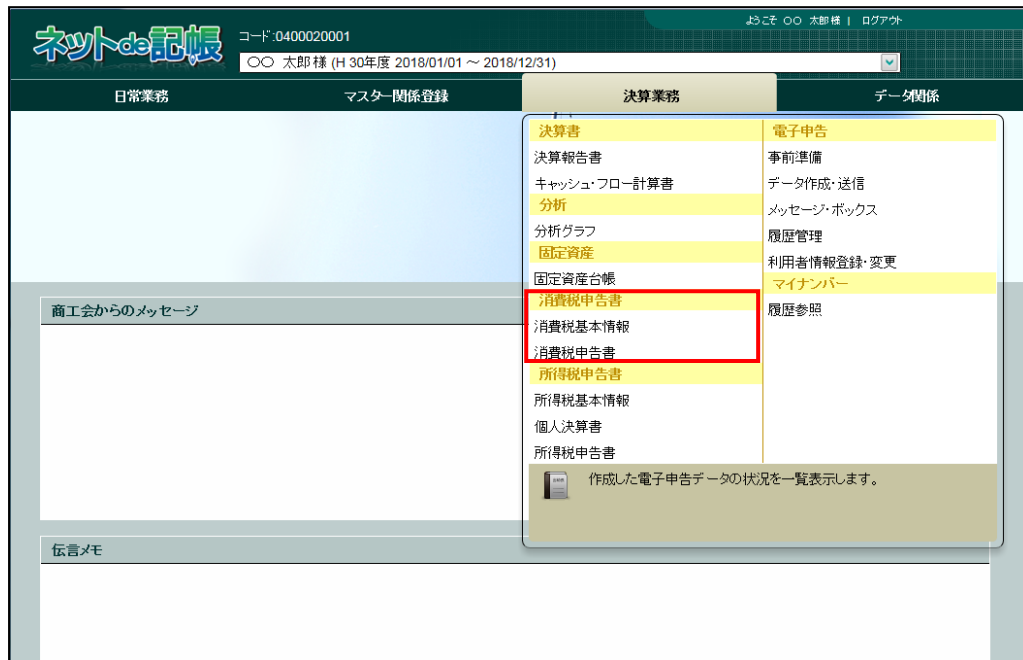
### 1.1 消費税申告書作成の流れ

ログインから消費税申告書作成処理の流れについて説明します。



## 1.2 消費税申告書のメニュー体系

『決算業務』の消費税申告書のメニュー体系は、次のとおりです。



## 1.3 『ネット de 記帳』の起動方法

『ネット de 記帳』の起動方法について説明します。

### 1.3.1 『ネット de 記帳』を起動する



- ①端末のデスクトップ画面から、ブラウザを起動します。
- ②アドレス欄に指定されたアドレスを入力し **Enter** キーを押します。

### 1.3.2 ログインをする

『ネット de 記帳』へのログイン方法について説明します。



#### ログインに失敗（ロック）したら

ログイン時に連続してパスワードなどを誤ると、『ネット de 記帳』がロックされ、一定時間利用できなくなります。  
至急ロックを解除したい場合は、商工会へお問合せください。



- ①『ネット de 記帳』の《Login》画面が表示されます。
- ②事業者コード、ユーザーID、パスワードを入力します。  
初めてログインする場合は、ログイン前に仮パスワードの申請が必要です。  
**仮パスワードの申請について➔**

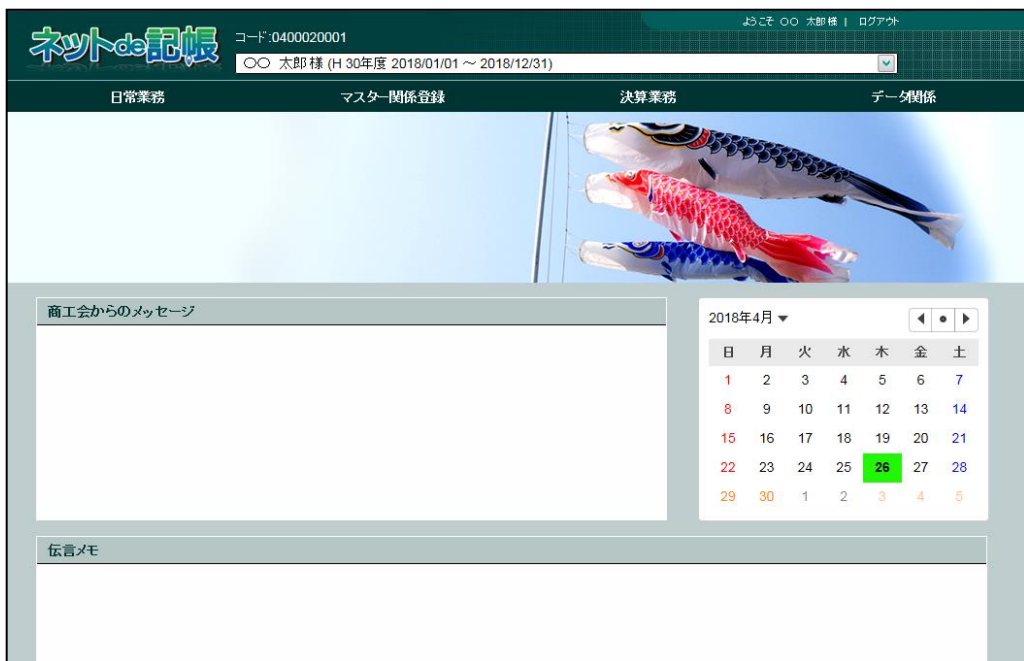
「概要・基本操作 2.2.2 仮パスワードを申請する」参照



③ [ログイン] ボタンをクリックします。



④ トップ画面が表示されます。



#### 『マイナンバー保管』に接続できない場合の警告メッセージについて

『ネット de 記帳』へのログインに成功しているが、『マイナンバー保管』に接続できない場合に警告メッセージが表示されます。原因および対処方法について確認します。



ログイン時の警告メッセージ→

「1.7.3 エラーメッセージ・警告メッセージ」参照

### 1.3.3 パスワードを変更する

通知された仮パスワードを任意のパスワードに変更します。定期的にパスワード変更を行う場合も同様の操作を行います。

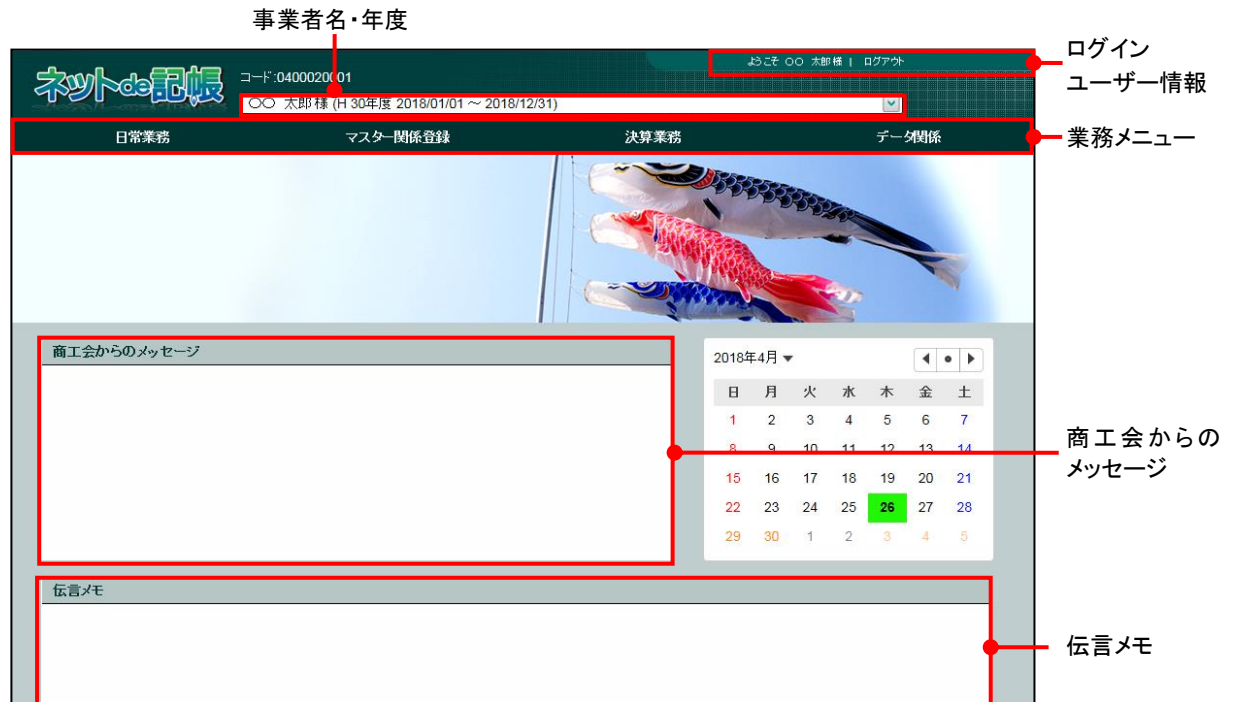
［ログイン］ ボタンの下の［パスワード変更］ ボタンをクリックします。

パスワード変更について➡

「概要・基本操作 2.2.2.2 パスワード変更」参照

### 1.3.4 トップ画面の構成

『ネット de 記帳』にログインすると表示されるトップ画面について説明します。



#### [事業者名・年度]

- ・選択した事業者の事業者名および年度が表示されます。複数年度のデータがある場合は、対象となる年度を選択します。『事業者機能メニュー』が表示されます。

#### 個人事業者名の表示設定について➔

「事業者機能 I. マスター関係登録編 2.1.2.2 会計基本」参照

#### [ログインユーザー情報]

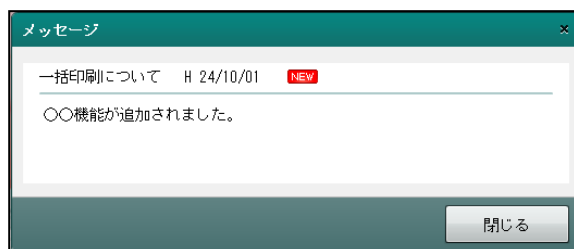
- ・現在、『ネット de 記帳』にログインしている利用者の情報が表示されます。終了する際は、必ず[ログアウト] ボタンをクリックします。

#### [業務メニュー]

- ・『日常業務』『マスター関係登録』『決算業務』『データ関係』をクリックすると、それぞれのメニューが表示されます。

#### [商工会からのメッセージ]

- ・商工会からのメッセージが一覧に表示されます。タイトルをクリックすると、メッセージが表示されます。返信することはできません。



#### [伝言メモ]

- ・商工会から送信された未完了のメッセージが一覧に表示されます。商工会と事業者は1対1でメッセージの送受信ができます。

## 1.4 『ネット de 記帳』の終了方法

『ネット de 記帳』の終了方法について説明します。

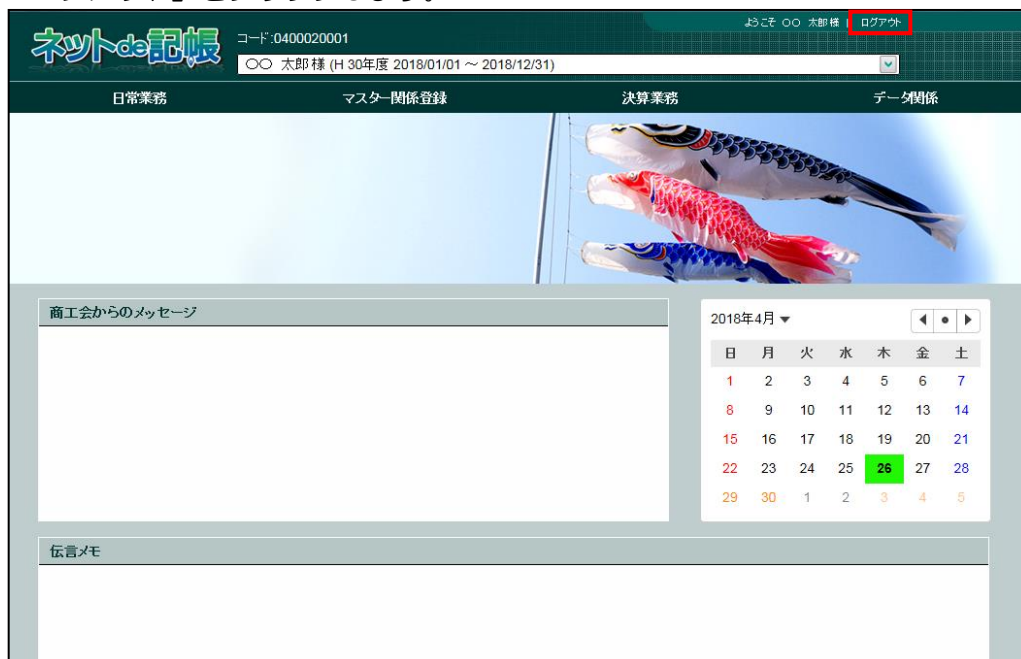


### 終了時操作の注意

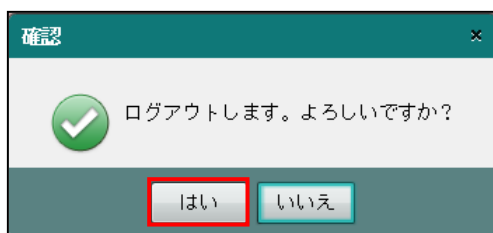
終了する前に、必ず「ログアウト」をクリックして終了してください。  
ブラウザの[×]ボタンをクリックして終了した場合、正常に終了したとみなされず、直後にログインできない場合があります。



①「ログアウト」をクリックします。



②ログアウトの確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



- ③《Login》画面が表示されます。ブラウザーの［×］ボタンをクリックすると、『ネット de 記帳』が終了します。

Login

事業者コード

ユーザーID

パスワード

☐ 入力中のパスワードを表示する

☐ IDを保存

ログイン >>

[パスワード変更](#)  
[仮パスワード申請](#)  
[職員認証の画面へ](#)

メッセージ

## 1.5 消費税申告書の画面構成

業務メニューから『決算業務』の『消費税申告書』を選択した場合の主な画面構成について説明します。

### 1.5.1 消費税申告書の画面構成

消費税申告書の画面構成について説明します。

アクティブメニュー  
アプリケーション  
ツールバー  
ナビメニュー  
タブ  
表示・入力エリア

[アクティブメニュー]

- ・現在処理中の画面名が表示されます。

[アプリケーションツールバー]

- ・操作可能なボタンが表示されます。

[ナビメニュー]

- ・クリックすると画面が切り替わります。ナビボタンをクリックして入力を進めます。

[タブ]

- ・各タブをクリックし、入力エリアを切り替えます。

[表示・入力エリア]

- ・各タブで必要な項目を入力します。

## 1.6 消費税申告書で使用するキー操作

消費税申告書で使用するキーについて説明します。

| キー名称                           | 操作                                                       |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------|
| <b>Enter</b> キー・ <b>Tab</b> キー | 入力した内容を確定して、次の入力項目に進みます。                                 |
| <b>Shift</b> + <b>Tab</b> キー   | 前の項目に戻ります。                                               |
| <b>→</b> キー                    | 次の項目へ進みます。                                               |
| <b>←</b> キー                    | 前の項目に戻ります。                                               |
| <b>PageUp</b> <b>PageDown</b>  | 《事業者情報取込》画面で基本情報および申告情報をスクロールします。                        |
| マウスでクリック                       | クリックした任意の入力項目に移動します。<br>マウスで移動した場合、入力した内容が確定されない場合があります。 |
| <b>Ctrl</b> + <b>C</b> キー      | 選択した文字をコピーします。                                           |
| <b>Ctrl</b> + <b>V</b> キー      | コピーした文字を貼りつけます。                                          |
| <b>Ctrl</b> + <b>Enter</b> キー  | 次の入力項目に進みます。                                             |

## 1.7 『ネット de 記帳』における特定個人情報の処理について

『マイナンバー保管』システム（以下、『マイナンバー保管』）で管理する個人番号を『ネット de 記帳』に連携することにより、個人番号を管理することなく、消費税申告書に個人番号を出力することができます。

『ネット de 記帳』に『マイナンバー保管』の個人番号を連携するには、利用申込みが必要です。



### 『マイナンバー保管』で扱う特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報のことをいいます。

『マイナンバー保管』では、個人番号のほか、氏名、生年月日を管理します。

#### 『マイナンバー保管』の概要および詳細について➡

「『マイナンバー保管』概要編」参照

特定個人情報を扱うためのユーザーの権限を「マイナンバー連携権限」といいます。

「マイナンバー連携権限」が設定されたユーザーが『マイナンバー保管』に登録されている端末でログインした場合に、『ネット de 記帳』で特定個人情報を扱うことができます。

#### 「マイナンバー連携権限」について➡

「『マイナンバー保管』概要編 1.3.2 「マイナンバー連携権限」について」参照

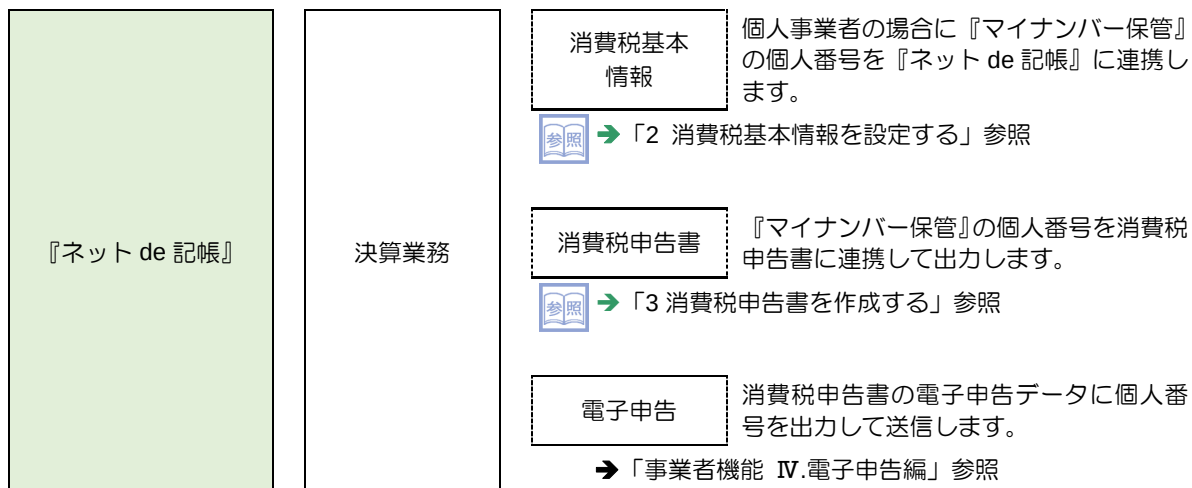


### 1.7.1 『ネット de 記帳』における個人番号の連携の流れ

『ネット de 記帳』で個人番号を連携して出力する流れについて説明します。

#### 特定個人情報を連携する流れについて➡

「『マイナンバー保管』 概要編 1.5 特定個人情報を連携する流れ」参照



### 1.7.2 『ネット de 記帳』の個人番号の操作

『ネット de 記帳』の個人番号の操作について説明します。特定個人情報を扱うための条件を満たした場合、次の操作を行うことができます。

**特定個人情報を扱うための条件➡**

「『マイナンバー保管』 概要編 1.3 特定個人情報を扱うための条件」参照

●**連携設定**

- ・『マイナンバー保管』に登録されている個人番号を『ネット de 記帳』に連携します。

●**連携解除**

- ・『ネット de 記帳』と『マイナンバー保管』の個人番号の連携を解除します。

●**表示**

- ・次のユーザーでログインした場合、『ネット de 記帳』の画面に個人番号を表示することができます。
  - ・税理士ユーザーでログインした場合
  - ・事業者ユーザーでログインした場合

●**印刷**

- ・消費税申告書に個人番号を印刷します。

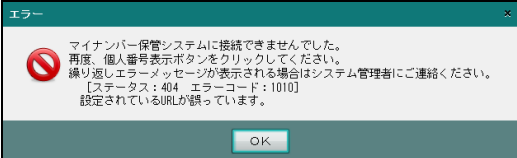
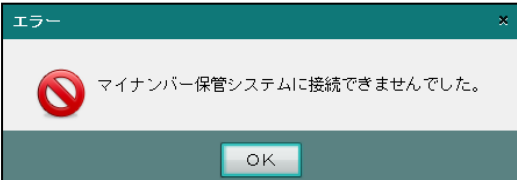
●**電子申告**

- ・消費税申告書の電子申告データに個人番号を出力します。

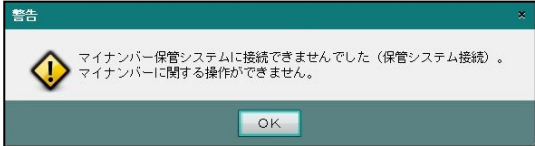
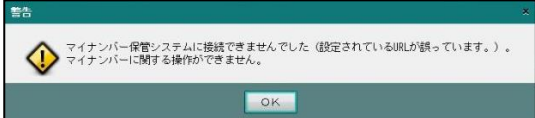
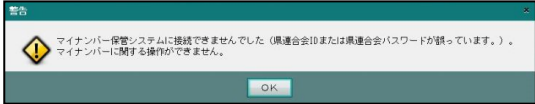
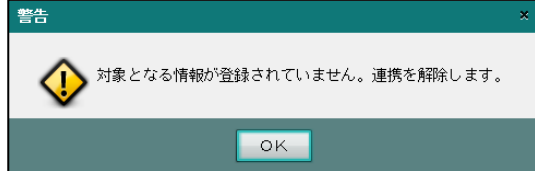
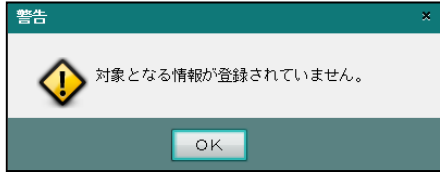
### 1.7.3 エラーメッセージ・警告メッセージ

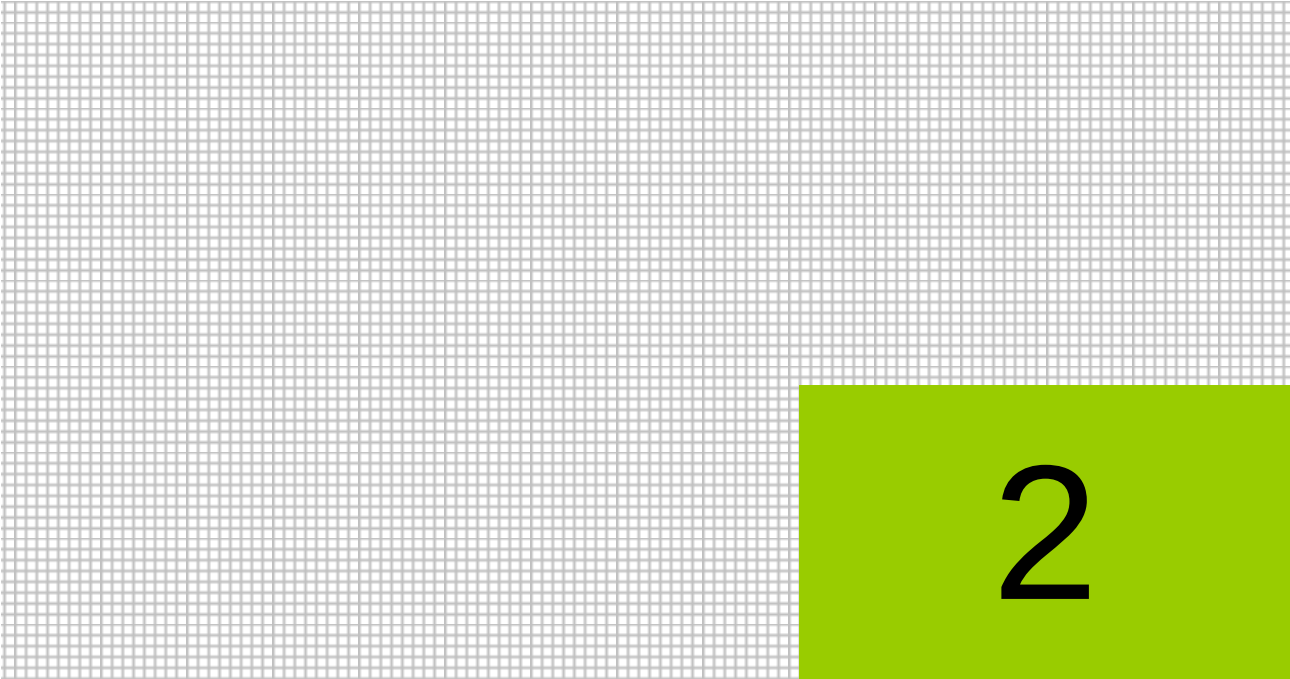
ログインまたは個人番号の操作を行った際にメッセージが表示される場合があります。メッセージには「エラー」と「警告」があります。メッセージごとの原因と対処方法は次のとおりです。

#### ●エラーメッセージ

| No. | メッセージ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 原因                         | 対処方法                   |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------|
| 1   | <p>(例) 連携ボタンクリック時にエラーが発生した</p>  <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした。<br/>再度、〇〇ボタンをクリックして(印刷処理を行って)ください。<br/>繰り返しエラーメッセージが表示される場合はシステム管理者にご連絡ください。</p> <p>上記メッセージの〇〇には、次のいずれかの文言が表示されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携</li> <li>・解除</li> <li>・決定</li> <li>・個人番号表示</li> <li>・抽出</li> </ul> | ネットワークに負荷がかかっています。         | しばらく時間をおいて、再度処理を実行します。 |
|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ネットワークに接続されていません。          | システム管理者へ問い合わせます。       |
|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 『マイナンバー保管』のDB サーバーが応答しません。 | システム管理者へ問い合わせます。       |
| 2   |  <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした。</p>                                                                                                                                                                                                                                                               | 『マイナンバー保管』のAP サーバーが応答しません。 | システム管理者へ問い合わせます。       |
|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ネットワークに接続されていません。          | システム管理者へ問い合わせます。       |

## ●警告メッセージ

| No. | メッセージ                                                                                                                                                                   | 原因                             | 対処方法                                  |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|
| 1   |  <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした（保管システム接続）。<br/>マイナンバーに関する操作ができません。</p>                     | 『マイナンバー保管』の AP サーバーが応答しません。    | システム管理者へ問い合わせます。                      |
|     |                                                                                                                                                                         | 『マイナンバー保管』の URL に誤りがあります。      | システム管理者へ問い合わせます。                      |
| 2   |  <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした（設定されている URL が誤っています。）。<br/>マイナンバーに関する操作ができません。</p>         | 『マイナンバー保管』の DB サーバーが応答しません。    | システム管理者へ問い合わせます。                      |
|     |                                                                                                                                                                         | 『マイナンバー保管』の URL に誤りがあります。      | システム管理者へ問い合わせます。                      |
| 3   |  <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした（県連合会 ID または県連合会パスワードが誤っています。）。<br/>マイナンバーに関する操作ができません。</p> | 『マイナンバー保管』に接続する契約情報に誤りがあります。   | システム管理者へ問い合わせます。                      |
| 4   |  <p>対象となる情報が登録されていません。連携を解除します。</p>                                                  | 連携した個人番号が『マイナンバー保管』から削除されています。 | 必要に応じて、個人番号を再登録し連携します。                |
| 5   |  <p>対象となる情報が登録されていません。</p>                                                           | 連携した個人番号が『マイナンバー保管』から削除されています。 | 個人番号を解除します。<br>必要に応じて、個人番号を再登録し連携します。 |



# 2

## 消費税基本情報を設定する

### 2.1 消費税基本情報

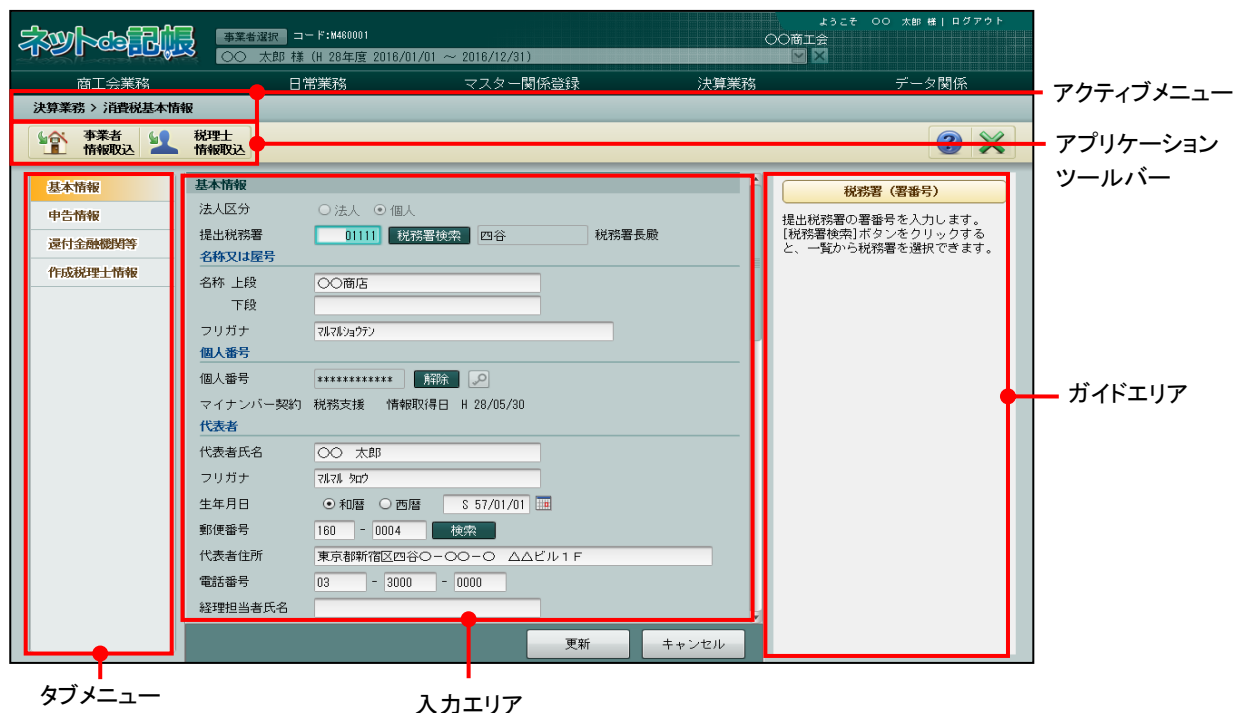
## 2 消費税基本情報を設定する

消費税申告書の作成に必要な情報を設定します。

### 2.1 消費税基本情報

『決算業務』 > 『消費税基本情報』

消費税申告書を作成する前に、申告情報および還付金融機関等の基本情報を設定します。



[アクティブメニュー]

- ・現在処理中の画面名が表示されます。

[アプリケーションツールバー]

- ・操作可能なボタンが表示されます。

【事業者情報取込】ボタン

- ・『商工会業務』 > 『事業者情報登録』で変更された事業者情報を取り込むことができます。

 → 「2.1.5 事業者情報を取り込む」参照

【税理士情報取込】ボタン

- ・『商工会業務』 > 『ユーザー情報登録』で変更された税理士情報を取り込むことができます。
- ・[税理士情報取込] ボタンは、「システム権限」が「税理士」以外の商工会ユーザーがログインした場合のみ表示されます。

 → 「2.1.6 税理士情報を取り込む」参照

[タブメニュー]

- 基本情報や申告情報など入力する画面を切り替えます。

[入力エリア]

- 項目の入力を行います。

[ガイドエリア]

- 入力する項目の説明が表示されます。

### 2.1.1 消費税基本情報を設定する

『決算業務』 > 『消費税基本情報』

『消費税基本情報』を設定する手順について説明します。



①設定するタブメニューをクリックします。

②各タブのガイドエリアを参考にして、消費税基本情報を設定します。



個人の消費税基本情報の設定内容➡

「2.1.2 消費税基本情報の設定項目（個人の場合）」参照



法人の消費税基本情報の設定内容➡

「2.1.3 消費税基本情報の設定項目（法人の場合）」参照

③ [更新] ボタンをクリックします。

④ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。



## 2.1.2 消費税基本情報の設定項目（個人の場合）

『決算業務』 > 『消費税基本情報』

個人の場合の消費税基本情報の設定項目について説明します。

### 2.1.2.1 [基本情報] タブ

[基本情報] タブの詳細について説明します。

[法人区分]

- ・法人区分が表示されます。変更することはできません。

[提出税務署]

- ・[税務署検索] ボタンをクリックし、《役所検索エクспローラー》を表示します。提出先の税務署を《役所検索エクспローラー》から選択します。

利用頻度の高いボタン➡

「概要・基本操作 2.8.2 役所検索エクспローラー」参照

[名称 上段]

- ・名称または屋号を全角 15 文字以内で入力します。

[名称 下段]

- ・名称または屋号が上段で収まらない場合に全角 15 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- ・名称または屋号のフリガナを半角 40 文字以内で入力します。
- ・名称上段および下段に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[個人番号]

- ・[個人番号] 欄は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- ・特定個人情報扱うための条件を満たしているか、個人番号が連携されているかにより、[個人番号]、[連携] ボタン、[解除] ボタンおよび  ボタンの表示状態が異なります。

### 〔連携〕ボタン

- 個人番号が連携されていない場合、〔連携〕ボタンが表示されます。
- 『マイナンバー保管』の個人番号を『ネット de 記帳』に連携します。

 [個人番号の連携について](#)→「2.1.2.2 個人番号を連携する」参照

### 〔解除〕ボタン

- 個人番号が連携されている場合、〔解除〕ボタンが表示されます。
- 『マイナンバー保管』の個人番号の連携を解除します。

 [個人番号の解除について](#)→「2.1.2.3 個人番号を解除する」参照

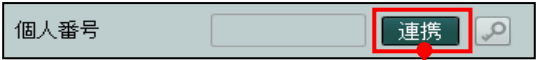
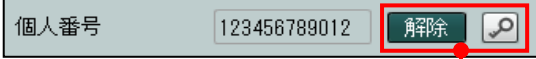
### ボタン

- 個人番号のマスク状態を切り替えます。

 [個人番号を表示できるユーザーについて](#)→

「1.7.2 『ネット de 記帳』の個人番号の操作」参照

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

| 事業者のマイナンバー契約区分 | ログインユーザーのマイナンバー連携権限 | ログイン端末   | 個人番号欄の表示状態                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------|---------------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 税務支援           | あり                  | 登録済み端末   | <p>●個人番号が連携されていない状態<br/>個人番号は、表示されません。<br/>〔連携〕ボタンのみ操作できます。</p>  <p>操作可能</p> <p>●個人番号が連携された状態<br/>個人番号は、マスク状態で表示されます。<br/>〔解除〕ボタンおよび  ボタンが操作できます。</p>  <p>操作可能</p> <p>マスク状態で  ボタンをクリックすると個人番号が表示されます。再度クリックするとマスク状態に切り替わります。</p>  <p>操作可能</p> |
| 税務支援           | あり                  | 登録済み端末以外 | <p>●個人番号が連携されていない状態<br/>個人番号は、表示されません。<br/>ボタンの操作はできません。</p>  <p>操作不可</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 税務支援           | なし                  | 登録済み端末   | <p>●個人番号が連携された状態<br/>個人番号は、マスク状態で表示されます。<br/>ボタンの操作はできません。</p>  <p>操作不可</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 税務支援以外         | -                   | -        | <p>●個人番号が連携されていない状態<br/>個人番号は、表示されません。<br/>ボタンの操作はできません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

[マイナンバー契約]

- [マイナンバー契約] 欄は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- 事業者の「マイナンバー契約区分」が表示されます。「マイナンバー契約区分」には、「利用なし」「税務支援」「保管のみ」があります。
- 「情報取得日」に、「マイナンバー契約区分」を取得した日付が表示されます。

[代表者氏名]

- 代表者の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- 代表者の氏名のフリガナを半角 30 文字以内で入力します。
- 代表者氏名に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[生年月日]

- [生年月日] 欄は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- 和暦または西暦を選択し、代表者の生年月日を入力します。

[郵便番号]

- 上 3 桁+下 4 桁（半角）で入力します。郵便番号入力後[検索] ボタンをクリックすると、住所欄に該当住所が表示されます。

[代表者住所]

- 代表者の住所を全角 40 文字以内で入力します。

[電話番号]

- 代表者の電話番号を半角で入力します。

[経理担当者氏名]

- 経理担当者の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

### 2.1.2.2 個人番号を連携する

『マイナンバー保管』の個人番号を『ネット de 記帳』に連携する手順について説明します。  
連携する手順は、氏名および生年月日の状況により、4 つのパターンがあります。

(1) 『マイナンバー保管』と『ネット de 記帳』の氏名および生年月日が一致する場合



① [基本情報] タブをクリックします。

② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。

③ヘッダーには、《消費税基本情報》画面の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、ヘッダーに表示された氏名および生年月日と一致する『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族が表示されます。

④一覧で連携する個人をクリックします。

⑤ [決定] ボタンをクリックします。

- ⑥ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。

|      |       |    |                                                                                    |
|------|-------|----|------------------------------------------------------------------------------------|
| 個人番号 | ***** | 解除 |  |
|------|-------|----|------------------------------------------------------------------------------------|

- ⑦ [更新] ボタンをクリックします。
- ⑧ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

(2) 『マイナンバー保管』と『ネット de 記帳』の氏名が一致しない場合

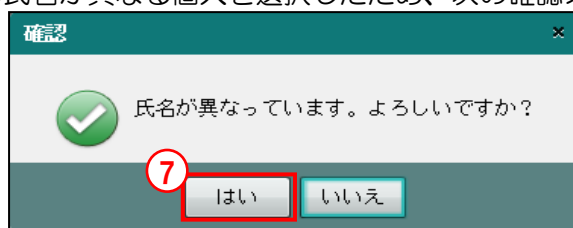


- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。
- ③ ヘッダーには、《消費税基本情報》の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。

| 氏名    | 生年月日       |
|-------|------------|
| 〇〇 太郎 | 〇 57/01/01 |
| 〇〇 幸子 | 〇 37/11/29 |
| 〇〇 健太 | 〇 57/09/20 |

- ④ 一覧で連携する個人をクリックします。
- ⑤ [決定] ボタンをクリックします。

⑥氏名が異なる個人を選択したため、次の確認メッセージが表示されます。



⑦ [はい] ボタンをクリックします。

⑧ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。



⑨ [更新] ボタンをクリックします。

⑩ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

(3) 『マイナンバー保管』と『ネット de 記帳』の生年月日が一致しない場合



① [基本情報] タブをクリックします。

② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。

③ ヘッダーには、《消費税基本情報》の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。

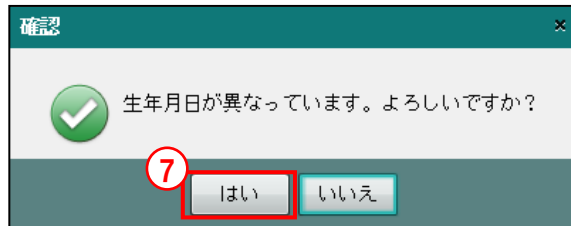
| 氏名     | 生年月日       |
|--------|------------|
| 〇〇 太郎  | S 57/01/01 |
| 〇〇 太郎  | S 37/08/11 |
| 〇〇〇 幸子 | S 37/11/29 |
| 〇〇 健太  | S 57/09/20 |

④ 一覧で連携する個人をクリックします。

⑤ [決定] ボタンをクリックします。

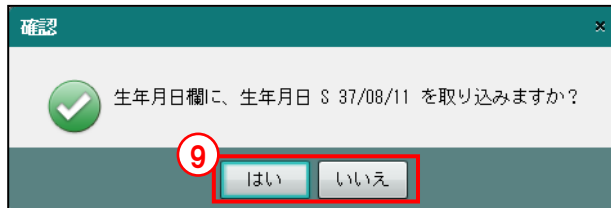


- ⑥生年月日が異なる個人を選択したため、次の確認メッセージが表示されます。



- ⑦ [はい] ボタンをクリックします。

- ⑧<<消費税基本情報>>に『マイナンバー保管』の生年月日を取り込むかを確認するメッセージが表示されます。



- ⑨ [はい] ボタンをクリックすると、『マイナンバー保管』の生年月日が<<消費税基本情報>>に上書きされます。[いいえ] ボタンをクリックすると、生年月日は上書きされません。

- ⑩ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。



- ⑪ [更新] ボタンをクリックします。

- ⑫ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

(4) 『ネット de 記帳』の生年月日が未登録の場合

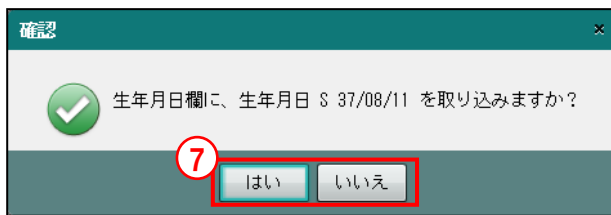


- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。
- ③ ヘッダーには、《消費税基本情報》の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。

| 氏名     | 生年月日       |
|--------|------------|
| 〇〇 太郎  | S 16/08/30 |
| 〇〇 太郎  | S 37/08/11 |
| 〇〇〇 幸子 | S 37/11/29 |
| 〇〇 健太  | S 57/09/20 |

- ④ 一覧で連携する個人をクリックします。
- ⑤ [決定] ボタンをクリックします。

- ⑥「消費税基本情報」に『マイナンバー保管』の生年月日を取り込むかを確認するメッセージが表示されます。



- ⑦ [はい] ボタンをクリックすると、『マイナンバー保管』の生年月日が「消費税基本情報」に上書きされます。[いいえ] ボタンをクリックすると、生年月日は上書きされません。
- ⑧ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。



- ⑨ [更新] ボタンをクリックします。
- ⑩ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

## 2.1.2.3 個人番号を解除する

『ネット de 記帳』に連携した個人番号を解除する手順について説明します。



- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の[解除] ボタンをクリックします。
- ③ [決定] ボタンをクリックします。

- ④ [基本情報] タブの[個人番号] 欄の個人番号がクリアされた状態で表示されます。

- ⑤ [更新] ボタンをクリックします。
- ⑥ [X] ボタンをクリックし、操作を終了します。

#### 2.1.2.4 [申告情報] タブ

[申告情報] タブの詳細について説明します。

#### ●納税地

[郵便番号]

- ・ 上 3 桁+下 4 桁（半角）で入力します。郵便番号入力後 [検索] ボタンをクリックすると、納税地欄に該当住所が表示されます。

[納税地上段]

- ・ 納税地の住所を全角 20 文字以内で入力します。

[納税地下段]

- ・ 納税地上段で収まらない場合に全角 20 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- ・ 納税地の住所のフリガナを半角 80 文字以内で入力します。
- ・ 納税地上段および下段に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[電話番号]

- ・ 納税地の電話番号を半角で入力します。

#### ●税務署処理欄

[所管]

- ・ 半角 2 文字以内で入力します。

[要否]

- ・ 半角 2 文字以内で入力します。

[整理番号]

- ・ 半角 8 文字以内で入力します。

#### ●付記事項

[割賦基準の適用]

- ・ 割賦基準の適用について選択します。

**空欄**

申告書に何も印刷しないときに選択します。

**有**

適用する場合に選択します。

**無**

適用しない場合に選択します。

[延払基準等の適用]

- 延払基準等の適用について選択します。

**空欄**

申告書に何も印刷しないときに選択します。

**有**

適用する場合に選択します。

**無**

適用しない場合に選択します。

[工事進行基準の適用]

- 工事進行基準の適用について選択します。

**空欄**

申告書に何も印刷しないときに選択します。

**有**

適用する場合に選択します。

**無**

適用しない場合に選択します。

[現金主義会計の適用]

- 現金主義会計の適用について選択します。

**空欄**

申告書に何も印刷しないときに選択します。

**有**

適用する場合に選択します。

**無**

適用しない場合に選択します。

### 2.1.2.5 「還付金融機関等」タブ

「還付金融機関等」タブの詳細について説明します。還付金融機関等は、還付される税金がある場合に表示・印刷されます。「金融機関区分」で「銀行等」「郵便局・ゆうちょ銀行」から選択します。

#### ● 「金融機関区分」で「銀行等」を選択した場合

##### 「金融機関名」

- 金融機関の名称を全角 15 文字以内で入力し、続けて「空白」「銀行」「金庫」「組合」「農協」「漁協」から選択します。

##### 「本支店名」

- 金融機関の支店名を全角 15 文字以内で入力し、続けて「空白」「本店」「支店」「本所」「支所」「出張所」から選択します。

##### 「預金種類」

- 預金の種類を「空白」「普通」「当座」「納税準備」「通知」「別段」「貯蓄」「その他」から選択します。
- 「その他」を選択した場合は、預金の種類を全角 4 文字以内で入力します。

##### 「口座番号」

- 預金の口座番号を 10 桁以内で入力します。

#### ● 「金融機関区分」で「郵便局・ゆうちょ銀行」を選択した場合

##### 「郵便局名」

- 郵便局名を全角 15 文字以内で入力します。

##### 「貯金記号番号」

- 貯金の記号番号を半角 5 桁+8 桁以内で入力します。

## 2.1.2.6 [作成税理士情報] タブ

[作成税理士情報] タブの詳細について説明します。

## [付記名称]

- ・作成税理士が社員税理士または補助税理士の場合に、税理士法人名または税理士事務所名を、全角 30 文字以内で入力します。

## [フリガナ]

- ・作成税理士が社員税理士または補助税理士の場合に、税理士法人名あるいは税理士事務所名のフリガナを、半角 60 文字以内で入力します。
- ・付記名称に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

## [税理士名]

- ・税理士の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

## [フリガナ]

- ・税理士名のフリガナを、半角 30 文字以内で入力します。
- ・税理士名に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

## [事務所郵便番号]

- ・上 3 桁+下 4 桁で入力します。郵便番号入力後 [検索] ボタンをクリックすると、所在地欄に該当住所が表示されます。

## [事務所所在地]

- ・税理士の事務所所在地の住所を全角 40 文字以内で入力します。

## [電話番号]

- ・税理士の電話番号を半角で入力します。

## [税理士法第 30 条の書面提出有]

- ・税理士法第 30 条の書面提出有の場合にチェックをつけます。

## [税理士法第 33 条の 2 の書面提出有]

- ・税理士法第 33 条の 2 の書面提出有の場合にチェックをつけます。



### 2.1.3 消費税基本情報の設定項目（法人の場合）

『決算業務』＞『消費税基本情報』

法人の場合の消費税基本情報の設定項目について説明します。

#### 2.1.3.1 「基本情報」タブ

「基本情報」タブの詳細について説明します。

個人と同じ設定項目については、個人の設定内容を参照してください。



「基本情報」タブについて→「2.1.2.1 「基本情報」タブ」参照

|             |         |                                                              |
|-------------|---------|--------------------------------------------------------------|
| <b>基本情報</b> | 基本情報    |                                                              |
| 申告情報        | 法人区分    | <input checked="" type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> 個人 |
| 還付金融機関等     | 提出税務署   | 01111 税務署検索 四谷 税務署長殿                                         |
| 作成税理士情報     | 名称又は屋号  |                                                              |
|             | 名称 上段   | 株式会社〇〇商事                                                     |
|             | 下段      |                                                              |
|             | フリガナ    | マツダヨウ                                                        |
|             | 法人番号    |                                                              |
|             | 法人番号    | <a href="#">国税庁法人番号公表サイト</a>                                 |
|             | 代表者     |                                                              |
|             | 代表者氏名   | △△ 太郎                                                        |
|             | フリガナ    | サカサカカ タロウ                                                    |
|             | 郵便番号    | 160 - 0004 検索                                                |
|             | 代表者住所   | 東京都新宿区四谷〇-〇-〇 〇〇ビル3F                                         |
|             | 電話番号    | 99 - 9999 - 9999                                             |
|             | 経理担当者氏名 | 〇〇 一郎                                                        |

「法人番号」

- 法人番号を半角数字 13 桁で入力します。
- 法人番号を検索する場合は、「国税庁法人番号公表サイト」のリンクをクリックします。検索した法人番号は、コピーなどにより入力します。
- 「法人番号」欄は、会計期間の終了が平成 28 年 1 月 1 日以降の法人事業者の場合に表示されます。

#### 2.1.3.2 「申告情報」タブ

個人の「申告情報」タブの詳細と同様です。



「申告情報」タブについて→「2.1.2.4 「申告情報」タブ」参照

|             |           |                                                                                     |
|-------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>基本情報</b> | 申告情報      |                                                                                     |
| <b>申告情報</b> | 納税地       |                                                                                     |
| 還付金融機関等     | 郵便番号      | 160 - 0004 検索                                                                       |
| 作成税理士情報     | 納税地 上段    | 東京都新宿区四谷〇-〇〇-〇                                                                      |
|             | 下段        |                                                                                     |
|             | フリガナ      | トウキョウトシマタヨウマツル-マツル-マツル                                                              |
|             | 電話番号      | 99 - 9999 - 9999                                                                    |
|             | 税務署処理欄    |                                                                                     |
|             | 所管        | <input type="checkbox"/> 要否 <input type="checkbox"/> 整理番号 12345678                  |
|             | 付記事項      |                                                                                     |
|             | 割賦基準の適用   | <input type="radio"/> 空欄 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 |
|             | 延払基準等の適用  | <input type="radio"/> 空欄 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 |
|             | 工事進行基準の適用 | <input type="radio"/> 空欄 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 |
|             | 現金主義会計の適用 | <input type="radio"/> 空欄 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 |

## 2.1.3.3 「還付金融機関等」タブ

個人の「還付金融機関等」タブの詳細と同様です。



[「還付金融機関等」タブについて➡](#)

「2.1.2.5 「還付金融機関等」タブ」参照

## 2.1.3.4 「作成税理士情報」タブ

個人の「作成税理士情報」タブの詳細と同様です。



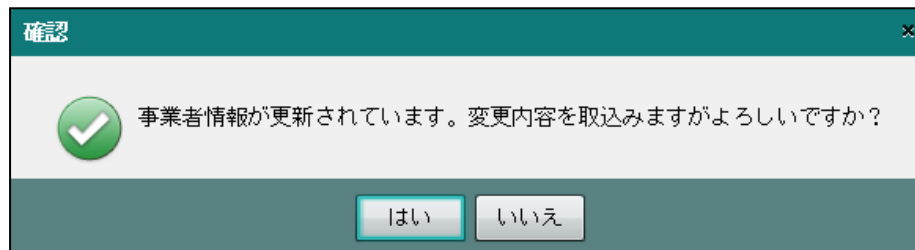
[「作成税理士情報」タブについて➡](#)

「2.1.2.6 「作成税理士情報」タブ」参照

### 2.1.4 『消費税基本情報』 起動時に表示されるメッセージ

『消費税基本情報』の初回起動時に表示されるメッセージについて説明します。

- ・『商工会業務』>『事業者情報登録』で『消費税基本情報』に取り込み可能な事業者情報が変更されていると、次のメッセージが表示されます。



- ・[はい] ボタンをクリックすると、《事業者情報取込》画面が表示されます。
- ・操作については、[事業者情報取込] ボタンをクリックした時と同様です。

 → 「2.1.5 事業者情報を取り込む」参照

『消費税基本情報』に取り込み可能な事業者情報の項目

| タブ名  | 項目名      | 個人 | 法人 |
|------|----------|----|----|
| 基本情報 | 法人区分     | ○  | ○  |
|      | 提出税務署    | ○  | ○  |
|      | 名称又は屋号   | ○  | ○  |
|      | 名称又は屋号カナ | ○  | ○  |
|      | 法人番号     | —  | ○  |
|      | 個人番号     | ○  | —  |
|      | 代表者氏名    | ○  | ○  |
|      | 代表者氏名カナ  | ○  | ○  |
|      | 生年月日     | ○  | —  |
|      | 代表者郵便番号  | ○  | ○  |
|      | 代表者住所    | ○  | ○  |
|      | 代表者電話番号  | ○  | ○  |
|      | 経理担当者氏名  | ○  | ○  |
| 申告情報 | 納税地郵便番号  | ○  | ○  |
|      | 納税地      | ○  | ○  |
|      | 納税地フリガナ  | ○  | ○  |
|      | 納税地電話番号  | ○  | ○  |
|      | 整理番号     | ○  | ○  |

## 2.1.5 事業者情報を取り込む

『決算業務』>『消費税基本情報』>『事業者情報取込』

『商工会業務』>『事業者情報登録』で変更された事業者情報を『消費税基本情報』に取り込む手順について説明します。取り込んだ情報は、『消費税基本情報』>[基本情報]タブおよび[申告情報]タブに反映されます。



『消費税基本情報』に取り込み可能な事業者情報→

「2.1.4 『消費税基本情報』起動時に表示されるメッセージ」参照



① [事業者情報取込] ボタンをクリックします。

② ≪事業者情報取込≫画面が表示されます。各項目の上段には、『商工会業務』>『事業者情報登録』で登録済みの内容が表示されます。下段には、『消費税基本情報』>[基本情報]タブおよび[申告情報]タブで登録済みの内容が表示されます。

- ③上段と下段の内容に差異がある項目には、チェックがついた状態で表示されます。チェックがついた項目が取り込み対象となります。取り込みを行わない項目は、チェックをはずします。
- ④取り込む内容を確認します。必要に応じて、内容を編集します。編集しても、『商工会業務』>『事業者情報登録』には反映されません。
- ⑤〔取込む〕ボタンをクリックします。
- ⑥取り込まれた内容が〔基本情報〕タブおよび〔申告情報〕タブに表示されます。
- ⑦〔×〕ボタンをクリックして、操作を終了します。

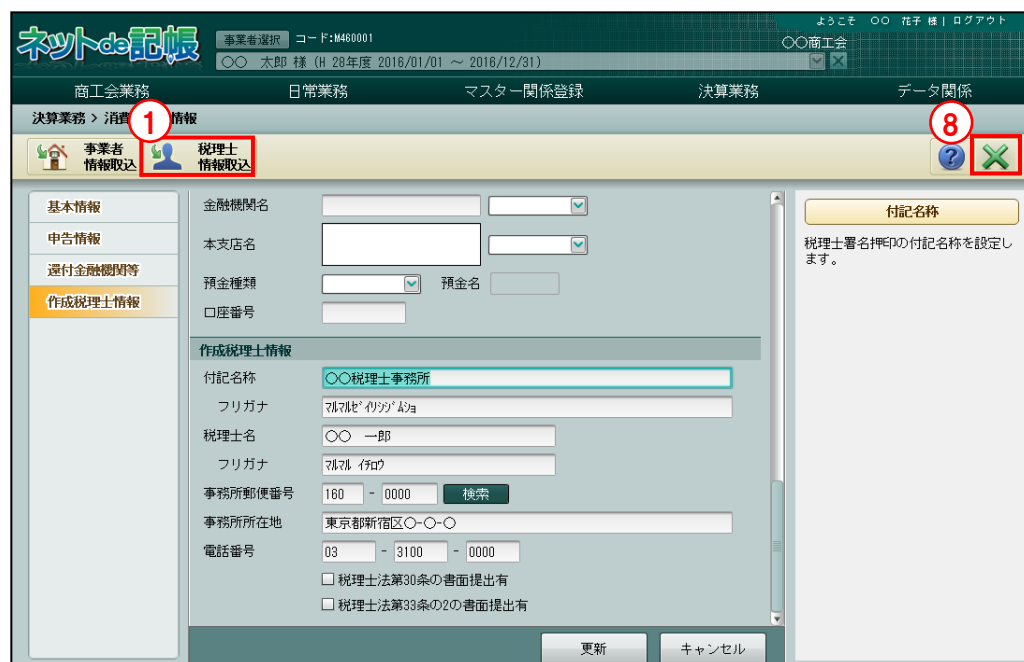
### 2.1.6 税理士情報を取り込む

『決算業務』>『消費税基本情報』>『税理士情報取込』

『商工会業務』>『ユーザー情報登録』で変更された税理士情報を『消費税基本情報』に取り込む手順について説明します。取り込んだ情報は、『消費税基本情報』>[作成税理士情報]タブに反映されます。

[税理士情報取込] ボタンは、「システム権限」が「税理士」以外の商工会ユーザーがログインした場合のみ表示されます。

 → 「2.1.2.6 [作成税理士情報] タブ」参照



① [税理士情報取込] ボタンをクリックします。

② ≪税理士情報取込≫画面で、取り込みを行う税理士をリストから選択します。



- ③選択した税理士の情報が表示されます。各項目の上段には、『商工会業務』>『ユーザー情報情報』で登録済みの内容が表示されます。下段には、『消費税基本情報』>〔作成税理士情報〕タブで登録済みの内容が表示されます。
- ④すべての項目にチェックがついた状態で表示されます。チェックがついた項目が取り込み対象となります。取り込みを行わない項目は、チェックをはずします。
- ⑤取り込む内容を確認します。必要に応じて、内容を編集します。編集しても、『商工会業務』>『ユーザー情報登録』には反映されません。
- ⑥〔取込む〕ボタンをクリックします。
- ⑦取り込まれた内容が〔作成税理士情報〕タブに表示されます。

- ⑧〔×〕ボタンをクリックして、操作を終了します。

# MEMO

[illegible]



# 3

## 消費税申告書を作成する

- 3.1 消費税申告書の流れ（詳細）
- 3.2 消費税計算情報
- 3.3 申告書選択
- 3.4 基礎金額登録
- 3.5 申告書・付表
- 3.6 入力検証
- 3.7 入力完了
- 3.8 印刷

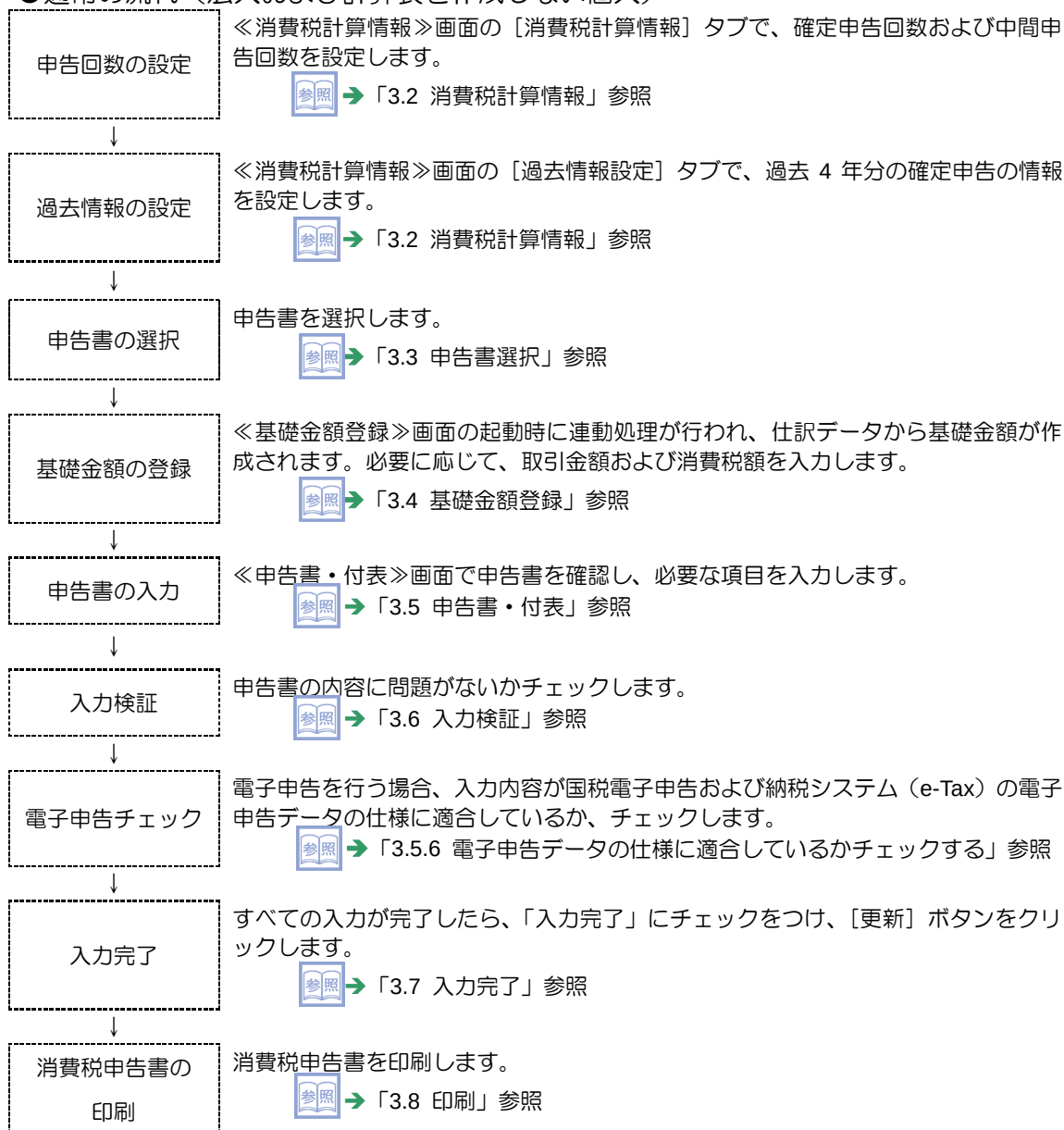
## 3 消費税申告書を作成する

「原則課税」または「簡易課税」を選択して申告書を作成します。作成した申告書および付表は消費税申告書として出力することができます。中間申告が必要な場合は、予定申告による中間申告書を作成することができます。

### 3.1 消費税申告書作成の流れ（詳細）

消費税申告書作成から印刷までの流れは次のとおりです。

●通常の流れ（法人および計算表を作成しない個人）



●計算表を作成する場合の流れ（個人のみ）



## 3.2 消費税計算情報

消費税計算情報および過去情報を設定します。

《個人の場合》

[アクティブメニュー]

- ・現在処理中の画面名が表示されます。

[アプリケーションツールバー]

- ・操作可能なボタンが表示されます。

自動設定

- ・前期の国税納付額に応じて中間申告回数を自動で設定する場合にクリックします。

[ナビメニュー]

- ・ナビメニューの順に入力を進めます。

[タブメニュー]

- ・各ナビメニューで入力する画面を切り替えます。

[消費税計算情報設定エリア]

- ・項目の入力を行います。

### 3.2.1 消費税計算情報を設定する

『決算業務』＞『消費税計算情報』

消費税計算情報および過去情報の設定手順について説明します。



#### 【消費税計算情報】タブ画面の自動表示について

個人で確定申告書が未作成の場合、メニューから『消費税申告書』を起動すると、[消費税計算情報] タブが自動で表示されます。法人の場合、自動では表示されません。



- ① [消費税計算情報] ナビボタンをクリックします。
- ② [消費税計算情報] タブまたは [過去情報設定] タブを選択します。



→ 「3.2.1.1 [消費税計算情報] タブ」参照



→ 「3.2.1.2 [過去情報設定] タブ」参照

- ③必要に応じて、入力エリアの内容を設定します。

## 3.2.1.1 [消費税計算情報] タブ

『決算業務』&gt;『消費税計算情報』&gt;『消費税計算情報』

[消費税計算情報] タブの詳細について説明します。

The screenshot shows the '消費税計算情報' (Consumption Tax Calculation Information) tab in the 'ネットde記帳' (Net de Keisan) software. The interface includes a header with user information (ユーザー: 太郎様, H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31) and a main area with various settings for consumption tax calculation. The settings are organized into sections: 消費税区分 (Consumption Tax District), 税処理区分 (Tax Treatment District), 外税売上の税額計算区分 (Consumption Tax District for Sales with Tax), 仕入の税額計算区分 (Consumption Tax District for Purchases), 控除税額の計算区分 (Consumption Tax District for Deduction), 税務署長承認課税割合 (Tax Bureau Chief Approved Tax Rate), 確定申告回数 (Final Return Count), and 中間申告回数 (Intermediate Return Count). Each section has radio buttons for different options, and some have checkboxes for additional actions like '計算表を作成する' (Create Calculation Table).

## [消費税区分]

- ・免税・原則課税・簡易課税が表示されます。変更することはできません。
- ・消費税区分を変更する場合は、『マスター関係登録』>『事業者基本情報』で行います。

## [税処理区分]

- ・税込処理・税抜処理が表示されます。変更することはできません。
- ・税処理区分を変更する場合は、『マスター関係登録』>『事業者基本情報』で行います。

## [外税売上の税額計算区分]

- ・売上科目を外税入力した場合の消費税額の計算方法を選択します。

## 期間方式

- ・入力した売上科目の金額を仮受消費税の金額から、その課税期間における税込金額を求め、課税標準額と消費税額を計算します。

## 積上方式

- ・入力した売上科目の金額と仮受消費税の金額を、取引ごとに積み上げ計算を行い、課税標準額と消費税額を計算します。「課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用」を受ける場合に選択します。

## [仕入の税額計算区分]

- ・仕入控除税額の計算区分を選択します。

## 期間方式

課税期間における仕入取引が税込で集計され、控除対象仕入税額が算出されます。

## 積上方式 1

内税入力の場合は「期間方式」で計算され、消費税額が税込金額 $\times 6.3 \div 108$ （または $\times 4 \div 105$ ）で算出されます。外税入力の場合は、取引ごとの仮払消費税額が積み上げ計算され、消費税額が金額 $\times 6.3 \div 80$ （または $\times 4 \div 5$ ）で算出されます。

## 積上方式2

内税入力の場合は、消費税額が取引ごとに計算された仮払消費税の総額 $\times 63 \div 80$ （または $\times 4 \div 5$ ）で算出されます。外税入力の場合は、取引ごとの仮払消費税額が積み上げ計算され、消費税額が総額 $\times 63 \div 80$ （または $\times 4 \div 5$ ）で算出されます。

### [控除税額の計算区分]

- ・「個別対応方式」「一括比例配分方式」から選択します。

### [税務署長承認課税割合（分子／分母）]

- ・分子、分母とも12桁以内で入力します。
- ・「控除税額の計算方法」で「個別対応方式」を選択し、課税売上割合の代わりに税務署長承認課税割合を使用する場合に、その計算データを登録します。所轄税務署長に課税割合を認められた場合のみ入力します。

### [簡便法計算区分]

- ・簡易課税で簡便法の計算をする場合にチェックをつけます。
- ・『商工会業務』>『事業者情報登録』>『事業者登録』>「事業者区分」で「個人」を選択し、『マスター関係登録』>『事業者基本情報』>[消費税情報]タブの「消費税区分」で「簡易課税」を選択している場合のみ表示されます。



→「3.5.1.5 簡便法の計算について」参照

### [確定申告回数]

- ・「年1回」「年4回（3か月）」「年12回（1か月）」から選択します。

#### [計算表を作成する]

- ・会計期間の開始が平成30年1月1日以降の個人事業者で、税額計算で期間方式を採用し、確定申告回数が「年1回」の場合、にチェックをつけることができます。
- ・法人の場合は、表示されません。



→「3.2.1.5 「計算表を作成する」のチェックについて」参照

### [中間申告回数]

- ・「なし」「年1回（6か月）」「年3回（3か月）」「年11回（1か月）」から選択します。
- ・確定申告回数が「年1回」の場合のみ設定することができます。
- ・「なし」以外を選択した場合は、[申告書選択]ナビボタンで「中間申告書」が表示されます。

#### [任意（年1回）]

- ・任意で中間申告をする場合に選択します。「中間申告回数」で「なし」を選択した場合のみチェックをつけることができます。
- ・任意（年1回）にチェックをつけた場合は、[自動設定]ボタンは使用できません。



## 任意の中間申告制度

任意の中間申告制度とは、前課税期間の消費税額（地方消費税額を含まない）が48万円以下でも中間申告書を提出できる制度です。

任意の中間申告制度は個人の場合、平成27年1月1日以降に開始する課税期間より適用されます。法人の場合は、平成26年4月1日以降に開始する課税期間より適用されます。

## 3.2.1.2 「過去情報設定」タブ

『決算業務』＞『消費税計算情報』＞『過去情報設定』

「過去情報設定」タブの詳細について説明します。過去情報には、過去4年分の確定申告の金額が表示されます。

『消費税申告書』を初めて使用する場合は、前々期および前期の過去情報を入力します。次年度以降は『決算更新』を実行すると、今期の金額が前期欄に前期の金額が前々期欄にと繰り越されるため、入力の必要はありません。

今期の確定申告の金額は、「入力完了」にチェックをつけて「更新」ボタンをクリックすると反映されます。

ネットde記帳 コード:0400020001 ようこそ ○○ 太郎様 | ログアウト

○○ 太郎様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係

決算業務 > 消費税申告書

消費税計算情報 申告書選択 基礎金額登録 申告書・付表 入力完了 会計連動

消費税計算情報 過去情報設定

| 課税期間                   | 今 期                          | 前 期                          | 前々期                          | 3 期 前                        | 4 期 前                        |
|------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
|                        | 自 H 28.01.01<br>至 H 28.12.31 | 自 H 27.01.01<br>至 H 27.12.31 | 自 H 26.01.01<br>至 H 26.12.31 | 自 H 25.01.01<br>至 H 25.12.31 | 自 H 24.01.01<br>至 H 24.12.31 |
| 消費税計算                  | 原則課税                         | 原則課税                         | 原則課税                         | 原則課税                         | 簡易課税                         |
| 課税売上高 (課税売上割合の分子)      | 上期                           | 28,000,000                   | 25,000,000                   | 25,000,000                   | 22,000,000                   |
| ※消費税申告書の15             | 年間                           | 51,000,000                   | 50,000,000                   | 50,000,000                   | 50,000,000                   |
| 非課税資産の輸出等の金額           |                              |                              |                              |                              |                              |
| 基準期間の課税売上高             |                              | 51,000,000                   | 50,000,000                   | 50,000,000                   | 50,000,000                   |
| 課税売上高 - 非課税資産の輸出等の金額   |                              |                              |                              |                              |                              |
| 資産の譲渡等の対価の額 (課税売上割合分母) |                              |                              |                              |                              |                              |
| ※原則課税の消費税申告書16         |                              |                              |                              |                              |                              |
| 納税消費税額                 |                              |                              |                              |                              |                              |
| 納税消費税額 (内国税分)          |                              |                              |                              |                              |                              |

【今期欄について】  
今期の確定申告の金額は、入力完了画面で入力完了状態にすることで反映されます。

## 「課税期間」

- ・会計期間が表示されます。

## 「消費税計算」

- ・「なし」「簡易課税」「原則課税」「免税」から選択します。
- ・今期欄には「消費税計算情報」タブの「消費税区分」が表示されます。

## 「課税売上高 (課税売上割合の分子) 上期」 (前期)

- ・上期 (課税期間の開始から6か月間) の課税売上高を入力します。

## 「課税売上高 (課税売上割合の分子) 年間」 (前々期・前期)

- ・前々期、前期の消費税申告書 (一般用) における⑮「課税資産の譲渡等の対価の額」または、前々期、前期の消費税申告書 (簡易課税用) における⑮「この課税期間の課税売上高」の金額を入力します。

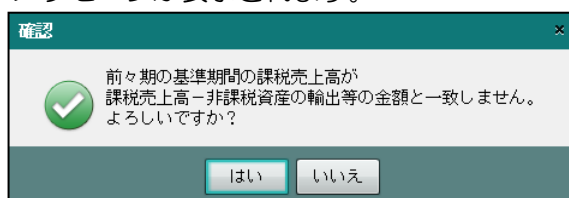
## 「非課税資産の輸出等の金額」

- ・「非課税資産の輸出等の金額」を入力します。



[基準期間の課税売上高] (前々期・前期)

- 「基準期間の課税売上高」には、「課税売上高（課税売上割合の分子）年間」から「非課税資産の輸出等の金額」を差し引いた金額を入力します。
- 「課税売上高（課税売上割合の分子）年間」または、「非課税資産の輸出等の金額」を入力すると、「基準期間の課税売上高」を自動で計算します。  
ただし、課税期間が1年に満たない場合は自動計算されません。
- 「基準期間の課税売上高」の金額が自動計算の結果と一致していない場合は、次の確認メッセージが表示されます。



- 前々期の「基準期間の課税売上高」は、当期の消費税申告書（一般用）の「基準期間の課税売上高」または、消費税申告書（簡易課税用）の⑯「基準期間の課税売上高」に印刷されます。

[資産の譲渡等の対価の額] (前々期・前期)

- 前々期および前期の消費税申告書（一般用）における⑯「資産の譲渡等の対価の額」を入力します。
- 「簡易課税」を選択している場合、登録する必要はありません。

[納税消費税額] (前期)

- 前期の納税消費税額を入力します。

[納税消費税額（内国税分）] (前期)

- 前期の納税消費税額のうち、国税分を入力します。
- 当期の中間申告書の「前課税期間の消費税額」として使用されます。

## 3.2.1.3 中間申告回数を自動設定する

『決算業務』&gt;『消費税計算情報』&gt;『自動設定』

前期の国税納付額に応じて中間申告回数を自動で設定する手順について説明します。

ネットde記帳 コード:0400020001 ようこそ 〇〇 太郎 様 | ログアウト

〇〇 太郎 様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係

1 業務 > 消費税申告書 4 ? X

自動設定

消費税計算情報 申告書選択 基礎金額登録 申告書・付表 入力完了 会計連動

消費税計算情報 過去情報設定

消費税区分 ☐ 免税 ☒ 原則課税 ☐ 簡易課税

税処理区分 ☐ 税込処理 ☒ 税抜処理

外売上の税額計算区分 ☒ 期間方式 ☐ 積上方式

仕入の税額計算区分 ☒ 期間方式 ☐ 積上方式1 ☐ 積上方式2

控除税額の計算区分 ☒ 個別対応方式 ☐ 一括比例配分方式

税務署長承認課税割合 (分子)  (分母)

確定申告回数 ☒ 年1回 ☐ 年4回(3か月) ☐ 年12回(1か月)

☐ 計算表を作成する

中間申告回数 ☒ なし ☐ 年1回(6か月) ☐ 年3回(3か月) ☐ 年11回(1か月)

☐ 任意(年1回)



① [自動設定] ボタンをクリックします。

②次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。

確認

申告区分明細の再生成を行います。  
申告データがすべて削除されますがよろしいですか?

はい いいえ

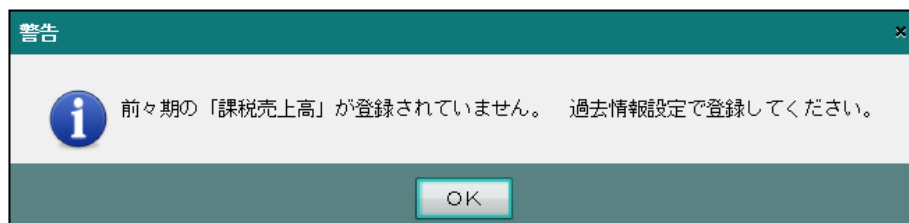
③前期の国税納付額に応じて、「中間申告回数」が設定されます。

#### 3.2.1.4 前々期の「基準期間の課税売上高」に関するメッセージ

前々期の「基準期間の課税売上高」の登録状況により、表示されるメッセージについて説明します。

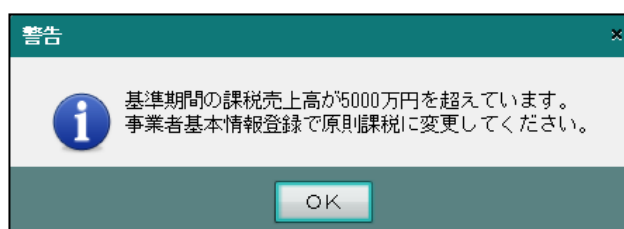
##### ●前々期の「基準期間の課税売上高」が未登録の場合

- ・《消費税計算情報》画面を起動した際、警告メッセージが表示されます。
- ・前々期の「基準期間の課税売上高」が0円の場合も同じメッセージが表示されます。



##### ●「簡易課税」を選択し、前々期の「基準期間の課税売上高」が5千万円超の場合

- ・ナビボタンの切り替え時、タブの切り替え時および[×] ボタンのクリック時、次の警告メッセージが表示されます。『マスター関係登録』>『事業者基本情報』の「消費税区分」を「原則課税」に変更します。



- ・法人で前々期の課税期間が1年に満たない場合は、5千万円を超えているか判定できないため、年換算して判断します。

## 3.2.1.5 「計算表を作成する」のチェックについて

個人の場合、消費税申告書の金額計算の流れを確認するための計算表を作成することができます。計算表を作成できる条件および「計算表を作成する」のチェックに関連する確認メッセージについて説明します。

## ● 計算表を作成できる条件

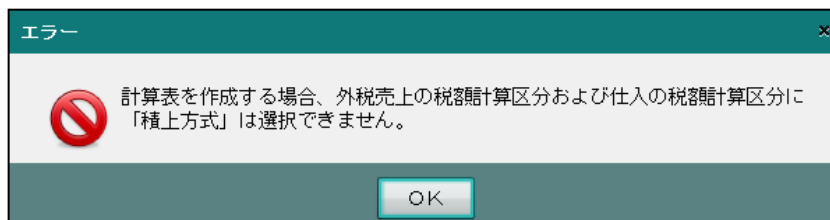
- 次の条件に該当する場合に、「計算表を作成する」にチェックをつけることができます。

|             |      |
|-------------|------|
| 個人/法人区分     | 個人   |
| 外税売上の税額計算区分 | 期間方式 |
| 仕入の税額計算区分   | 期間方式 |
| 確定申告回数      | 年1回  |
| 入力完了        | 未完了  |

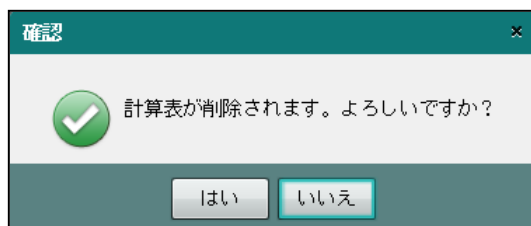
- 初期表示では、「計算表を作成する」にチェックはついておりません。

## ● 売上または仕入の税額計算区分を変更した場合に表示されるメッセージ

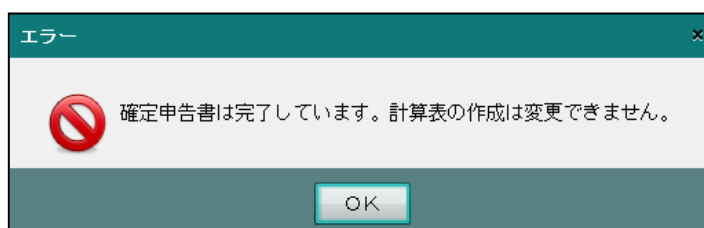
- 「計算表を作成する」にチェックをつけた状態で、「期間方式」から「積上方式」に変更すると、次のメッセージが表示され、更新できません。



- 「計算表を作成する」のチェックを変更する場合に表示されるメッセージ
- ・ 「入力完了」前にチェックを外すと、次のメッセージが表示されます。計算表を削除する場合、[はい] をクリックします。

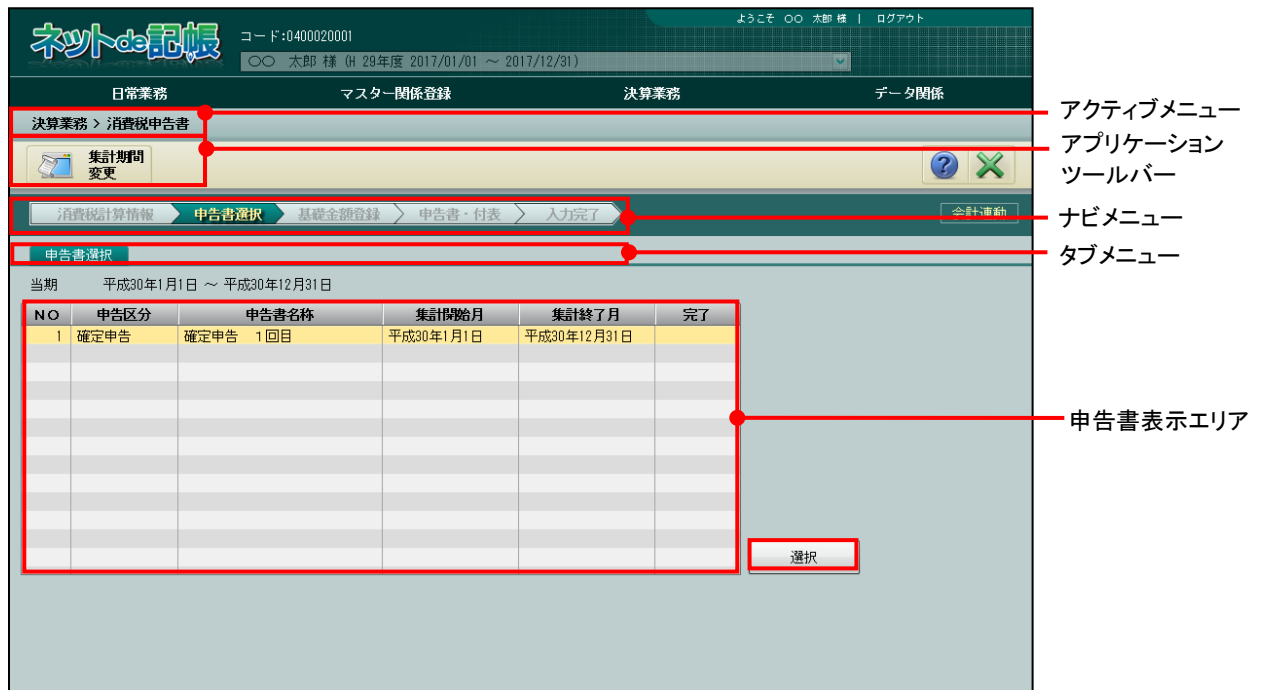


- ・ 「入力完了」後にチェックを外すと、次のメッセージが表示され、更新できません。
- ・ 「入力完了」後にチェックをつけると、次のメッセージが表示され、更新できません。



### 3.3 申告書選択

申告書を選択して、申告書の入力を行います。



#### [アクティブメニュー]

- ・現在処理中の画面名が表示されます。

#### [アプリケーションツールバー]

- ・操作可能なボタンが表示されます。

#### 集計期間変更

- ・集計期間を短縮する場合、クリックして集計終了月を変更します。
- ・法人で期中設立の場合、集計期間の開始月を設立年月に変更できます。

#### [ナビメニュー]

- ・入力するメニューを選択します。

#### [タブメニュー]

- ・各ナビメニューで入力する画面を切り替えます。

#### [申告書選択エリア]

- ・入力可能な申告書が表示されます。

#### [選択] ボタン

- ・クリックして、選択した申告書の入力を行います。

### 3.3.1 申告書を選択する

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『申告書選択』

中間申告書または確定申告書の作成手順について説明します。



① [申告書選択] ナビボタンをクリックします。

② 作成または確認を行う申告書を選択します。

③ [選択] ボタンをクリックします。



→ 「3.3.1.1 申告書選択時に表示されるメッセージ」参照

④ ≪基礎金額登録≫画面が表示されます。続けて、基礎金額の入力を行います。

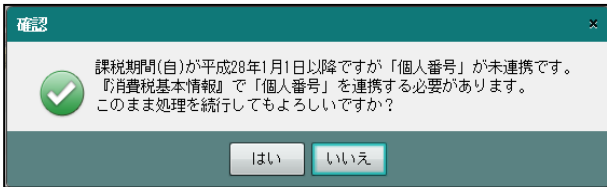
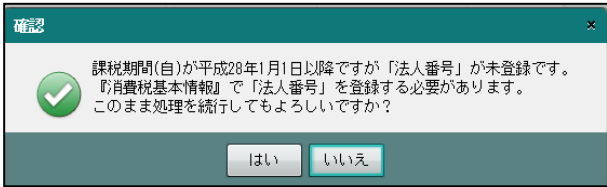
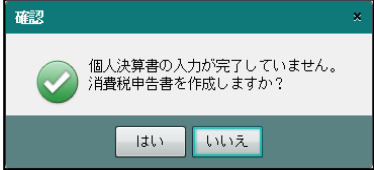
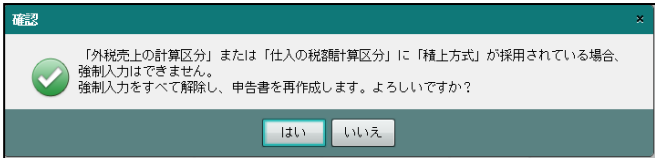


→ 「3.4 基礎金額登録」参照

## 3.3.1.1 申告書選択時に表示されるメッセージ

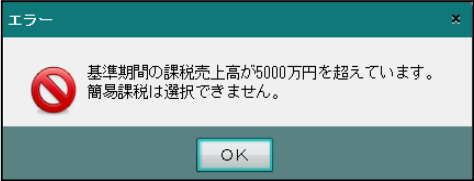
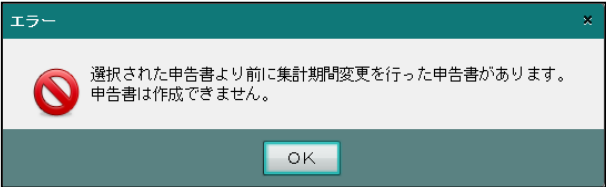
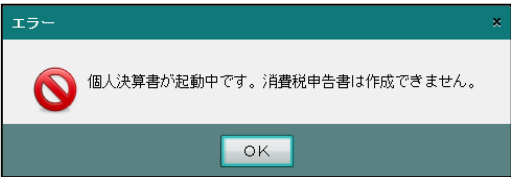
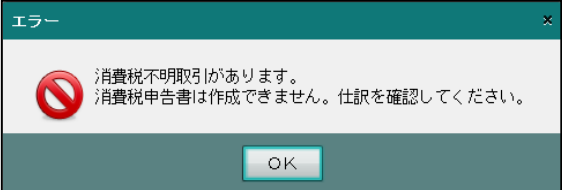
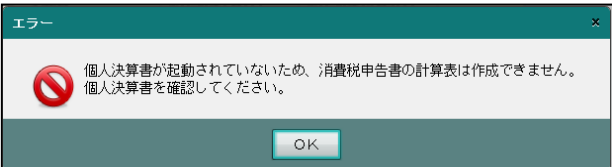
申告書を選択し、[選択] ボタンをクリックした際に表示される確認メッセージおよびエラーメッセージについて説明します。メッセージごとの原因および対処方法については、下記表を参照してください。

## ●確認メッセージ

| メッセージ                                                                               | 原因                                                      | 対処方法                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 「消費税基本情報」の個人番号が未入力です。                                   | <p>●消費税申告書に個人番号または法人番号を出力する場合</p> <p>「いいえ」ボタンをクリックします。『決算業務』&gt;『消費税基本情報』で個人番号を連携または法人番号を登録します。</p>                                         |
|    | 「消費税基本情報」の法人番号が未入力です。                                   | <p>●消費税申告書に個人番号または法人番号を出力しない場合</p> <p>「はい」ボタンをクリックします。消費税申告書に、個人番号または法人番号は出力できません。</p>                                                      |
|  | 個人決算書がすべて完了済みになっていません。                                  | 「いいえ」をクリックし、『個人決算書』のすべての業種を入力完了済みにします。                                                                                                      |
|  | 基礎金額で強制入力があり、「外税売上の税額計算区分」または「仕入の税額計算区分」が「積上方式」となっています。 | <p>●「はい」を選択した場合</p> <p>入力済みの強制入力データが破棄されて『基礎金額登録』画面が表示されます。</p> <p>●「いいえ」を選択した場合</p> <p>『申告書選択』画面に戻ります。『消費税計算情報』画面で、税額計算区分を「期間方式」に戻します。</p> |



●エラーメッセージ

| メッセージ                                                                               | 原因                                     | 対処方法                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
|    | 簡易課税が選択されており、基準期間の課税売上高が5000万円を超えています。 | 『マスター関係登録』>『事業者基本情報』の「消費税区分」を「原則課税」に変更します。<br>3.1.2.4 に記載あり。               |
|    | 選択した申告書よりも前の申告書の終了月が変更されています。          | 選択した確定申告書は作成できません。『消費税申告書』を終了します。                                          |
|    | 他のユーザーが同一事業者の個人決算書を起動中です。              | 『個人決算書』を終了します。                                                             |
|   | 選択した申告書の集計期間に消費税不明取引があります。             | 仕訳を確認し、消費税コード「99：消費税不明取引」を確認し正しい消費税コードに修正します。<br>3.1.6.1 の「●仕訳データに～」に記載あり。 |
|  | 個人決算書が一度も起動されていません。                    | 『個人決算書』を起動します。                                                             |

## 3.3.2 仕訳データの集計期間を変更する

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『申告書選択』＞『集計期間変更』

仕訳データの集計期間を変更する手順について説明します。この処理を行うと、申告書の課税期間の開始年月または終了年月が、集計期間で変更した年月に自動で更新されます。

「入力完了」済みの場合、集計期間を変更することはできません。



①対象となる申告書を選択し、[集計期間変更] ボタンをクリックします。



→「3.3.2.1 集計期間変更時に表示されるメッセージ」参照

②集計開始月または集計終了月を変更します。

#### 集計開始月を変更する場合

変更後の集計開始月を入力します。集計開始月は、法人で『マスター関係登録』＞『事業者基本情報』で会計期間と同じ期間に「設立年月日」が登録されている場合のみ、指定できます。設立年月日より、前の月は指定できません。



#### 期中設立時の課税期間変更について

集計期間変更では、年月しか変更できません。期中設立で日を変更する必要がある場合は、『決算業務』＞『消費税申告書』＞『申告書・付表』の課税期間変更で日を変更します。



→「3.5.5 課税期間を変更する」参照

### 集計終了月を変更する場合

変更後の集計終了月を入力します。

集計期間変更

集計開始月 H3008 平成30年4月 ~ 集計終了月 H 30/12 平成30年12月

OK キャンセル



### 集計終了月に決算月を指定した場合について

中間申告を採用している場合、集計終了月に中間決算の月度を指定すると、中間決算月（81～83 月）を含めて集計されます。

集計終了月に決算の月度を指定すると、決算月（91～93 月）を含めて集計されます。

- ③ [OK] ボタンをクリックします。



→ 「3.3.2.1 集計期間変更時に表示されるメッセージ」参照

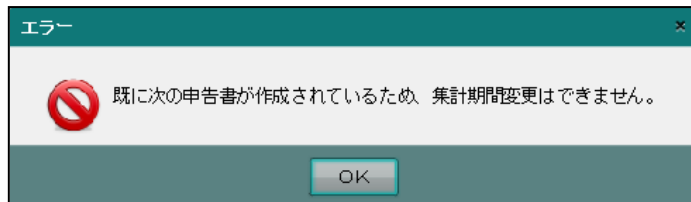
- ④ 変更後の集計開始月または集計終了月に更新されます。

## 3.3.2.1 集計期間変更時に表示されるメッセージ

集計期間の変更を行う際に表示されるメッセージについて説明します。

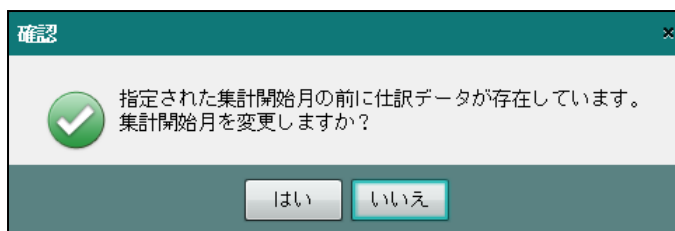
## ●すでに次の申告書が作成されている場合

- ・ [集計期間変更] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
- ・ 申告書が作成された後に、前の申告書の集計期間を変更することはできません。



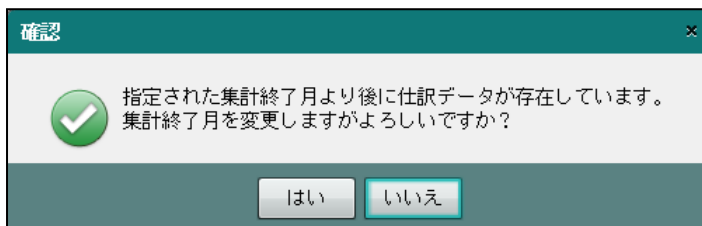
## ●集計開始月より前に仕訳データがある場合

- ・ 集計期間変更で [OK] ボタンをクリックしたとき、次の確認メッセージが表示されます。
- ・ [はい] ボタンをクリックすると、集計開始月が変更されます。集計月より前の月に入力済みの仕訳は集計対象外になります。
- ・ [いいえ] ボタンをクリックすると、《集計期間変更》画面に戻ります。



## ●集計終了月より後に仕訳データがある場合

- ・ 集計期間変更で [OK] ボタンをクリックしたとき、次の確認メッセージが表示されます。
- ・ [はい] ボタンをクリックすると、集計終了月が変更されます。集計月より後の月に入力済みの仕訳は集計対象外になります。
- ・ [いいえ] ボタンをクリックすると、《集計期間変更》画面に戻ります。



## 3.4 基礎金額登録

仕訳データから基礎金額および計算表を作成します。基礎金額は、消費税申告書の計算の基礎となる金額で、仕訳データから連動されます。計算表は、基礎金額の科目ごとの内訳で、『所得区分別売上』『所得区分別仕入』で確認します。



計算表の確認について→

「3.4.5 所得区分別売上の金額を確認する」参照

「3.4.6 所得区分別仕入の金額を確認する」参照



計算表の連動について→「3.4.8 計算表の連動について」参照

[個人で計算書を作成する場合]

アクティブメニュー  
アプリケーション  
ツールバー  
ナビメニュー  
タブメニュー  
最終連動日時  
基礎金額登録  
エリア

| 売上金額        | 8%税込       | 消費税 |
|-------------|------------|-----|
| 課税売上        | 19,904,000 |     |
| 免税取引        | 130,000    |     |
| 非課税取引       | 11,000,000 |     |
| 非課税資産の輸出等   | 150,000    |     |
| 不課税取引       | 1,620,000  |     |
| 有価証券等の譲渡    | 140,000    |     |
| 売上に係る対価の返還等 | 900,000    |     |

会計連動

| 仕入金額        | 8%税込       | 消費税 |
|-------------|------------|-----|
| 課税売上        | 10,000,000 |     |
| 免税取引        |            |     |
| 非課税取引       |            |     |
| 不課税取引       |            |     |
| 有価証券等の譲渡    |            |     |
| 売上に係る対価の返還等 |            |     |
| 課税売上        |            |     |
| 免税売上        |            |     |
| 非課税売上       |            |     |

[アクティブメニュー]

- ・現在処理中の画面名が表示されます。

[アプリケーションツールバー]

- ・操作可能なボタンが表示されます。

[印刷] ボタン

- ・計算表を印刷します。
- ・法人および計算書を作成しない個人の場合は、表示されません。



→ 「3.4.9 計算表を印刷する」参照

[連動] ボタン

- ・仕訳データから基礎金額および計算表を再作成する場合にクリックします。



→ 「3.4.4 仕訳データを連動する」参照

[入力モード] ボタン

- ・入力モードを「通常入力」「強制入力」から選択します。
- ・初期値は、「通常入力」が選択されています。入力モードを変更した場合、「申告書選択」に戻るか、『消費税申告書』を終了すると、初期値に戻ります。

[強制解除] ボタン

- ・強制入力した金額を元に戻します。



→ 「3.4.3 強制入力した金額を解除する」参照

[所得区分別売上] ボタン

- ・計算書を作成する個人の場合、計算表の金額を確認します。



→ 「3.4.5 所得区分別売上の金額を確認する」参照

[所得区分別仕入] ボタン

- ・原則課税で計算表を作成する個人の場合、計算表の金額を確認します。



→ 「3.4.6 所得区分別仕入の金額を確認する」参照

[入力検証] ボタン

- ・基礎金額および計算表の内容に問題がないか確認します。



→ 「3.6 入力検証」参照

[ナビメニュー]

- ・入力するメニューを選択します。

[タブメニュー]

- ・各ナビメニューで入力する画面を切り替えます。

[最終連動日時]

- ・最終の仕訳連動日時が表示されます。

[基礎金額表示エリア]

- ・仕訳から連動された基礎金額が表示されます。

[会計連動] ボタン

- ・『マスター関係登録』＞『固定摘要登録』で特定課税仕入用の固定摘要が設定されている場合、[会計連動] ボタンが使用可能になります。
- ・[会計連動] ボタンをクリックすると、特定課税仕入用の固定摘要が登録されている仕訳を集計します。

特定課税仕入用の固定摘要設定について➡

「事業者機能 I. マスター関係登録編 5.1.5 特定課税仕入用の固定摘要を設定する」参照

### 3.4.1 基礎金額を確認する

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『基礎金額登録』

≪基礎金額登録≫画面を起動すると、連動処理が実行され、仕訳データから基礎金額および計算表が作成されます。作成された基礎金額を確認する手順について説明します。



① ≪基礎金額登録≫ナビボタンをクリックします。連動処理が実行されます。



起動時にメッセージが表示された場合➡

「3.4.1.1 起動時に表示されるメッセージ」参照

② [原則課税 (8%)] タブおよび [原則課税 (5%)] タブ で連動された基礎金額を確認します。必要に応じて、金額を修正または入力します。



強制入力について➡「3.4.2 強制入力で金額を修正する」参照

③ 計算表を作成する個人の場合、[所得区分別売上] ボタンおよび [所得区分別仕入] ボタンをクリックして、金額を確認します。必要に応じて、金額を修正します。



所得区分別売上について➡

「3.4.5 所得区分別売上の金額を確認する」参照



所得区分別仕入について➡

「3.4.6 所得区分別仕入の金額を確認する」参照

④ [入力検証] ボタンをクリックして、入力内容に問題が発生していないかを確認します。



入力検証について➡「3.6 入力検証」参照

⑤ [申告書・付表] ナビメニューをクリックし、申告書を作成します。

## 3.4.1.1 起動時に表示されるメッセージ

「基礎金額登録」を起動した際に表示される、再連動を促すメッセージについて説明します。

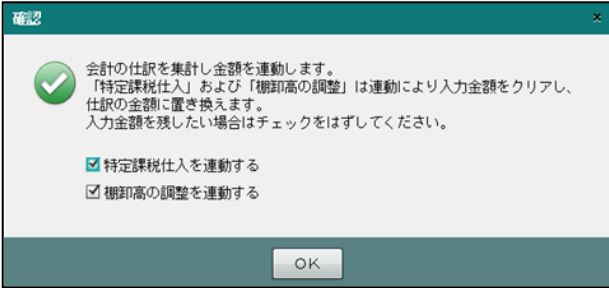


→「3.4.1 消費税申告書作成の概要」参照

## ●確認メッセージ

|   | メッセージ | 原因                                                                                                                                                                                   | 対処方法                      |
|---|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 1 |       | 前回の連動後に仕訳が変更されています。                                                                                                                                                                  | [OK] ボタンをクリックし、再連動を実行します。 |
| 2 |       | 計算書を作成する個人の場合で、前回の連動後に「消費税計算情報」の「計算表を作成する」にチェックがつけられています。                                                                                                                            |                           |
| 3 |       | 前回の連動後に「個人決算書」が変更されています。                                                                                                                                                             |                           |
| 4 |       | 前回の連動後に仕訳が変更され、かつ、「消費税計算情報」の「計算表を作成する」にチェックがつけられています。                                                                                                                                |                           |
|   |       | 前回の連動後に『マスター関係登録』>『事業者基本情報』で「会計処理区分」または「消費税区分」を変更し、「マスター再計算」を行っています。                                                                                                                 |                           |
| 5 |       | 前回の連動後に次の処理が行われています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「仕訳」を変更した</li> <li>・「消費税計算情報」の「計算表を作成する」にチェックをつけた</li> <li>・「個人決算書」を変更した</li> <li>・「消費税区分」変更後に「マスター再計算」を実行した</li> </ul> |                           |



|   | メッセージ                                                                                                                                          | 原因                                                       | 対処方法                                                                                                                                                            |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 | <p>1～4 の再連動を促すメッセージで [OK] ボタンをクリックすると、続いて下記メッセージが表示されます。</p>  | <p>「原則課税」で「特定課税仕入」の固定摘要が登録されているか、「棚卸調整」の仕訳が入力されています。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎金額登録で入力した金額を連動後の金額に置き換える場合、チェックをつけた状態にします。入力した金額を残す場合、チェックをはずした状態にします。</li> <li>・[OK] ボタンをクリックし、再連動を実行します。</li> </ul> |



「特定課税仕入」または「棚卸調整」がある場合➡

「3.4.4 仕訳データを連動する」参照

3.4.1.2 基礎金額登録画面の詳細説明（原則課税）

原則課税の「基礎金額登録」画面の各タブの詳細について説明します。背景色が緑色の欄は、仕訳データから連動された項目のため、入力モードが「通常入力」の場合は修正できません。「強制入力」に変更すると修正することができます。背景色が白色の欄は、手入力することができます。



強制入力で金額を修正するについて→「3.4.2 強制入力で金額を修正する」参照

● 「原則課税（8%）」タブ

原則課税（8%）

原則課税（5%）

【最終連動日時：2018/03/13 14:08:05】

売上金額

8%税抜

消費税

課税売上

6,944,445

555,555

免税取引

非課税取引

150,000

非課税資産の輸出等

不課税取引

有価証券等の譲渡

売上に係る対価の返還等

貸し倒れ等

8%税抜

消費税

発生した貸倒金の金額

回収した貸倒金の金額

仕入金額

8%税抜

消費税

課税仕入

4,213,890

337,110

（内訳）

課税売上にのみ要するもの

4,213,890

337,110

課税売上と非課税売上に共通して要するもの

非課税売上にのみ要するもの

課税仕入に係る対価の返還等

（内訳）

課税売上にのみ要するもの

課税売上と非課税売上に共通して要するもの

非課税売上にのみ要するもの

保税地域からの引き取り貨物

8%税抜

消費税

国税分

課税売上にのみ要するもの

課税売上と非課税売上に共通して要するもの

非課税売上にのみ要するもの

地方税分

課税売上にのみ要するもの

課税売上と非課税売上に共通して要するもの

非課税売上にのみ要するもの

特定課税仕入

課税売上にのみ要するもの

課税売上と非課税売上に共通して要するもの

非課税売上にのみ要するもの

特定課税仕入に係る対価の返還等

課税売上にのみ要するもの

課税売上と非課税売上に共通して要するもの

非課税売上にのみ要するもの

会計連動

棚卸高の調整

免税事業者から課税事業者、または課税事業者から免税事業者となった場合の棚卸商品等の消費税額

課税売上にのみ要するもの

22,222

課税売上と非課税売上に共通して要するもの

11,111

非課税売上にのみ要するもの

44,444

控除税額の調整

課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整額

調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の調整額

中間納付税額

中間納付税額

中間納付課税割額

● [原則課税 (5%)] タブ

| 原則課税 (5%)                                     |      | 原則課税 (5%) |     | 【最終連動日時: 2018/03/13 14:08:05】 |  |
|-----------------------------------------------|------|-----------|-----|-------------------------------|--|
| <b>売上金額</b>                                   |      |           |     |                               |  |
| 課税売上                                          | 5%税抜 |           | 消費税 |                               |  |
| 免税取引                                          |      |           |     |                               |  |
| 非課税取引                                         |      |           |     |                               |  |
| 非課税資産の輸出等                                     |      |           |     |                               |  |
| 不課税取引                                         |      |           |     |                               |  |
| 有価証券等の譲渡                                      |      |           |     |                               |  |
| 売上に係る対価の返還等                                   |      |           |     |                               |  |
| <b>貸し倒れ等</b>                                  |      |           |     |                               |  |
| 発生した貸倒金の金額                                    | 5%税抜 |           | 消費税 |                               |  |
| 回収した貸倒金の金額                                    |      |           |     |                               |  |
| <b>仕入金額</b>                                   |      |           |     |                               |  |
| 課税仕入                                          | 5%税抜 |           | 消費税 |                               |  |
| (内訳)                                          |      |           |     |                               |  |
| 課税売上にのみ要するもの                                  |      |           |     |                               |  |
| 課税売上と非課税売上に共通して要するもの                          |      |           |     |                               |  |
| 非課税売上にのみ要するもの                                 |      |           |     |                               |  |
| 課税仕入に係る対価の返還等                                 |      |           |     |                               |  |
| (内訳)                                          |      |           |     |                               |  |
| 課税売上にのみ要するもの                                  |      |           |     |                               |  |
| 課税売上と非課税売上に共通して要するもの                          |      |           |     |                               |  |
| 非課税売上にのみ要するもの                                 |      |           |     |                               |  |
| <b>保税地域からの引き取り貨物</b>                          |      |           |     |                               |  |
| 国税分                                           | 5%税抜 |           | 消費税 |                               |  |
| 課税売上にのみ要するもの                                  |      |           |     |                               |  |
| 課税売上と非課税売上に共通して要するもの                          |      |           |     |                               |  |
| 非課税売上にのみ要するもの                                 |      |           |     |                               |  |
| 地方税分                                          |      |           |     |                               |  |
| 課税売上にのみ要するもの                                  |      |           |     |                               |  |
| 課税売上と非課税売上に共通して要するもの                          |      |           |     |                               |  |
| 非課税売上にのみ要するもの                                 |      |           |     |                               |  |
| <b>棚卸高の調整</b>                                 |      |           |     |                               |  |
| 免税事業者から課税事業者、または課税事業者から免税事業者となった場合の棚卸商品等の消費税額 |      |           |     |                               |  |
| 課税売上にのみ要するもの                                  |      |           |     |                               |  |
| 課税売上と非課税売上に共通して要するもの                          |      |           |     |                               |  |
| 非課税売上にのみ要するもの                                 |      |           |     |                               |  |
| <b>控除税額の調整</b>                                |      |           |     |                               |  |
| 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整額                 |      |           |     |                               |  |
| 調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の調整額                     |      |           |     |                               |  |

## ●原則課税の基礎金額に集計される消費税コード等

| 項目                       | 連動元の消費税コード等                              |
|--------------------------|------------------------------------------|
| 【売上金額】                   |                                          |
| 課税売上                     | 10、20：課税売上                               |
| 免税取引                     | 60：輸出売上                                  |
| 非課税取引                    | 30：非課税売上                                 |
| 非課税資産の輸出等                | 64：非課税輸出売上                               |
| 不課税取引                    | 40：不課税売上                                 |
| 有価証券等の譲渡                 | 34：有価証券売上                                |
| 売上に係る対価の返還等              | 12、22：課税売上控除                             |
| 【貸し倒れ等】                  |                                          |
| 発生した貸倒金の金額               | 13、23：課税貸倒償却                             |
| 回収した貸倒金の金額               | 15、25：課税貸倒回収                             |
| 【仕入金額】                   |                                          |
| 課税仕入                     | (内訳) の金額を集計した値                           |
| (内訳)                     |                                          |
| 課税売上にのみ要するもの             | 10、20：課税仕入                               |
| 課税売上と非課税売上に共通して要するもの     | 11、21：共通仕入                               |
| 非課税売上にのみ要するもの            | 14、24：非課税売上対応仕入                          |
| 課税仕入に係る対価の返還等            | (内訳) の金額を集計した値                           |
| (内訳)                     |                                          |
| 課税売上にのみ要するもの             | 12、22：課税仕入控除                             |
| 課税売上と非課税売上に共通して要するもの     | 15、25：共通仕入控除                             |
| 非課税売上にのみ要するもの            | 16、26：非課税売上対応仕入控除                        |
| 【保税地域からの引き取り貨物】          |                                          |
| (国税分)                    |                                          |
| 課税売上にのみ要するもの             | 60：輸入仕入                                  |
| 課税売上と非課税売上に共通して要するもの     | 61：輸入共通仕入                                |
| 非課税売上にのみ要するもの            | 64：非課税売上対応輸入                             |
| (地方税分)                   |                                          |
| 消費税：課税売上にのみ要するもの         | 65：輸入仕入（地方消費税）                           |
| 消費税：課税売上と非課税売上に共通して要するもの | 66：輸入共通仕入（地方消費税）                         |
| 消費税：非課税売上にのみ要するもの        | 69：非課税売上対応輸入（地方）                         |
| 【特定課税仕入】                 |                                          |
| (特定課税仕入)                 | 「特定課税仕入」の固定摘要が登録されている仕訳がある場合、仕訳の金額を集計した値 |
| 課税売上にのみ要するもの             |                                          |
| 課税売上と非課税売上に共通して要するもの     |                                          |
| 非課税売上にのみ要するもの            |                                          |
| (特定課税仕入に係る対価の返還等)        |                                          |
| 課税売上にのみ要するもの             | 「特定課税仕入」の固定摘要が登録されている仕訳がある場合、仕訳の金額を集計した値 |
| 課税売上と非課税売上に共通して要するもの     |                                          |
| 非課税売上にのみ要するもの            |                                          |
| 【棚卸高の調整】                 |                                          |
| 課税売上にのみ要するもの             | 50：棚卸調整消費税（課税）                           |
| 課税売上と非課税売上に共通して要するもの     | 51：棚卸調整消費税（共通）                           |
| 非課税売上にのみ要するもの            | 54：棚卸調整消費税（非課税）                          |
| 【控除税額の調整】                |                                          |
| 課税売上割合変動                 | 入力可                                      |
| 固定資産転用                   | 入力可                                      |

| 【中間納付税額】 |                    |
|----------|--------------------|
| 中間納付税額   | 入力可（中間申告書がある場合は連動） |
| 中間納付譲渡割額 |                    |

## 3.4.1.3 基礎金額登録画面の詳細説明（簡易課税）

簡易課税の「基礎金額登録」画面の各タブの詳細について説明します。背景色が緑色の欄は、仕訳データから連動された項目のため、入力モードが「通常入力」の場合は修正できません。「強制入力」に変更すると修正することができます。背景色が白色の欄は、手入力することができます。



**強制入力で金額を修正する**→「3.4.2 強制入力で金額を修正する」参照

## ● [簡易課税（8%）] タブ

| 簡易課税（8%）      |             | 簡易課税（5%）  |  | 【最終連動日時：2018/03/13 11:54:07】 |  |
|---------------|-------------|-----------|--|------------------------------|--|
| <b>売上金額</b>   |             |           |  |                              |  |
|               |             | 8%税抜      |  | 消費税                          |  |
| 第1種事業         | 課税売上        | 6,944,445 |  | 555,555                      |  |
|               | 売上に係る対価の返還等 |           |  |                              |  |
| 第2種事業         | 課税売上        |           |  |                              |  |
|               | 売上に係る対価の返還等 |           |  |                              |  |
| 第3種事業         | 課税売上        |           |  |                              |  |
|               | 売上に係る対価の返還等 |           |  |                              |  |
| 第4種事業         | 課税売上        |           |  |                              |  |
|               | 売上に係る対価の返還等 |           |  |                              |  |
| 第5種事業         | 課税売上        |           |  |                              |  |
|               | 売上に係る対価の返還等 |           |  |                              |  |
| 第6種事業         | 課税売上        |           |  |                              |  |
|               | 売上に係る対価の返還等 |           |  |                              |  |
| 免税取引          |             |           |  |                              |  |
| 非課税取引         |             | 150,000   |  |                              |  |
| 非課税資産の輸出等     |             |           |  |                              |  |
| 不課税取引         |             |           |  |                              |  |
| <b>貸し倒れ等</b>  |             |           |  |                              |  |
|               |             | 8%税抜      |  | 消費税                          |  |
| 発生した貸倒金の金額    |             |           |  |                              |  |
| 回収した貸倒金の金額    |             |           |  |                              |  |
| <b>中間納付税額</b> |             |           |  |                              |  |
| 中間納付税額        |             |           |  |                              |  |
| 中間納付課税割額      |             |           |  |                              |  |

## ● [簡易課税（5%）] タブ

| 簡易課税（8%）     |             | 簡易課税（5%） |  | 【最終連動日時：2018/03/13 11:54:07】 |  |
|--------------|-------------|----------|--|------------------------------|--|
| <b>売上金額</b>  |             |          |  |                              |  |
|              |             | 5%税抜     |  | 消費税                          |  |
| 第1種事業        | 課税売上        |          |  |                              |  |
|              | 売上に係る対価の返還等 |          |  |                              |  |
| 第2種事業        | 課税売上        |          |  |                              |  |
|              | 売上に係る対価の返還等 |          |  |                              |  |
| 第3種事業        | 課税売上        |          |  |                              |  |
|              | 売上に係る対価の返還等 |          |  |                              |  |
| 第4種事業        | 課税売上        |          |  |                              |  |
|              | 売上に係る対価の返還等 |          |  |                              |  |
| 第5種事業        | 課税売上        |          |  |                              |  |
|              | 売上に係る対価の返還等 |          |  |                              |  |
| 第6種事業        | 課税売上        |          |  |                              |  |
|              | 売上に係る対価の返還等 |          |  |                              |  |
| 免税取引         |             |          |  |                              |  |
| 非課税取引        |             |          |  |                              |  |
| 非課税資産の輸出等    |             |          |  |                              |  |
| 不課税取引        |             |          |  |                              |  |
| <b>貸し倒れ等</b> |             |          |  |                              |  |
|              |             | 5%税抜     |  | 消費税                          |  |
| 発生した貸倒金の金額   |             |          |  |                              |  |
| 回収した貸倒金の金額   |             |          |  |                              |  |

●簡易課税の基礎金額に集計される消費税コード等

| 項目              | 集計される消費税コード等       |
|-----------------|--------------------|
| <b>【売上金額】</b>   |                    |
| 第1種事業           |                    |
| 課税売上            | 10、20：課税売上         |
| 売上に係る対価の返還等     | 12、22：課税売上控除       |
| 第2種事業           |                    |
| 課税売上            | 10、20：課税売上         |
| 売上に係る対価の返還等     | 12、22：課税売上控除       |
| 第3種事業           |                    |
| 課税売上            | 10、20：課税売上         |
| 売上に係る対価の返還等     | 12、22：課税売上控除       |
| 第4種事業           |                    |
| 課税売上            | 10、20：課税売上         |
| 売上に係る対価の返還等     | 12、22：課税売上控除       |
| 第5種事業           |                    |
| 課税売上            | 10、20：課税売上         |
| 売上に係る対価の返還等     | 12、22：課税売上控除       |
| 第6種事業           |                    |
| 課税売上            | 10、20：課税売上         |
| 売上に係る対価の返還等     | 12、22：課税売上控除       |
| 免税取引            | 60：輸出売上            |
| 非課税取引           | 30：非課税売上           |
| 非課税資産の輸出等       | 64：非課税輸出売上         |
| 不課税取引           | 40：不課税売上           |
| <b>【貸し倒れ等】</b>  |                    |
| 発生した貸倒金の金額      | 13、23：課税貸倒償却       |
| 回収した貸倒金の金額      | 15、25：課税貸倒回収       |
| <b>【中間納付税額】</b> |                    |
| 中間納付税額          | 入力可（中間申告書がある場合は連動） |
| 中間納付譲渡割額        |                    |

## 3.4.2 強制入力で金額を修正する

『決算業務』&gt;『消費税申告書』&gt;『基礎金額登録』&gt;『入力モード』

『決算業務』&gt;『消費税申告書』&gt;『基礎金額登録』&gt;『所得区分別売上』&gt;『入力モード』

『決算業務』&gt;『消費税申告書』&gt;『基礎金額登録』&gt;『所得区分別仕入』&gt;『入力モード』

背景が緑色の連動項目を「強制入力」モードで入力する手順について説明します。



## 基礎金額および計算表が再作成された場合について

基礎金額および計算表が再作成された場合でも、強制入力した金額は入力した金額で残ります。



→「3.4.2.1 強制入力可能な条件」参照



→「3.4.3 強制入力した金額を解除する」参照

|             | 8%税込       | 消費税 |
|-------------|------------|-----|
| 課税売上        | 19,904,000 |     |
| 免税取引        | 130,000    |     |
| 非課税取引       | 11,000,000 |     |
| 非課税資産の輸出等   | 150,000    |     |
| 不課税取引       | 1,620,000  |     |
| 有価証券等の譲渡    | 140,000    |     |
| 売上に係る対価の返還等 | 900,000    |     |



① [入力モード] ボタンをクリックします。

② ≪入力モード≫画面で「強制入力」を選択します。

計算項目の値を強制的に変更したい場合は「強制入力」を選択します。  
「強制入力」を選択すると、計算項目にカーソルを移動できるようになり、  
値を自由に変更できます。

入力モード ☐ 通常入力 ☒ 強制入力

強制解除の方法  
解除したい計算項目にカーソルを移動し 強制解除 をクリックします。  
強制解除した計算項目は、計算値に戻ります。

③ OK

③ [OK] ボタンをクリックします。



- ④タブメニューの右側に「強制」と表示されます。
- ⑤強制入力を行う項目をクリックして、金額を入力します。別の項目にカーソルを移動すると、金額を入力した項目の背景が橙色に変わります。

| 項目          | 8%税込       | 消費税 |
|-------------|------------|-----|
| 課税売上        | 1,905,000  |     |
| 免税取引        | 130,000    |     |
| 非課税取引       | 11,000,000 |     |
| 非課税資産の輸出等   | 150,000    |     |
| 不課税取引       | 1,620,000  |     |
| 有価証券等の譲渡    | 140,000    |     |
| 売上に係る対価の返還等 | 900,000    |     |

- ⑥入力モードを「通常入力」に戻す場合は、再度「入力モード」ボタンをクリックします。

入力モード

計算項目の値を強制的に変更したい場合は「強制入力」を選択します。「強制入力」を選択すると、計算項目にカーソルを移動できるようになり、値を自由に変更できます。

入力モード ☒ 通常入力 ☐ 強制入力

強制解除の方法

解除したい計算項目にカーソルを移動し **強制解除** をクリックします。強制解除した計算項目は、計算値に戻ります。

OK キャンセル

- ⑦「入力モード」画面で「通常入力」を選択します。
- ⑧ [OK] ボタンをクリックします。
- ⑨「通常入力」に変わり、タブメニューの右側に「強制」が表示されなくなります。

| 項目          | 8%税込       | 消費税 |
|-------------|------------|-----|
| 課税売上        | 1,905,000  |     |
| 免税取引        | 130,000    |     |
| 非課税取引       | 11,000,000 |     |
| 非課税資産の輸出等   | 150,000    |     |
| 不課税取引       | 1,620,000  |     |
| 有価証券等の譲渡    | 140,000    |     |
| 売上に係る対価の返還等 | 900,000    |     |

## 3.4.2.1 強制入力可能な条件

《基礎金額登録》の各画面で強制入力が可能になる条件について説明します。



強制入力で金額を修正する

→「3.4.2 強制入力で金額を修正する」参照

## ●会計処理区分と税額計算区分による「強制入力」可否一覧

| 会計処理区分 | 外税売上の税額計算区分 |      | 仕入の税額計算区分 |      | 強制入力の不可 |
|--------|-------------|------|-----------|------|---------|
|        | 期間方式        | 積上方式 | 期間方式      | 積上方式 |         |
| 税抜     | ○           |      | ○         |      | 可       |
|        | ○           |      |           | ○    | 可       |
|        |             | ○    | ○         |      | 可       |
|        |             | ○    |           | ○    | 可       |
| 税込     | ○           |      | ○         |      | 可       |
|        | ○           |      |           | ○    | 不可      |
|        |             | ○    | ○         |      | 不可      |
|        |             | ○    |           | ○    | 不可      |

## 「会計処理区分」が「税抜」の場合

- ・税額計算区分が「期間方式」「積上方式」のいずれであっても、強制入力が可能です。

## 「会計処理区分」が「税込」の場合

- ・《基礎金額登録》画面の課税売上および課税仕入に消費税額が含まれて表示されるため、強制入力を行った場合は消費税額が把握できず「積上方式」の計算ができません。そのため、「積上方式」が選択されている場合は、強制入力不可となります。

### 3.4.3 強制入力した金額を解除する

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『基礎金額登録』＞『強制解除』

強制入力した金額を解除する手順について説明します。強制入力の解除は、強制入力を行った項目にカーソルがあるときのみ行うことができます。入力モードを「通常入力」に変更した場合でも、強制入力の解除を行わない限り、強制入力した金額は元に戻りません。

 → 「3.4.2 強制入力で金額を修正する」参照



ネットde記帳 コード:0400020001  
〇〇 太郎 様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係

決算業務 > 消費税申告書

印刷 連動 入力モード 強制解除 所得区分別売上 所得区分別仕入 入力検証

消費税計算情報 > 申告書選択 基礎金額登録 申告書・付表 > 入力完了 会計連動

原則課税 (8%) 原則課税 (5%) 【最終連動日時: 2018/08/30 11:55:11】

売上金額

所得区分ごとの売上金額は「所得区分別売上」ボタンをクリックした画面で入力および確認してください。

|             | 8%税込       | 消費税 |
|-------------|------------|-----|
| 課税売上        | 1,905,000  |     |
| 免税取引        | 130,000    |     |
| 非課税取引       | 11,000,000 |     |
| 非課税資産の輸出等   | 150,000    |     |
| 不課税取引       | 1,620,000  |     |
| 有価証券等の譲渡    | 140,000    |     |
| 売上に係る対価の返還等 | 900,000    |     |

貸し倒れ等  
仕入金額  
保税地域からの引き取り貨物  
特定課税仕入  
棚卸高の調整



①強制入力を行った項目にカーソルを合わせます。

②「強制解除」ボタンをクリックします。強制入力を行った直後で「強制解除」ボタンが表示されない場合は、別の項目にカーソルを移動してから、再度強制入力を行った項目にカーソルを合わせると「強制解除」ボタンが表示されます。

③強制入力解除後、連動直後の金額に戻ります。背景色は、橙色からは緑色に変わります。



ネットde記帳 コード:0400020001  
〇〇 太郎 様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係

決算業務 > 消費税申告書

印刷 連動 入力モード 強制解除 所得区分別売上 所得区分別仕入 入力検証

消費税計算情報 > 申告書選択 基礎金額登録 申告書・付表 > 入力完了 会計連動

原則課税 (8%) 原則課税 (5%) 【最終連動日時: 2018/08/22 19:31:29】

売上金額

所得区分ごとの売上金額は「所得区分別売上」ボタンをクリックした画面で入力および確認してください。

|             | 8%税込       | 消費税 |
|-------------|------------|-----|
| 課税売上        | 19,904,000 |     |
| 免税取引        | 130,000    |     |
| 非課税取引       | 11,000,000 |     |
| 非課税資産の輸出等   | 150,000    |     |
| 不課税取引       | 1,620,000  |     |
| 有価証券等の譲渡    | 140,000    |     |
| 売上に係る対価の返還等 | 900,000    |     |

貸し倒れ等  
仕入金額  
保税地域からの引き取り貨物  
特定課税仕入  
棚卸高の調整

## 3.4.4 仕訳データを連動する

『決算業務』>『消費税申告書』>『基礎金額登録』>『連動』

仕訳データを手動で連動する手順について説明します。「連動」を実行すると、基礎金額および計算表が再作成されますが、「強制入力」した値は、強制入力を解除しない限り、連動されません。



① [連動] ボタンをクリックします。

② 確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。

③ 「原則課税」で、「特定課税仕入」の固定摘要が登録されているか、「棚卸調整」の仕訳が入力されている場合、次の確認メッセージが表示されます。「特定課税仕入を連動する」または「棚卸高の調整を連動する」にチェックをつけた場合、仕訳データから金額が連動され、《基礎金額登録》画面で入力した金額は上書きされます。チェックをはずした項目は、連動されません。

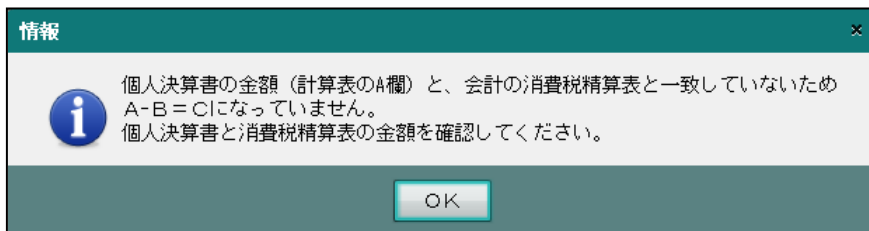
④ [OK] ボタンをクリックします。

#### 3.4.4.1 連動後に表示されるメッセージ（計算表を作成する場合）

計算表を作成する個人の場合、初回および再連動処理を実行後に続いて表示されるメッセージについて説明します。計算表に強制入力がある場合、連動時に強制入力分を含めて、（A）欄－（B）欄＝（C）欄を再計算するため、不一致にはなりません。

##### ●計算表の（A）欄－（B）欄＝（C）欄にならない行がある場合

- ・次の条件に該当した場合、確認メッセージが表示されます。
  - ・仕訳を変更した後に「個人決算書」で会計データ連動を行っていない。
  - ・「個人決算書」の「損益計算書」の金額を強制入力している。
  - ・「個人決算書」の「損益計算書」の内訳明細と会計データが金額が不一致である。



- ・《所得区分別売上》および《所得区分別仕入》画面で、背景色が黄色の項目を確認します。

##### 《所得区分別売上》

| 一般             | 農業         | 不動産 | 雑所得 | 業務用固定資産 |
|----------------|------------|-----|-----|---------|
| 売上（収入）金額       | 41,833,095 |     |     |         |
| （内訳）           |            |     |     |         |
| 免税取引           | 130,000    |     |     |         |
| 非課税取引          | 11,000,000 |     |     |         |
| 非課税資産の輸出等      | 150,000    |     |     |         |
| 不課税取引          | 120,000    |     |     |         |
| 有価証券等の譲渡       | 140,000    |     |     |         |
| 回収した貸倒金の金額     | 10,185,186 |     |     |         |
| 売上に含める仕入対価の返還等 |            |     |     |         |
| 課税取引           | 18,907,409 |     |     |         |
|                | 複数税率入力     |     |     |         |
| 売上に係る対価の返還等    |            |     |     |         |

##### 《所得区分別仕入》

| 一般        | 農業           | 不動産           | 雑所得            | 業務用固定資産    |             |
|-----------|--------------|---------------|----------------|------------|-------------|
| 科 目       | A 決算額        | B 課税取引にならないもの | C (A-B) 課税取引金額 | D 税率4%適用分  | E 税率6.3%適用分 |
| 売上（収入）金額  | 1 41,833,095 | 21,725,186    | 19,907,409     |            | 19,907,409  |
| 売上原価      | 期首商品棚卸高      | 2             |                |            |             |
|           | 仕入金額         | 3 28,361,139  | 10,580,000     | 17,800,739 | 17,800,739  |
|           | 小計           | 4 28,361,139  |                |            |             |
|           | 期末商品棚卸高      | 5 1,000,000   |                |            |             |
|           | 差引原価         | 6 27,361,139  |                |            |             |
|           | 差引金額         | 7 14,271,956  |                |            |             |
|           | 租税公課         | 8             |                |            |             |
|           | 荷造運賃         | 9             |                |            |             |
|           | 水道光熱費        | 10            |                |            |             |
|           | 旅費交通費        | 11            |                |            |             |
| 経 費       | 通信費          | 12            |                |            |             |
|           | 広告宣伝費        | 13            |                |            |             |
|           | 接待交際費        | 14            |                |            |             |
|           | 損害保険料        | 15            |                |            |             |
|           | 修繕費          | 16            |                |            |             |
|           | 消耗品費         | 17            |                |            |             |
|           | 仕入に係る課税取引金額  |               |                |            |             |
|           | 税率6.3%適用分    | 17,800,739    |                |            |             |
|           | 税率4%適用分      |               |                |            |             |
|           | 仕入に係る対価の返還等  |               |                |            |             |
| 税率6.3%適用分 |              |               |                |            |             |
| 税率4%適用分   |              |               |                |            |             |

## 3.4.5 所得区分別売上の金額を確認する

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『基礎金額登録』＞『所得区分別売上』

≪基礎金額登録≫画面から、計算表の所得区分ごとの売上金額を確認する手順について説明します。

ネットde記帳 コード:0400020001  
ようこそ ○○ 太郎 様 | ログアウト  
○○ 太郎 様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係

決算業務 > 消費税申告書

印刷 連動 入力モード 強制解除 所得区分別売上 所得区分別仕入 入力検証

消費税計算情報 > 申告書選択 基礎金額登録 申告書・付表 > 入力完了 会計連動

原則課税 (8%) 原則課税 (5%) 【最終連動日時: 2018/08/22 19:31:29】

売上金額

所得区分ごとの売上金額は「所得区分別売上」ボタンをクリックした画面で入力および確認してください。

|             | 8%税込       | 消費税 |
|-------------|------------|-----|
| 課税売上        | 19,904,000 |     |
| 免税取引        | 130,000    |     |
| 非課税取引       | 11,000,000 |     |
| 非課税資産の輸出等   | 150,000    |     |
| 不課税取引       | 1,620,000  |     |
| 有価証券等の譲渡    | 140,000    |     |
| 売上に係る対価の返還等 | 900,000    |     |

貸し倒れ等  
仕入金額  
保税地域からの引き取り貨物  
特定課税仕入  
棚卸高の調整

手順

① ≪基礎金額登録≫ナビメニューで「所得区分別売上」ボタンをクリックします。

② 各所得のタブをクリックして、連動された基礎金額を確認します。必要に応じて、金額を修正する場合は、強制入力で金額を修正します。

ネットde記帳 コード:0400020001  
ようこそ ○○ 太郎 様 | ログアウト  
○○ 太郎 様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係

決算業務 > 消費税申告書 > 所得区分別売上

入力モード 強制解除

一般 農業 不動産 雑所得 業務用固定資産

売上(収入)金額 9,684,514

〈内訳〉

|                |           |
|----------------|-----------|
| 免税取引           | 453,529   |
| 非課税取引          | 118,599   |
| 非課税資産の輸出等      | 565,139   |
| 不課税取引          | 230,909   |
| 有価証券等の譲渡       | 2,230,309 |
| 回収した貸倒金の金額     | 1,496,390 |
| 売上に含める仕入対価の返還等 | 130,85    |
| 課税取引           | 4,459,882 |

強制税率入力

売上に係る対価の返還等 16,979

| 総合計 | 課税取引       |         |           | 売上に係る対価の返還等 |           |  |
|-----|------------|---------|-----------|-------------|-----------|--|
|     | 免税取引       | 非課税取引   | 非課税資産の輸出等 | 不課税         | 有価証券等の譲渡  |  |
|     | 12,479,065 |         |           | 16,979      |           |  |
|     | 1,222,731  | 318,570 | 1,524,028 | 621,437     | 6,020,137 |  |



強制入力について→「3.4.2 強制入力で金額を修正する」参照



強制入力の解除について→「3.4.3 強制入力した金額を解除する」参照

- ③旧税率分の金額を確認する場合は、[複数税率入力] ボタンをクリックします。
- ④確認のみの場合、[戻る] ボタンをクリックします。強制入力をするか、強制入力の解除を行った場合、[更新] ボタンをクリックします。

|             | 合計        | うち税率4%適用分 | うち税率6.3%適用分 |
|-------------|-----------|-----------|-------------|
| 課税取引        | 4,458,882 | 1,258,266 | 3,200,616   |
| 売上に係る対価の返還等 | 16,979    | 8,576     | 8,403       |



強制入力について→「3.4.2 強制入力で金額を修正する」参照



強制入力の解除について→「3.4.3 強制入力した金額を解除する」参照

- ⑤<<所得区分別売上>>画面に戻ります。[戻る] ボタンをクリックします。<<所得区分別売上>>画面で強制入力をするか、強制入力の解除を行った場合、[戻る] ボタンをクリック後に次のメッセージが表示されます。

- ⑥ [OK] ボタンをクリックします。<<基礎金額登録>>画面に戻ります。

## 3.4.5.1 「所得区分別売上」各タブの詳細説明

所得区分別売上の各タブの詳細について説明します。背景色が緑色の欄は連動項目のため、入力モードが「通常入力」の場合は修正できません。背景色が白色の欄は、手入力することができます。各タブで「複数税率入力」ボタンをクリックすると、旧税率で入力することができます。

## ● 「一般」タブ

「複数税率入力」ボタンをクリックすると表示される画面

## ● 「農業」タブ

事業消費の「課税取引」

事業消費の「課税取引」+家事消費+未成熟果実収入



〔複数税率入力〕 ボタンをクリックすると表示される画面

強制解除

?

↺

複数税率入力 - 農業

課税取引

|         | 合計                   | うち税率4%適用分            | うち税率8.3%適用分          |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 販売金額    | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 事業消費    | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 家事消費    | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 未成熟果樹収入 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 雑収入     | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |

売上に係る対価の返還等

|             | 合計                   | うち税率4%適用分            | うち税率8.3%適用分          |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 売上に係る対価の返還等 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |

更新

## ● [不動産] タブ

[複数税率入力] ボタンをクリックすると表示される画面

## ● [雑所得] タブ

[複数税率入力] ボタンをクリックすると表示される画面

● [業務用固定資産] タブ

[複数税率入力] ボタンをクリックすると表示される画面

## 3.4.6 所得区分別仕入の金額を確認する

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『基礎金額登録』＞『所得区分別売上』

≪基礎金額登録≫画面から、計算表の所得区分ごとの仕入金額を確認する手順について説明します。

コード:0400020001  
〇〇 太郎 様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係

決算業務 > 消費税申告書

印刷 連動 入力モード 強制解除 所得区分別売上 所得区分別仕入 入力検証

消費税計算情報 > 申告書選択 基礎金額登録 申告書・付表 > 入力完了 会計連動

原則課税 (8%) 原則課税 (5%) 【最終連動日時: 2018/06/22 19:31:29】

売上金額

所得区分ごとの売上金額は「所得区分別売上」ボタンをクリックした画面で入力および確認してください。

|             | 8%税込       | 消費税 |
|-------------|------------|-----|
| 課税売上        | 19,904,000 |     |
| 免税取引        | 130,000    |     |
| 非課税取引       | 11,000,000 |     |
| 非課税資産の輸出等   | 150,000    |     |
| 不課税取引       | 1,620,000  |     |
| 有価証券等の譲渡    | 140,000    |     |
| 売上に係る対価の返還等 | 900,000    |     |

貸し倒れ等  
仕入金額  
保税地域からの引き取り貨物  
特定課税仕入  
棚卸高の調整



- ① ≪基礎金額登録≫ナビメニューで『所得区分別仕入』ボタンをクリックします。
- ② 各所得のタブをクリックして、連動された基礎金額を確認します。必要に応じて、金額を修正する場合は、強制入力で金額を修正します。

コード:0400020001  
〇〇 太郎 様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係

決算業務 > 消費税申告書 > 所得区分別仕入

入力モード 強制解除

一般 農業 不動産 雑所得 業務用固定資産

| 科目       | A<br>決算額    | B<br>課税取引 にならないもの | C (A-B)<br>課税取引 金額 | D<br>税率4%適用分 | E<br>税率8.3%適用分 |
|----------|-------------|-------------------|--------------------|--------------|----------------|
| 売上(収入)金額 | 1 9,684,514 | 5,225,632         | 4,458,882          | 1,258,266    | 3,200,616      |
| 期首商品棚卸高  | 2 1,555,555 |                   |                    |              |                |
| 仕入金額     | 3 3,447,202 | 605,302           | 2,841,900          | 622,720      | 2,219,180      |
| 小計       | 4 5,002,757 |                   |                    |              |                |
| 期末商品棚卸高  | 5           |                   |                    |              |                |
| 差引原価     | 6 5,002,757 |                   |                    |              |                |
| 差引金額     | 7 4,681,757 |                   |                    |              |                |
| 租税公課     | 8 18,804    | 4,768             | 14,036             | 8,195        | 5,841          |
| 荷造運賃     | 9 29,570    | 9,179             | 20,391             | 8,253        | 12,138         |
| 水道光熱費    | 10 41,825   |                   | 41,825             | 4,587        | 37,038         |
| 旅費交通費    | 11 18,805   | 4,946             | 13,859             | 4,598        | 9,263          |
| 通信費      | 12 23,017   | 6,061             | 16,956             | 4,608        | 12,348         |
| 広告宣伝費    | 13 26,111   | 7,176             | 18,935             | 4,619        | 14,316         |
| 接待交際費    | 14 31,449   | 8,288             | 23,161             | 4,629        | 18,532         |
| 経 損害保険料  | 15 3,178    | 3,178             |                    |              |                |
| 修繕費      | 16 11,110   |                   | 11,110             | 4,656        | 6,454          |
| 消耗品費     | 17 7,821    |                   | 7,821              | 4,665        | 3,156          |

仕入に係る課税取引金額 仕入に係る対価の返還等

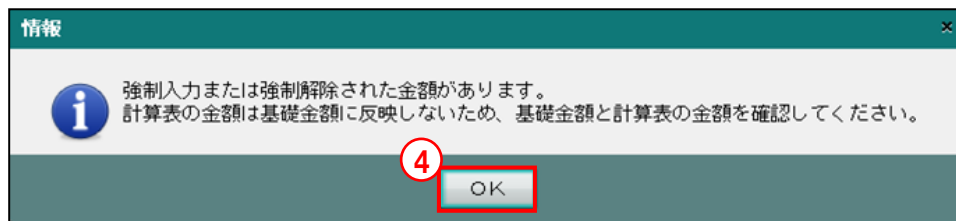


強制入力について→「3.4.2 強制入力で金額を修正する」参照



強制入力の解除について→「3.4.3 強制入力した金額を解除する」参照

- ③ [戻る] ボタンをクリックします。《所得区分別売上》画面で強制入力をするか、強制入力の解除を行った場合、[戻る] ボタンをクリック後に次のメッセージが表示されます。



- ④ [OK] ボタンをクリックします。《基礎金額登録》画面に戻ります。

3.4.6.1 「所得区分別仕入」各タブの詳細説明

所得区分別仕入の各タブの詳細について説明します。背景色が緑色の欄は連動項目のため、入力モードが「通常入力」の場合は修正できません。背景色が水色の欄は、自動計算されます。売上（収入）金額は、《所得区分別売上》の値が表示されます。背景色が白色の欄は、手入力することができます。

● [一般] タブ

| 一般       |     | 農業          | 不動産     | 雑所得     | 業務用固定資産   |
|----------|-----|-------------|---------|---------|-----------|
| 科 目      | A   | B           | C (A-B) | D       | E         |
|          | 決算額 | 課税取引にならないもの | 課税取引金額  | 税率4%適用分 | 税率8.3%適用分 |
| 売上（収入）金額 | 1   |             |         |         |           |
| 期首商品棚卸高  | 2   |             |         |         |           |
| 売上仕入金額   | 3   |             |         |         |           |
| 小計       | 4   |             |         |         |           |
| 期末商品棚卸高  | 5   |             |         |         |           |
| 差引原価     | 6   |             |         |         |           |
| 差引金額     | 7   |             |         |         |           |
| 租税公課     | 8   |             |         |         |           |
| 荷造運賃     | 9   |             |         |         |           |
| 水道光熱費    | 10  |             |         |         |           |
| 旅費交通費    | 11  |             |         |         |           |
| 通信費      | 12  |             |         |         |           |
| 広告宣伝費    | 13  |             |         |         |           |
| 接待交際費    | 14  |             |         |         |           |
| 損害保険料    | 15  |             |         |         |           |
| 修繕費      | 16  |             |         |         |           |
| 消耗品費     | 17  |             |         |         |           |

仕入に係る課税取引金額

税率8.3%適用分

税率4%適用分

仕入に係る対価の返還等

税率8.3%適用分

税率4%適用分

● [農業] タブ

| 一般      |     | 農業          | 不動産     | 雑所得     | 業務用固定資産   |
|---------|-----|-------------|---------|---------|-----------|
| 科 目     | A   | B           | C (A-B) | D       | E         |
|         | 決算額 | 課税取引にならないもの | 課税取引金額  | 税率4%適用分 | 税率8.3%適用分 |
| 販売金額    | 1   |             |         |         |           |
| 家事・消費   | 2   |             |         |         |           |
| 事業・消費   | 3   |             |         |         |           |
| 雑収入     | 4   |             |         |         |           |
| 未成熟果樹収入 | 5   |             |         |         |           |
| 小計      | 6   |             |         |         |           |
| 農産物の棚卸高 | 7   |             |         |         |           |
| 期首      | 8   |             |         |         |           |
| 期末      | 9   |             |         |         |           |
| 計       | 10  |             |         |         |           |
| 租税公課    | 11  |             |         |         |           |
| 種苗費     | 12  |             |         |         |           |
| 育苗費     | 13  |             |         |         |           |
| 肥料費     | 14  |             |         |         |           |
| 飼料費     | 15  |             |         |         |           |
| 農具費     | 16  |             |         |         |           |
| 農業・衛生費  | 17  |             |         |         |           |
| 諸材料費    | 18  |             |         |         |           |

仕入に係る課税取引金額

税率8.3%適用分

税率4%適用分

仕入に係る対価の返還等

税率8.3%適用分

税率4%適用分

● [不動産] タブ

| 一般         |     | 農業          |         | 不動産     |           | 雑所得 |  | 業務用固定資産 |  |
|------------|-----|-------------|---------|---------|-----------|-----|--|---------|--|
| 科目         | A   | B           | C (A-B) | D       | E         |     |  |         |  |
|            | 決算額 | 課税取引にならないもの | 課税取引金額  | 税率4%適用分 | 税率0.3%適用分 |     |  |         |  |
| 収入         |     |             |         |         |           |     |  |         |  |
| 貸賃料        | 1   |             |         |         |           |     |  |         |  |
| 礼金・権利金・更新料 | 2   |             |         |         |           |     |  |         |  |
| その他収入      | 3   |             |         |         |           |     |  |         |  |
| 金          |     |             |         |         |           |     |  |         |  |
| 額          |     |             |         |         |           |     |  |         |  |
| 計          | 4   |             |         |         |           |     |  |         |  |
| 経          |     |             |         |         |           |     |  |         |  |
| 租税公課       | 5   |             |         |         |           |     |  |         |  |
| 損害保険料      | 6   |             |         |         |           |     |  |         |  |
| 修繕費        | 7   |             |         |         |           |     |  |         |  |
| 減価償却費      | 8   |             |         |         |           |     |  |         |  |
| 借入金利息      | 9   |             |         |         |           |     |  |         |  |
| 地代家賃       | 10  |             |         |         |           |     |  |         |  |
| 給料賃金       | 11  |             |         |         |           |     |  |         |  |
| その他        | 12  |             |         |         |           |     |  |         |  |
| その他の経費     | 13  |             |         |         |           |     |  |         |  |
| 計          | 14  |             |         |         |           |     |  |         |  |
| 差引金額       | 15  |             |         |         |           |     |  |         |  |

12の科目に「貸賃料」を入力する場合は、「課税取引にならないもの」欄に同じ金額を入力してください。

仕入に係る課税取引金額  仕入に係る対価の返還等

税率0.3%適用分  税率0.3%適用分

税率4%適用分  税率4%適用分

● [雑所得] タブ

| 一般                                                          |  | 農業 |  | 不動産 |  | 雑所得 |  | 業務用固定資産 |  |
|-------------------------------------------------------------|--|----|--|-----|--|-----|--|---------|--|
| 仕入金額と経費金額の合計 <input type="text"/>                           |  |    |  |     |  |     |  |         |  |
| 課税取引にならないもの <input type="text"/>                            |  |    |  |     |  |     |  |         |  |
| 税率0.3%適用分 <input type="text"/> 税率4%適用分 <input type="text"/> |  |    |  |     |  |     |  |         |  |
| 課税取引 <input type="text"/>                                   |  |    |  |     |  |     |  |         |  |

● [業務用固定資産] タブ

| 一般                                                          |  | 農業 |  | 不動産 |  | 雑所得 |  | 業務用固定資産 |  |
|-------------------------------------------------------------|--|----|--|-----|--|-----|--|---------|--|
| 取得価額 <input type="text"/>                                   |  |    |  |     |  |     |  |         |  |
| 課税取引にならないもの <input type="text"/>                            |  |    |  |     |  |     |  |         |  |
| 税率0.3%適用分 <input type="text"/> 税率4%適用分 <input type="text"/> |  |    |  |     |  |     |  |         |  |
| 課税取引 <input type="text"/>                                   |  |    |  |     |  |     |  |         |  |

## 3.4.7 固定資産の売却・購入金額を入力する

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『基礎金額登録』

計算表を作成する個人で固定資産の売却および購入取引がある場合、固定資産の売却および購入金額を入力する必要があります。仕訳データ連動を実行すると、固定資産の売却および購入取引は、基礎金額に連動されますが、個人決算書には連動されません。そのため、基礎金額と計算表で固定資産の取引金額分が不一致となり、《入力検証》画面で、エラーメッセージが表示されます。基礎金額と計算表の金額を一致させるために、《所得区分別売上》および《所得区分別仕入》の各画面の「業務用固定資産」タブで固定資産の売却および購入金額を入力します。

## ●固定資産の売却がある場合

（例）税込会計処理で、簿価 20 万円の車両を 27 万円（うち消費税 2 万円）で売却した。

- ・「固定資産売却」の仕訳を入力します。

| 借方科目        | 消費税コード | 借方金額    | 貸方科目        | 消費税コード | 貸方金額    |
|-------------|--------|---------|-------------|--------|---------|
| 111 現金      |        | 270,000 | 214 車両運搬具   | 40（仕入） | 200,000 |
|             |        |         | 391 事業主借    |        | 50,000  |
|             |        |         | 329 仮受消費税   | 20（売上） | 20,000  |
| 995 売上消費税調整 |        | 250,000 | 995 売上消費税調整 | 20（売上） | 250,000 |

➔「事業者機能 II.日常業務編 2.1.1.2 仕訳入力の詳細説明」参照

- ・連動後の《基礎金額登録》画面の売上金額には、固定資産を売却した仕訳の金額が含まれています。

- ・《入力検証》画面の「基礎金額と計算表のバランスチェック」では、不一致になっています。



- ・[金額確認] ボタンをクリックし、不一致となっている金額を確認します。

[illegible]

- ・《所得区分別売上》画面の[業務用固定資産]タブで固定資産の売却金額を入力します。

| 一般        | 農業 | 不動産     | 雑所得 | 業務用固定資産 | 強制 |
|-----------|----|---------|-----|---------|----|
| 課税収入額     |    | 270,000 |     |         |    |
| (内訳)      |    |         |     |         |    |
| 免税取引      |    |         |     |         |    |
| 非課税取引     |    |         |     |         |    |
| 非課税資産の輸出等 |    |         |     |         |    |
| 不課税取引     |    |         |     |         |    |
| 課税取引      |    | 270,000 |     | 複数年率入力  |    |

- 固定資産の売却金額を入力すると、《入力検証》画面の「基礎金額と計算表のバランスチェック」でエラーが表示されなくなります。

入力検証

計算表のバランスチェック

計算表のA-B=0はバランスしています。

基礎金額と計算表のバランスチェック

基礎金額と計算表の金額は一致しています。

金額確認

 基礎金額登録画面の詳細説明（原則課税）

➡「3.4.1.2 基礎金額登録画面の詳細説明（原則課税）」参照

 基礎金額登録画面の詳細説明（簡易課税）

➡「3.4.1.3 基礎金額登録画面の詳細説明（簡易課税）」参照

(例) 税込会計処理で、150 万円（うち消費税 12 万円）の車両を購入した。

- | 借方科目        | 消費税<br>コード | 借方金額      | 貸方科目        | 消費税<br>コード | 貸方金額      |
|-------------|------------|-----------|-------------|------------|-----------|
| 214 車両運搬具   | 40 (仕入)    | 1,380,000 | 111 現金      |            | 1,500,000 |
| 177 仮払消費税   | 20 (仕入)    | 120,000   |             |            |           |
| 996 仕入消費税調整 | 20 (仕入)    | 1,380,000 | 996 仕入消費税調整 |            | 1,380,000 |

- ・連動後の《基礎金額登録》画面の仕入金額には、固定資産を購入した仕訳の金額が含まれています。

【最終更新日時：2018/09/05 16:40:43】

☐ 原則課税 (8%)
 ☐ 原則簡課税 (5%)

☒ 売上金額
 ☐ 貸し倒れ等
 ☐ 仕入金額

所得区分ごとの仕入金額は「所得区分別仕入」ボタンをクリックした画面で入力および確認してください。

|                        | 8%税込       | 消費税 |
|------------------------|------------|-----|
| 課税仕入                   | 18,412,000 |     |
| (内訳)                   |            |     |
| 課税売上上にのみ要するもの          | 18,412,000 |     |
| 課税売上上と非課税売上上に共通して要するもの |            |     |
| 非課税売上上にのみ要するもの         |            |     |
| 課税仕入に係る対価の返還等          |            |     |
| (内訳)                   |            |     |
| 課税売上上にのみ要するもの          |            |     |
| 課税売上上と非課税売上上に共通して要するもの |            |     |
| 非課税売上上にのみ要するもの         |            |     |

- 入力検証

計算表のバランスチェック

計算表のA-B=Cはバランスしています。

基礎金額と計算表のバランスチェック

基礎金額と計算表の金額は一致していません。

金額確認

- [illegible]

- <<所得区分別仕入>>画面の[業務用固定資産]タブで固定資産の購入金額を入力します。

| 一般             | 農業 | 不動産 | 雑所得 | 業務用固定資産 | 強制 |
|----------------|----|-----|-----|---------|----|
| 取得価額 1,500,000 |    |     |     |         |    |
| 課税取引にならないもの    |    |     |     |         |    |
| 税率6.3%適用分      |    |     |     |         |    |
| 税率4%適用分        |    |     |     |         |    |
| 課税取引 1,500,000 |    |     |     |         |    |

- 固定資産の売却金額を入力すると、<<入力検証>>画面の「基礎金額と計算表のバランスチェック」でエラーが表示されなくなります。

| 入力検証                 |
|----------------------|
| 計算表のバランスチェック         |
| 計算表のA-B=Cはバランスしています。 |
| 基礎金額と計算表のバランスチェック    |
| 基礎金額と計算表の金額は一致しています。 |
| 金額確認                 |

## 3.4.7.1 固定資産の売却がある場合

『決算業務』>『消費税申告書』>『基礎金額登録』>『所得区分別売上』>『業務用固定資産』タブ

固定資産の売却取引がある場合に、金額を入力する手順について説明します。



- ① ≪基礎金額登録≫ナビメニューで『所得区分別売上』ボタンをクリックします。
- ② [業務用固定資産] タブをクリックします。

| 課税取引       | 売上に係る対価の返還等 |
|------------|-------------|
| 26,820,000 |             |
| 免税取引       | 非課税資産の輸出等   |
|            | 300,000     |

- ③ 「強制入力」モードで「譲渡収入額」に金額を入力します。「免税取引」「非課税取引」「非課税資産の輸出等」「不課税取引」がある場合は、各欄で金額を入力します。「課税取引」欄には、「譲渡収入額」から課税取引以外で入力した金額を差し引いた金額が表示されます。

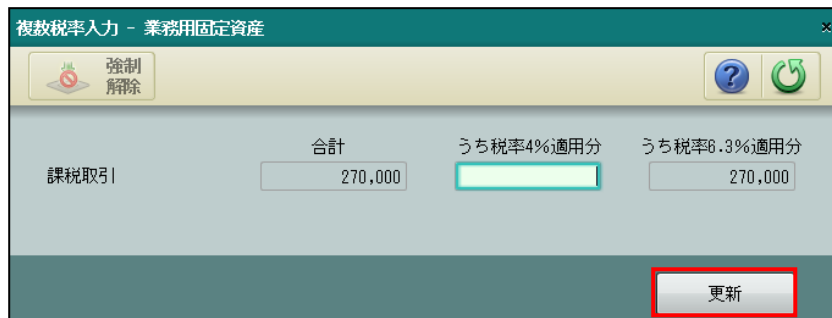


強制入力について→「3.4.2 強制入力で金額を修正する」参照

④旧税率分がある場合は、[複数税率入力] ボタンをクリックします。

⑤旧税率分をして、[更新] ボタンをクリックします。

 [強制入力について](#) → 「3.4.2 強制入力で金額を修正する」参照



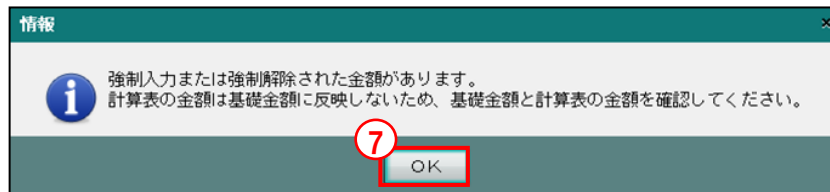
複数税率入力 - 業務用固定資産

強制解除

|      | 合計      | うち税率4%適用分 | うち税率6.3%適用分 |
|------|---------|-----------|-------------|
| 課税取引 | 270,000 |           | 270,000     |

更新

⑥<<所得区分別売上>>画面に戻ります。[戻る] ボタンをクリックすると、次のメッセージが表示されます。



情報

 強制入力または強制解除された金額があります。  
計算表の金額は基礎金額に反映しないため、基礎金額と計算表の金額を確認してください。

7 OK

⑦ [OK] ボタンをクリックします。<<基礎金額登録>>画面に戻ります。

⑧ [入力検証] ボタンをクリックして、入力内容に問題が発生していないかを確認します。

 [基礎金額と計算表のバランスチェックについて](#) →

「3.6.2 基礎金額と計算表のバランス不一致を確認する」参照

## 3.4.7.2 固定資産の購入がある場合

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『基礎金額登録』＞『所得区分別仕入』＞『業務用固定資産』タブ  
業務用固定資産の売却取引がある場合に、金額を入力する手順について説明します。

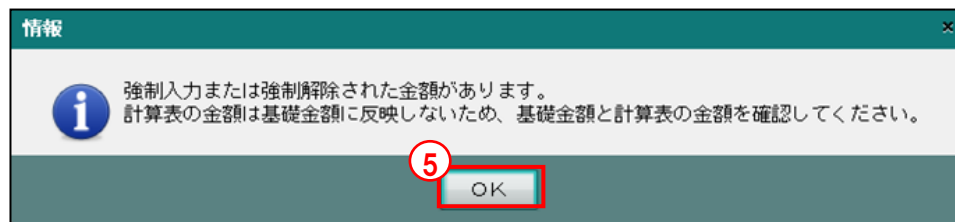


- ①「基礎金額登録」ナビメニューで『所得区分別仕入』ボタンをクリックします。
- ②「業務用固定資産」タブをクリックします。
- ③「強制入力」モードで、「取得価格」「課税取引にならないもの」の各欄で金額を入力します。旧税率分がある場合は、「税率 4%適用分」欄で金額を入力します。「課税取引」欄には、「取得価格」から「課税取引にならないもの」および「税率 4%適用分」で入力した金額を差し引いた金額が表示されます。



強制入力について→「3.4.2 強制入力で金額を修正する」参照

- ④「所得区分別仕入」画面に戻ります。「戻る」ボタンをクリックすると、次のメッセージが表示されます。



→「3.6.2 基礎金額と計算表のバランス不一致を確認する」参照

- ⑤ 「OK」ボタンをクリックします。「基礎金額登録」画面に戻ります。

3.4.8 計算表の連動について

計算表は、個人決算書データおよび仕訳データを連動して作成されます。

●計算表の連動対象

| 所得区分タブ  | 個人決算書             | 仕訳データ                              |
|---------|-------------------|------------------------------------|
| 一般      | 「青色一般」または「収支一般」   | 個人決算書の「損益計算書」の連動科目に該当する仕訳データが連動される |
| 農業      | 「青色農業」または「収支農業」   |                                    |
| 不動産     | 「青色不動産」または「収支不動産」 |                                    |
| 雑所得     | 連動なし              | 連動なし                               |
| 業務用固定資産 |                   |                                    |

- (1) 個人決算書からの連動
- 個人決算書の「損益計算書」の金額を「計算表」の（A）列に連動します。
  - 個人決算書の複数の「任意科目」を計算表の1つの項目に連動した場合、計算表の科目名称は「その他」で表示されます。
  - 個人決算書で入力した「任意科目」は、科目名称および金額が入力されている場合、計算表に連動されます。
  - 「任意科目名称」は、背景色が白色のため、計算表で修正することができます。
- (2) 仕訳データからの連動
- 個人決算書の「損益計算書」の連動科目に該当する仕訳データの金額を「計算表」の（B）、（C）、（D）、（E）列に連動します。
  - 各金額は、仕訳の消費税コードにより集計します。
  - （D）税率 4%適用分は、（C）に集計される消費税コードのうち、「税率 5%」に該当する金額を集計します。
  - （E）税率 6.3%適用分は、（C）に集計される消費税コードのうち「税率 8%」に該当する金額を集計します。

(例) 課税取引金額計算表（事業所得用）

「A 決算額」は、個人決算書の「損益計算書」から連動される

|                  |   |       |                  |         |                             |
|------------------|---|-------|------------------|---------|-----------------------------|
| 〇〇 太郎            |   |       |                  |         |                             |
| 課税取引金額計算表        |   |       |                  |         |                             |
| (平成 30 年分)       |   | A     | B                | C (A-B) | (事業所得用)                     |
| 科 目              |   | 決 算 額 | A のうち課税取引にならないもの | 課税取引金額  | D うち税率 4%適用分 E うち税率 6.3%適用分 |
| 売上（収入）金額（雑収入を含む） | ① | 円     | 円                | 円       | 円                           |
| 期首商品棚卸高          | ② |       |                  |         |                             |
| 仕入金額             | ③ |       |                  |         |                             |
| 売上小計             | ④ |       |                  |         |                             |
| 期末商品棚卸高          | ⑤ |       |                  |         |                             |
| 差引原価             | ⑥ |       |                  |         |                             |
| 差引金額             | ⑦ |       |                  |         |                             |
| 租税公課             | ⑧ |       |                  |         |                             |
| 荷造運賃             | ⑨ |       |                  |         |                             |
| 水道光熱費            | ⑩ |       |                  |         |                             |
| 旅費交通費            | ⑪ |       |                  |         |                             |
| 通信費              | ⑫ |       |                  |         |                             |
| 広告宣伝費            | ⑬ |       |                  |         |                             |
| 接待交際費            | ⑭ |       |                  |         |                             |
| 経 営 損害保険料        | ⑮ |       |                  |         |                             |
| 修繕費              | ⑯ |       |                  |         |                             |
| 消耗品費             | ⑰ |       |                  |         |                             |
| 減価償却費            | ⑱ |       |                  |         |                             |
| 福利厚生費            | ⑲ |       |                  |         |                             |
| 給料手当             | ⑳ |       |                  |         |                             |

「B 課税取引にならないもの」は、「C(および D、E)課税取引金額」は、仕訳データから連動される



### 3.4.8.1 個人決算書から計算表に連動される情報

個人決算書から計算表に連動される情報の詳細について説明します。

#### ●一般

| 計算表（事業所得用） |          | 青色一般 |          | 収支一般 |                |
|------------|----------|------|----------|------|----------------|
| 科目         |          | 科目   |          | 科目   |                |
| 1          | 売上（収入）金額 | 1    | 売上（収入）金額 | 4    | 計（①+②+③）       |
| 2          | 期首商品棚卸高  | 2    | 期首商品棚卸高  | 5    | 期首商品（製品）棚卸高    |
| 3          | 仕入金額     | 3    | 仕入金額     | 6    | 仕入金額           |
| 4          | 小計       | 4    | 小計       | 7    | 小計（⑤+⑥）        |
| 5          | 期末商品棚卸高  | 5    | 期末商品棚卸高  | 8    | 期末商品（製品）棚卸高    |
| 6          | 差引原価     | 6    | 差引原価     | 9    | 差引原価（⑦-⑧）      |
| 7          | 差引金額     | 7    | 差引金額     | 10   | 差引金額（④-⑨）      |
| 8          | 租税公課     | 8    | 租税公課     | イ    | 租税公課           |
| 9          | 荷造運賃     | 9    | 荷造運賃     | ロ    | 荷造運賃           |
| 10         | 水道光熱費    | 10   | 水道光熱費    | ハ    | 水道光熱費          |
| 11         | 旅費交通費    | 11   | 旅費交通費    | ニ    | 旅費交通費          |
| 12         | 通信費      | 12   | 通信費      | ホ    | 通信費            |
| 13         | 広告宣伝費    | 13   | 広告宣伝費    | ヘ    | 広告宣伝費          |
| 14         | 接待交際費    | 14   | 接待交際費    | ト    | 接待交際費          |
| 15         | 損害保険料    | 15   | 損害保険料    | チ    | 損害保険料          |
| 16         | 修繕費      | 16   | 修繕費      | リ    | 修繕費            |
| 17         | 消耗品費     | 17   | 消耗品費     | 又    | 消耗品費           |
| 18         | 減価償却費    | 18   | 減価償却費    | 13   | 減価償却費          |
| 19         | 福利厚生費    | 19   | 福利厚生費    | ル    | 福利厚生費          |
| 20         | 給料賃金     | 20   | 給料賃金     | 11   | 給料賃金           |
| 21         | 外注工賃     | 21   | 外注工賃     | 12   | 外注工賃           |
| 22         | 利子割引料    | 22   | 利子割引料    | 16   | 利子割引料          |
| 23         | 地代家賃     | 23   | 地代家賃     | 15   | 地代家賃           |
| 24         | 貸倒金      | 24   | 貸倒金      | 14   | 貸倒金            |
| 25         | （任意）     | 25   | （任意）     | ヲ    | （任意）           |
| 26         | （任意）     | 26   | （任意）     | ワ    | （任意）           |
| 27         | （任意）     | 27   | （任意）     | 力    | （任意）           |
| 28         | （任意）     | 28   | （任意）     | ヨ    | （任意）           |
| 29         | （任意）     | 29   | （任意）     | タ    | （任意）           |
| 30         | （任意）     | 30   | （任意）     | ー    | 該当なし           |
| 31         | 雑費       | 31   | 雑費       | シ    | 雑費             |
| 32         | 計        | 32   | 計        | 18   | 経費計（⑪～⑯までの計+⑰） |
| 33         | 差引金額     | 33   | 差引金額     | 19   | 専従者控除前の所得金額    |

## ● 農業

| 計算表（農業所得用） |                   | 青色農業 |                   | 収支農業 |                   |
|------------|-------------------|------|-------------------|------|-------------------|
| 科目         |                   | 科目   |                   | 科目   |                   |
| 1          | 販売金額              | 1    | 販売金額              | 1    | 販売金額              |
| 2          | 家事消費金額            |      |                   |      |                   |
|            | 家事業消費金額           | 2    | 家事消費/事業消費金額       | 2    | 家事消費/事業消費金額       |
| 3          | 雑収入               | 3    | 雑収入               | 3    | 雑収入               |
|            | 未成熟果樹収入           | —    | 該当なし              | —    | 該当なし              |
| 4          | 小計                | 4    | 小計                | 4    | 小計（①+②+③）         |
| 5          | 農産物の棚卸高：期首        | 5    | 農産物の棚卸高：期首        | 5    | 農産物の棚卸高：期首        |
| 6          | 農産物の棚卸高：期末        | 6    | 農産物の棚卸高：期末        | 6    | 農産物の棚卸高：期末        |
| 7          | 計                 | 7    | 計                 | 7    | 小計（④-⑤+⑥）         |
| 8          | 租税公課              | 8    | 租税公課              | イ    | 租税公課              |
| 9          | 種苗費               | 9    | 種苗費               | □    | 種苗費               |
| 10         | 素畜費               | 10   | 素畜費               | ハ    | 素畜費               |
| 11         | 肥料費               | 11   | 肥料費               | 二    | 肥料費               |
| 12         | 飼料費               | 12   | 飼料費               | ホ    | 飼料費               |
| 13         | 農具費               | 13   | 農具費               | ヘ    | 農具費               |
| 14         | 農薬・衛生費            | 14   | 農薬衛生費             | ト    | 農薬衛生費             |
| 15         | 諸材料費              | 15   | 諸材料費              | チ    | 諸材料費              |
| 16         | 修繕費               | 16   | 修繕費               | リ    | 修繕費               |
| 17         | 動力光熱費             | 17   | 動力光熱費             | 又    | 動力光熱費             |
| 18         | 作業用衣料費            | 18   | 作業用衣料費            | ル    | 作業用衣料費            |
| 19         | 農業共済掛金            | 19   | 農業共済掛金            | ヲ    | 農業共済掛金            |
| 20         | 減価償却費             | 20   | 減価償却費             | 10   | 減価償却費             |
| 21         | 荷造運賃手数料           | 21   | 荷造運賃手数料           | ワ    | 荷造運賃手数料           |
| 22         | 雇人費               | 22   | 雇人費               | 8    | 雇人費               |
| 23         | 利子割引料             | 23   | 利子割引料             | 12   | 利子割引料             |
| 24         | 地代・賃貸料            | 24   | 地代・賃借料            | —    | 該当なし              |
| 25         | 土地改良費             | 25   | 土地改良費             | 力    | 土地改良費             |
| 26         | 貸倒金               | 26   | （任意）              | 11   | 貸倒金               |
| 27         | （任意）              | 27   | （任意）              | 9    | 小作料・賃貸料           |
| 28         | （任意）              | 28   | （任意）              | ヨ    | （任意）              |
| 29         | （任意）              | 29   | （任意）              | タ    | （任意）+レ（任意）+ソ（任意）  |
| 30         | 雑費                | 30   | 雑費                | ツ    | 雑費                |
| 31         | 小計                | 31   | 小計                | —    | 該当項目なし            |
| 32         | 農産物以外の棚卸高：期首      | 32   | 農産物以外の棚卸高：期首      | ネ    | 農産物以外の棚卸高：期首      |
| 33         | 農産物以外の棚卸高：期末      | 33   | 農産物以外の棚卸高：期末      | ナ    | 農産物以外の棚卸高：期末      |
| 34         | 経費から差し引く果樹牛馬等の育成費 | 34   | 経費から差し引く果樹牛馬等の育成費 | ラ    | 経費から差し引く果樹牛馬等の育成費 |
| 35         | 計                 | 35   | 計                 | 14   | 経費計（⑧～⑫までの計+⑬）    |
| 36         | 差引金額              | 36   | 差引金額              | 15   | 専従者控除前の所得金額       |

●不動産

| 計算表（不動産得用） |           | 青色不動産 |             | 収支不動産 |                |
|------------|-----------|-------|-------------|-------|----------------|
| 科目         |           | 科目    |             | 科目    |                |
| 1          | 賃貸料       | 1     | 賃貸料         | 1     | 賃貸料            |
| 2          | 礼金・権利金更新料 | 2     | 礼金権利金更新料    | 2     | 礼金・権利金更新料      |
| 3          | （任意）      | 3     | （任意）        | 3     | 名義書き換え料その他     |
| 4          | 計         | 4     | 収入金額計       | 5     | 計              |
| 5          | 租税公課      | 5     | 租税公課        | イ     | 租税公課           |
| 6          | 損害保険料     | 6     | 損害保険料       | ロ     | 損害保険料          |
| 7          | 修繕費       | 7     | 修繕費         | ハ     | 修繕費            |
| 8          | 減価償却費     | 8     | 減価償却費       | 7     | 減価償却費          |
| 9          | 借入金利子     | 9     | 借入金利子       | 10    | 借入金利子          |
| 10         | 地代家賃      | 10    | 地代家賃        | 9     | 地代家賃           |
| 11         | 給料賃金      | 11    | 給料賃金        | 6     | 給料賃金           |
| 12         | （任意）      | 12    | （任意）～16（任意） | 二     | （任意）＋⑧貸倒金      |
| 13         | その他の経費    | 17    | その他の経費      | ホ     | 雑費             |
| 14         | 計         | 18    | 必要経費計       | 12    | 経費計（⑥～⑩までの計＋⑪） |
| 15         | 差引金額      | 19    | 差引金額        | 13    | 専従者控除前の所得金額    |

## 3.4.8.2 仕訳データから計算表に連動される情報

仕訳データから計算表の「B 課税取引にならないもの」「C（および D、E）課税取引金額」に連動される、消費税コードについて説明します。

| 科目      | B<br>課税取引にならないもの | C および D、E<br>課税取引金額 |
|---------|------------------|---------------------|
| 売上      | 30：非課税売上         | 10、20：課税売上          |
|         | 34：有価証券売上        | 12、22：課税売上控除        |
|         | 40：不課税売上         |                     |
|         | 60：輸出売上          |                     |
|         | 64：非課税輸出売上       |                     |
|         | 15、25：課税貸倒回収     |                     |
| 仕入および経費 | 30：非課税仕入         | 10、20：課税仕入          |
|         | 40：不課税仕入         | 11、21：共通仕入          |
|         | 60：輸入仕入          | 14、24：非課税売上対応課税仕入   |
|         | 61：輸入共通仕入        | 12、22：課税仕入控除        |
|         | 64：非課税売上対応輸入仕入   | 15、25：共通仕入控除        |
|         | 13、23：課税貸倒償却     | 16、26：非課税売上対応仕入控除   |

- 次の消費税コードは、「売上」「仕入」の「B」「C」のいずれにも含まれません。
  - 50、51、54：棚卸調整消費税
  - 65、66、69：輸入仕入(地方税)
  - 99：消費税不明取引
- 特定課税仕入は、消費税コード「40」で計上されるため、「B 課税取引にならないもの」に集計されます。

### 3.4.9 計算表を印刷する

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『基礎金額登録』＞『印刷』  
計算表を印刷する手順について説明します。



① [印刷] ボタンをクリックします。



→ 「3.8.1.1 「印刷」の入力検証チェックでエラーがある場合」参照

② ≪印刷条件設定≫画面が表示されます。[印刷] ボタンをクリックします。



→ 「3.8.1.2 [印刷] ボタンクリック時にエラーが表示された場合」参照

《原則課税の場合》

《簡易課税の場合》



③ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

●計算表 印刷の指定

- ・ 計算表を作成している場合、出力可能な帳票にチェックがついた状態で表示されます。
- ・ 簡易課税の場合、「課税売上高計算表」のみ表示されます。

●詳細設定

[計算表に氏名を印刷する]

- ・ 計算表に、氏名を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・ チェックがついた状態で表示されます。

印刷例

(1)課税取引金額計算表(事業所得用)

〇〇 太郎

課税取引金額計算表

(平成 30 年分)

| 科 目                    | A<br>決 算 額 | B<br>A のうち<br>課税取引に<br>ならないもの | C (A-B)<br>課税取引金額 | D<br>うち税率4%<br>適用分 | E<br>うち税率6.3%<br>適用分 |
|------------------------|------------|-------------------------------|-------------------|--------------------|----------------------|
| 売上 (収入) 金額<br>(兼収入を含む) | ①          |                               |                   |                    |                      |
| 期首商品棚卸高                | ②          |                               |                   |                    |                      |
| 仕入金額                   | ③          |                               |                   |                    |                      |
| 小 計                    | ④          |                               |                   |                    |                      |
| 期末商品棚卸高                | ⑤          |                               |                   |                    |                      |
| 差引原価                   | ⑥          |                               |                   |                    |                      |
| 差引金額                   | ⑦          |                               |                   |                    |                      |
| 租 税 公 課                | ⑧          |                               |                   |                    |                      |
| 荷 造 運 賃                | ⑨          |                               |                   |                    |                      |
| 水 道 光 熱 費              | ⑩          |                               |                   |                    |                      |
| 経 費 交 通 費              | ⑪          |                               |                   |                    |                      |
| 通 信 費                  | ⑫          |                               |                   |                    |                      |
| 広 告 宣 伝 費              | ⑬          |                               |                   |                    |                      |
| 接 待 交 際 費              | ⑭          |                               |                   |                    |                      |
| 経 損 害 保 険 料            | ⑮          |                               |                   |                    |                      |
| 修 繕 費                  | ⑯          |                               |                   |                    |                      |
| 消 耗 品 費                | ⑰          |                               |                   |                    |                      |
| 減価償却費                  | ⑱          |                               |                   |                    |                      |
| 福利厚生費                  | ⑲          |                               |                   |                    |                      |
| 給料賃金                   | ㉑          |                               |                   |                    |                      |
| 外注工賃                   | ㉒          |                               |                   |                    |                      |
| 利子割引料                  | ㉓          |                               |                   |                    |                      |
| 地代家賃                   | ㉔          |                               |                   |                    |                      |
| 貸 倒 金                  | ㉕          |                               |                   |                    |                      |
| 費                      | ㉖          |                               |                   |                    |                      |
| ㉗                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㉘                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㉙                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㉚                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㉛                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㉜                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㉝                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㉞                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㉟                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㊱                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㊲                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㊳                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㊴                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㊵                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㊶                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㊷                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㊸                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㊹                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㊺                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㊻                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㊼                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㊽                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㊾                      |            |                               |                   |                    |                      |
| ㊿                      |            |                               |                   |                    |                      |
| 計                      | ㉞          |                               |                   |                    |                      |
| 差引金額                   | ㉟          |                               |                   |                    |                      |

※ B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。  
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

(2)課税売上高計算表

〇〇 太郎

課税売上高計算表

(平成 30 年分)

| 項 目                                                     | 金 額 | うち税率4%<br>適用分A | うち税率6.3%<br>適用分B |
|---------------------------------------------------------|-----|----------------|------------------|
| 事業所得に係る課税売上高                                            | ①   |                |                  |
| 損益計算書の売上 (収入) 金額<br>(課税取引金額計算表 (事業所得用) の①A欄の金額)         | ①   |                |                  |
| ①のうち、課税売上上げにならないもの<br>(課税取引金額計算表 (事業所得用) の②B欄の金額)       | ②   |                |                  |
| 差引課税売上高 (① - ②)                                         | ③   |                |                  |
| 課税取引金額計算表 (事業所得用) の③C、④D、⑤E欄の金額                         | ③   |                |                  |
| 事業所得に係る不課税売上高                                           | ④   |                |                  |
| 損益計算書の収入金額<br>(課税取引金額計算表 (不動産所得用) の①A欄の金額)              | ④   |                |                  |
| ④のうち、課税売上上げにならないもの<br>(課税取引金額計算表 (不動産所得用) の②B欄の金額)      | ⑤   |                |                  |
| 差引課税売上高 (④ - ⑤)                                         | ⑥   |                |                  |
| 課税取引金額計算表 (不動産所得用) の③C、④D、⑤E欄の金額                        | ⑥   |                |                  |
| 課税売上高                                                   | ⑦   |                |                  |
| 損益計算書の収入金額                                              | ⑦   |                |                  |
| ⑦のうち、課税売上上げにならないもの                                      | ⑧   |                |                  |
| 差引課税売上高 (⑦ - ⑧)                                         | ⑨   |                |                  |
| 事業所得に係る課税売上高                                            | ⑩   |                |                  |
| 業務用固定資産等の譲渡収入金額                                         | ⑩   |                |                  |
| ⑩のうち、課税売上上げにならないもの                                      | ⑪   |                |                  |
| 差引課税売上高 (⑩ - ⑪)                                         | ⑫   |                |                  |
| 課税売上高の合計額 (③+⑥+⑨+⑫)                                     | ⑬   |                |                  |
| 課税                                                      | ⑭   |                |                  |
| ⑭B欄の金額                                                  | ⑭   |                |                  |
| 円 × 100<br>105                                          | ⑭   |                |                  |
| 税抜経理方式によっている場合、⑭B欄の金額に課税<br>売上上げに係る仮受消費税の金額を加算して計算します。  | ⑭   |                |                  |
| 課税                                                      | ⑮   |                |                  |
| ⑮C欄の金額                                                  | ⑮   |                |                  |
| 円 × 100<br>108                                          | ⑮   |                |                  |
| 税抜経理方式によっている場合、⑮C欄の金額に課税<br>売上上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。 | ⑮   |                |                  |
| 課税                                                      | ⑯   |                |                  |
| ⑯C欄の金額                                                  | ⑯   |                |                  |
| 円 × 100<br>108                                          | ⑯   |                |                  |
| 税抜経理方式によっている場合、⑯C欄の金額に課税<br>売上上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。 | ⑯   |                |                  |
| 課税                                                      | ⑰   |                |                  |
| 合計 (⑬ + ⑰)                                              | ⑰   |                |                  |

(注) ⑭欄の金額を申告書 (一般用・簡易課税用) の「⑭」欄に記入します (1,000円未満の端数切捨て)。  
一般課税で申告をする事業者のうち、課税売上割合が95%未満の事業者で、課税取引金額計算表のB欄に  
特定課税仕入れに係る支払対価の額を記入している場合には、上記⑭欄の金額を申告書別表「特定課税仕  
入れがある場合の課税標準額等の内訳書」の「⑭」欄に記入します。

(3)課税仕入高計算表

〇〇 太郎

課税仕入高計算表

(平成 30 年分)

| 項 目                                                        | 金 額 | うち税率4%<br>適用分A | うち税率6.3%<br>適用分B |
|------------------------------------------------------------|-----|----------------|------------------|
| 事業所得に係る課税仕入高                                               | ①   |                |                  |
| 損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計<br>(課税取引金額計算表 (事業所得用) の①A欄と②A欄の金額の合計額) | ①   |                |                  |
| ①のうち、課税仕入れにならないもの<br>(課税取引金額計算表 (事業所得用) の②B欄と③B欄の金額の合計額)   | ②   |                |                  |
| 差引課税仕入高 (① - ②)                                            | ③   |                |                  |
| 課税取引金額計算表 (事業所得用) の③C、④D、⑤E欄の金額                            | ③   |                |                  |
| 不動産所得に係る課税仕入高                                              | ④   |                |                  |
| 損益計算書の必要経費の合計額<br>(課税取引金額計算表 (不動産所得用) の①A欄の金額)             | ④   |                |                  |
| ④のうち、課税仕入れにならないもの<br>(課税取引金額計算表 (不動産所得用) の②B欄の金額)          | ⑤   |                |                  |
| 差引課税仕入高 (④ - ⑤)                                            | ⑥   |                |                  |
| 課税取引金額計算表 (不動産所得用) の③C、④D、⑤E欄の金額                           | ⑥   |                |                  |
| 事業所得に係る課税仕入高                                               | ⑦   |                |                  |
| 損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額                                       | ⑦   |                |                  |
| ⑦のうち、課税仕入れにならないもの                                          | ⑧   |                |                  |
| 差引課税仕入高 (⑦ - ⑧)                                            | ⑨   |                |                  |
| 業務用固定資産等の取得費                                               | ⑩   |                |                  |
| ⑩のうち、課税仕入れにならないもの                                          | ⑪   |                |                  |
| 差引課税仕入高 (⑩ - ⑪)                                            | ⑫   |                |                  |
| 課税仕入高の合計額 (③+⑥+⑨+⑫)                                        | ⑬   |                |                  |
| 課税                                                         | ⑭   |                |                  |
| ⑭B欄の金額                                                     | ⑭   |                |                  |
| 円 × 4<br>105                                               | ⑭   |                |                  |
| 税抜経理方式によっている場合、⑭B欄の金額に輸入取引以<br>外の取引に係る仮払消費税の金額を加算して計算します。  | ⑭   |                |                  |
| 課税                                                         | ⑮   |                |                  |
| ⑮C欄の金額                                                     | ⑮   |                |                  |
| 円 × 6.3<br>108                                             | ⑮   |                |                  |
| 税抜経理方式によっている場合、⑮C欄の金額に輸入取引以<br>外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。 | ⑮   |                |                  |
| 課税                                                         | ⑯   |                |                  |
| ⑯C欄の金額                                                     | ⑯   |                |                  |
| 円 × 6.3<br>108                                             | ⑯   |                |                  |
| 税抜経理方式によっている場合、⑯C欄の金額に輸入取引以<br>外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。 | ⑯   |                |                  |
| 課税                                                         | ⑰   |                |                  |
| 合計 (⑬ + ⑰)                                                 | ⑰   |                |                  |

(注) 課税取引金額計算表 (事業所得用) の②B欄に加工した仕入対価の返還等の金額がある場合には、その仕入対価の返  
還等の金額を②B欄の金額から差し引いた後の金額を (付表2-①2) の②B欄に、また、その仕入対価の返還等の金額に係  
る消費税額を②B欄から②B欄の金額から差し引いた後の金額を (付表2-①2) の②B欄の各欄に記入します。

## 3.5 申告書・付表

「申告書・付表」画面では、各タブの内容を確認し、必要に応じて変更します。

【アクティブメニュー】

- ・現在処理中の画面名が表示されます。

【アプリケーションツールバー】

- ・操作可能なボタンが表示されます。

【印刷】 ボタン

- ・計算表および消費税計算書を印刷する場合にクリックします。

【電子申告チェック】 ボタン

- ・入力内容が国税電子申告および納税システム（e-Tax）の電子申告データの仕様に適合しているかをチェックする場合にクリックします。



「3.5.6 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする」参照

【消費税基本情報取込】 ボタン

- ・消費税基本情報（基本情報・申告情報・還付金融機関等・作成税理士情報）を取り込む場合にクリックします。



→ 「3.5.4 消費税基本情報を取り込む」参照

【課税期間変更】 ボタン

- ・課税期間を変更する場合にクリックします。中間申告書の場合は使用できません。



→ 「3.5.5 課税期間を変更する」参照

【入力検証】 ボタン

- ・計算表および申告書の内容を確認します。



→ 「3.6 入力検証」参照



[ナビメニュー]

- 入力するメニューを選択します。

[タブメニュー]

- 各ナビメニューで入力する画面を切り替えます。

[申告書表示エリア]

- 申告書の内容が表示されます。

[チェック完了]

- 申告書の入力が完了したとき、チェックをつけます。

### 3.5.1 確定申告書を入力する

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『申告書・付表』

申告書を入力する手順について説明します。

原則課税の場合

| 課税標準額                                 | 1                    | 66,552,000 |
|---------------------------------------|----------------------|------------|
| 消費税額 <td>2<td>4,192,776</td></td>     | 2 <td>4,192,776</td> | 4,192,776  |
| 控除過大調整税額 <td>3<td></td></td>          | 3 <td></td>          |            |
| 控除対象仕入税額 <td>4<td>1,297,413</td></td> | 4 <td>1,297,413</td> | 1,297,413  |
| 還還等対価に係る税額 <td>5<td></td></td>        | 5 <td></td>          |            |
| 貸倒れに係る税額 <td>6<td></td></td>          | 6 <td></td>          |            |
| 控除税額小計 <td>7<td>1,297,413</td></td>   | 7 <td>1,297,413</td> | 1,297,413  |



- ①「申告書・付表」ナビボタンをクリックします。基礎金額または消費税計算情報が変更されている場合、自動で再計算が実行されます。前回の起動以降に「消費税基本情報」が更新されている場合は、取り込みを行うかを確認するメッセージが表示されます。



[消費税基本情報の取り込みについて](#)

「3.5.4 消費税基本情報を取り込む」参照

- ②必要に応じて、[申告書（一般）]、[付表2] [還付申告明細 1/2]、[還付申告明細 2/2] の各タブで該当箇所を入力します。

- ③ [入力検証] ボタンをクリックして、入力内容に問題が発生していないかを確認します。



[入力検証について](#)「3.6 入力検証」参照

- ④ [電子申告チェック] ボタンをクリックし、入力内容が国税電子申告および納税システム（e-Tax）の電子申告データの仕様に適合しているかチェックします。



[電子申告データのチェックについて](#)

「3.5.6 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする」参照

- ⑤各タブですべての項目の入力が完了したら「チェック完了」にチェックをつけます。チェックをつけた後も入力を行うことができます。

- ⑥処理を継続する場合は、次のナビメニューを選択します。

### 3.5.1.1 「原則課税」の申告書・付表について

『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書・付表』

原則課税の各タブの入力について説明します。

#### ● [申告書（一般）] タブ

- ・申告書（一般）で入力した内容は、消費税及び地方消費税の申告書（一般用）に反映されます。

ネットde記帳 コード:0400020001  
〇〇 太郎 様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係

決算業務 > 消費税申告書

印刷 電子申告チェック 消費税基本情報取込 課税期間変更 入力検証

消費税計算情報 > 申告書選択 > 基礎金額登録 > **申告書・付表** > 入力完了

申告書(一般) 別表 付表2 還付申告明細1/2 還付申告明細2/2

平成 年 月 日 四谷 税務署長殿

納税地 東京都新宿区四谷〇-〇〇-〇  
△ビル1F  
(電話番号 03 - 3000 - 0001)

(フリガナ) 株式会社  
名 〇〇商店  
又は屋号  
(フリガナ) 株式会社  
代表者氏名 〇〇 太郎

※ 所管 要否 整理番号  
20000001

個人番号 又は法人番号 \*\*\*\*\*

自平成 28 年 1 月 1 日 課税期間分の消費税及び地方  
至平成 28 年 12 月 31 日 消費税の(確定)申告書

この申告書による消費税の税額の計算

|            |   |            |
|------------|---|------------|
| 課税標準額      | 1 | 69,077,000 |
| 消費税額       | 2 | 4,351,851  |
| 控除過大調整税額   | 3 |            |
| 控除対象仕入税額   | 4 | 1,456,507  |
| 還還等対価に係る税額 | 5 |            |
| 貸倒れに係る税額   | 6 |            |
| 控除税額小計     | 7 | 1,456,507  |

付記事項

|             |        |
|-------------|--------|
| 割賦基準の適用     | 無      |
| 延払基準等の適用    | 無      |
| 工事進行基準の適用   | 無      |
| 現金主義会計の適用   | 無      |
| 消費税額計算の特例適用 | 無      |
| 課税売上割合95%未満 | 個別対応方式 |

参照事項 課税売上割合95%未満 一括 個別対応方式

〇〇 太郎 様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係

決算業務 > 消費税申告書

印刷 電子申告チェック 消費税基本情報取込 課税期間変更 入力検証

消費税計算情報 > 申告書選択 > 基礎金額登録 > **申告書・付表** > 入力完了

申告書(一般) **別表** 付表2 還付申告明細1/2 還付申告明細2/2

納税地 東京都新宿区四谷〇-〇〇-〇  
△ビル1F  
(電話番号 03 - 3000 - 0001)

(フリガナ) 株式会社  
名 〇〇商店  
又は屋号  
(フリガナ) 株式会社  
代表者氏名 〇〇 太郎

整理番号 20000001

自平成 28 年 1 月 1 日 課税期間分の消費税及び地方  
至平成 28 年 12 月 31 日 消費税の(確定)申告書

課税標準額 1 69,077,000

課税標準額の課税資産の課税等の対価の額 2 66,552,445

特定課税仕入に係る支払対価の額 3 2,525,310

還還等対価に係る税額 4

売上の還還等対価に係る税額 5

特定課税仕入の還還等対価に係る税額 6

#### ● [別表] タブ

- ・特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書に反映されます。
- ・課税売上割合が 95%未満で特定課税仕入の取引金額がある場合に表示されます。

ネットde記帳 コード:0400020001  
〇〇 太郎 様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係

決算業務 > 消費税申告書

印刷 電子申告チェック 消費税基本情報取込 課税期間変更 入力検証

消費税計算情報 > 申告書選択 > 基礎金額登録 > **申告書・付表** > 入力完了

申告書(一般) **別表** 付表2 還付申告明細1/2 還付申告明細2/2

納税地 東京都新宿区四谷〇-〇〇-〇  
△ビル1F  
(電話番号 03 - 3000 - 0001)

(フリガナ) 株式会社  
名 〇〇商店  
又は屋号  
(フリガナ) 株式会社  
代表者氏名 〇〇 太郎

整理番号 20000001

自平成 28 年 1 月 1 日 課税期間分の消費税及び地方  
至平成 28 年 12 月 31 日 消費税の(確定)申告書

課税標準額 1 69,077,000

課税標準額の課税資産の課税等の対価の額 2 66,552,445

特定課税仕入に係る支払対価の額 3 2,525,310

還還等対価に係る税額 4

売上の還還等対価に係る税額 5

特定課税仕入の還還等対価に係る税額 6

- [付表 1] タブ
  - ・旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

ネットde記帳    コード:0400020001    ようこそ ○○ 太郎 様 | ログアウト  
○○ 太郎 様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務    マスター関係登録    決算業務    データ関係

決算業務 > 消費税申告書

印刷    電子申告チェック    消費税基本情報取込    課税期間変更    入力検証

消費税計算情報 > 申告書選択 > 基礎金額登録 > 申告書・付表 > 入力完了    会計連動

申告書(一般)    付表 1    付表 2-(2)    還付申告明細1/2    還付申告明細2/2

| 課税期間            |                  | 28           | ・ | 1            | ・ | 1                | ・         | 28                | ・         | 12 | ・ | 31 | 氏名又は名称 | ○○ 太郎 |
|-----------------|------------------|--------------|---|--------------|---|------------------|-----------|-------------------|-----------|----|---|----|--------|-------|
| 区               | 分                | 税率 3 % 適用分 A |   | 税率 4 % 適用分 B |   | 税率 6 . 3 % 適用分 C |           | 合 計 D (A + B + C) |           |    |   |    |        |       |
| 課 税 標 準 額       | 1                |              |   | 15,382,000   |   | 51,596,000       |           | 66,978,000        |           |    |   |    |        |       |
| 1 の内訳           | 課税資産の譲渡等の対価の額    | 1            | 1 |              |   |                  |           |                   |           |    |   |    |        |       |
|                 | 特定課税仕入れに係る支払対価の額 | 1            | 2 |              |   |                  |           |                   |           |    |   |    |        |       |
| 消 費 税 額         | 2                |              |   | 615,280      |   | 3,250,548        |           | 3,865,828         |           |    |   |    |        |       |
| 控 除 過 大 調 整 税 額 | 3                |              |   |              |   |                  |           |                   |           |    |   |    |        |       |
| 控 除             | 控除対象仕入税額         | 4            |   |              |   |                  | 1,297,413 |                   | 1,297,413 |    |   |    |        |       |
|                 | 返還等対価に係る税額       | 5            |   |              |   |                  |           |                   |           |    |   |    |        |       |
| 5 の内訳           | 売上げの返還等対価に係る税額   | 5            | 1 |              |   |                  |           |                   |           |    |   |    |        |       |
|                 | 特定課税仕入れの返還に係る税額  | 5            | 2 |              |   |                  |           |                   |           |    |   |    |        |       |

☐ チェック完了

- [付表 2] タブ
  - ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表に反映されます。

ネットde記帳    コード:0400020001    ようこそ ○○ 太郎 様 | ログアウト  
○○ 太郎 様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務    マスター関係登録    決算業務    データ関係

決算業務 > 消費税申告書

印刷    電子申告チェック    消費税基本情報取込    課税期間変更    入力検証

消費税計算情報 > 申告書選択 > 基礎金額登録 > 申告書・付表 > 入力完了    会計連動

申告書(一般)    別表    付表 2    還付申告明細1/2    還付申告明細2/2

| 課税期間                           |    | 28          | ・ | 1 | ・ | 1 | ・ | 28 | ・ | 12 | ・ | 31 | 氏名又は名称 | ○○ 太郎 |
|--------------------------------|----|-------------|---|---|---|---|---|----|---|----|---|----|--------|-------|
| 項                              | 目  | 全 額         |   |   |   |   |   |    |   |    |   |    |        |       |
| 課 税 売 上 額 (税 抜 き)              | 1  | 66,552,445  |   |   |   |   |   |    |   |    |   |    |        |       |
| 免 税 売 上 額                      | 2  |             |   |   |   |   |   |    |   |    |   |    |        |       |
| 非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額        | 3  |             |   |   |   |   |   |    |   |    |   |    |        |       |
| 課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額      | 4  | 66,552,445  |   |   |   |   |   |    |   |    |   |    |        |       |
| 課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額      | 5  | 66,552,445  |   |   |   |   |   |    |   |    |   |    |        |       |
| 非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額        | 6  | 4,000,000   |   |   |   |   |   |    |   |    |   |    |        |       |
| 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額          | 7  | 70,552,445  |   |   |   |   |   |    |   |    |   |    |        |       |
| 課 税 売 上 割 合                    |    | [ 94.33 % ] |   |   |   |   |   |    |   |    |   |    |        |       |
| 課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)           | 8  | 22,241,381  |   |   |   |   |   |    |   |    |   |    |        |       |
| 課税仕入れに係る消費税額                   | 9  | 1,297,413   |   |   |   |   |   |    |   |    |   |    |        |       |
| 特定課税仕入れに係る支払対価の額               | 10 | 2,525,310   |   |   |   |   |   |    |   |    |   |    |        |       |
| 特定課税仕入れに係る消費税額                 | 11 | 159,094     |   |   |   |   |   |    |   |    |   |    |        |       |
| 課税貨物に係る消費税額                    | 12 |             |   |   |   |   |   |    |   |    |   |    |        |       |
| 納税義務の変更による消費税額の調整              | 13 |             |   |   |   |   |   |    |   |    |   |    |        |       |
| 課税仕入れ等の税額の合計額                  | 14 | 1,456,507   |   |   |   |   |   |    |   |    |   |    |        |       |
| 課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合 | 15 |             |   |   |   |   |   |    |   |    |   |    |        |       |

☐ チェック完了

● [付表 2- (2)] タブ

- 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

ネットの記帳 コード:0400020001 ようこそ ○○ 太郎 様 | ログアウト  
○○ 太郎 様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係

決算業務 > 消費税申告書

印刷 電子申告チェック 消費税基本情報取込 課税期間変更 入力検証

消費税計算情報 申告書選択 基礎金額登録 申告書・付表 入力完了 会計連動

申告書(一般) 付表 1 付表 2-(2) 還付申告明細1/2 還付申告明細2/2

課税期間 28 . 1 . 1 ~ 28 . 12 . 31 氏名又は名称 ○○ 太郎

| 項  | 目                   | 税率 3 % 適用分<br>A | 税率 4 % 適用分<br>B | 税率 6 . 3 % 適用分<br>C | 合 計 D<br>(A + B + C) |
|----|---------------------|-----------------|-----------------|---------------------|----------------------|
| 1  | 課税売上額 (税抜き)         |                 | 15,382,877      | 51,596,870          | 66,979,747           |
| 2  | 免税売上額               |                 |                 |                     |                      |
| 3  | 非課税資産の輸出等の金額        |                 |                 |                     |                      |
| 4  | 課税資産の譲渡等の対価の額       |                 |                 |                     | 66,979,747           |
| 5  | 課税資産の譲渡等の対価の額       |                 |                 |                     | 66,979,747           |
| 6  | 非課税売上額              |                 |                 |                     | 4,000,000            |
| 7  | 資産の譲渡等の対価の額         |                 |                 |                     | 70,979,747           |
|    | 課税売上割合              |                 |                 |                     | [ 94.36 %]           |
| 8  | 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) |                 |                 | 22,241,381          | 22,241,381           |
| 9  | 課税仕入れに係る消費税額        |                 |                 | 1,297,413           | 1,297,413            |
| 10 | 特定課税仕入れに係る支払対価の額    |                 |                 |                     |                      |
| 11 | 特定課税仕入れに係る消費税額      |                 |                 |                     |                      |
| 12 | 課税貨物に係る消費税額         |                 |                 |                     |                      |

□ チェック完了

- [還付申告明細 1/2] タブ
  - 消費税の還付申告に関する明細書に反映されます。

ネットde記帳

コード:0400020001

ようこそ 〇〇 太郎 様 | ログアウト

〇〇 太郎 様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務

マスター関係登録

決算業務

データ関係

決算業務 > 消費税申告書

印刷

電子申告  
チェック

消費税基本  
情報取込

課税期間  
変更

入力  
検証

消費税計算情報 > 申告書選択 > 基礎金額登録 > 申告書・付表 > 入力完了

会計連動

申告書(一般) | 別表 | 付表1 | 付表2-(2) | 還付申告明細1/2 | 還付申告明細2/2

キャンセル

課税期間

28 . 1 . 1 ~ 28 . 12 . 31

住所

東京都新宿区四谷〇-〇〇-〇  
△ビル1F

氏名

〇〇 太郎

1 還付申告となった主な理由 (該当する事項に〇印を付してください)

☒ 輸出等の免税取引の割合が高い

☐ 設備投資 (高額な固定資産の購入等)

☐ その他

2 課税売上上げ等に係る事項

(1) 主な課税資産の譲渡等 (取引金額が100万円以上の取引先を上(25番目まで記載してください))

| 資産の種類等 | 譲渡年月日等 | 取引金額等<br>税抜 | 取引先の<br>氏名 (名称) | 取引先の住所 (所在地) |
|--------|--------|-------------|-----------------|--------------|
|        |        |             |                 |              |
|        |        |             |                 |              |
|        |        |             |                 |              |
|        |        |             |                 |              |

〇 チェック完了

- [還付申告明細 2/2] タブ
  - 消費税の還付申告に関する明細書に反映されます。

ネットde記帳

コード:0400020001

ようこそ 〇〇 太郎 様 | ログアウト

〇〇 太郎 様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務

マスター関係登録

決算業務

データ関係

決算業務 > 消費税申告書

印刷

電子申告  
チェック

消費税基本  
情報取込

課税期間  
変更

入力  
検証

消費税計算情報 > 申告書選択 > 基礎金額登録 > 申告書・付表 > 入力完了

会計連動

申告書(一般) | 別表 | 付表1 | 付表2-(2) | 還付申告明細1/2 | 還付申告明細2/2

キャンセル

3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

課税仕入高計算表の「業務用資産の取得に係る課税仕入高」を「③固定資産の取得価額」に連動します。  
不動産のみ採用している場合は「④固定資産の取得価額」に連動します。

| 区分                        | 仕入金額                | イ 決 算 額<br>税抜 | □ 左のうち課税仕入れに<br>ならないもの                     | (イ - ロ)<br>課税仕入高 |
|---------------------------|---------------------|---------------|--------------------------------------------|------------------|
| 事業所得                      | 仕 入 金 額             | 1             |                                            |                  |
|                           | 必 要 経 費             | 2             |                                            |                  |
|                           | 固 定 資 産 等 の 取 得 価 額 | 3             |                                            |                  |
|                           | 小 計                 | 4             |                                            |                  |
| 不動産所得                     | 必 要 経 費             | 5             |                                            |                  |
|                           | 固 定 資 産 等 の 取 得 価 額 | 6             |                                            |                  |
|                           | 小 計                 | 7             |                                            |                  |
|                           | 所 得                 | 仕 入 金 額       | 8                                          |                  |
| 必 要 経 費                   |                     | 9             |                                            |                  |
| 固 定 資 産 等 の 取 得 価 額       |                     | 10            |                                            |                  |
| 小 計                       |                     | 11            |                                            |                  |
| 課 税 仕 入 高 の 合 計 額         |                     | 12            | 4, 7, 11 の合計額を書いてください                      |                  |
| 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 |                     | 13            | 12の金額に対する消費税額<br>【参考金額】 (付表2、付表2-(2)の4の金額) |                  |

〇 チェック完了

- 「還付申告明細」タブで使用できる「キャンセル」ボタンについて
- ・「還付申告明細」タブの項目が変更された場合、「キャンセル」ボタンが使用可能になります。

- ・「キャンセル」ボタンをクリックすると、確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックすると、変更した内容が前回更新時の状態に戻ります。

- ・別タブに移動するか、AP ツールバーの各ボタンをクリックして更新が行われると、「キャンセル」ボタンは使用不可になります。

3.5.1.2 「簡易課税」の申告書・付表について  
『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書・付表』  
簡易課税の各タブの入力について説明します。

- [申告書（簡易）] タブ
  - ・消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）に反映されます。

ネットde記帳 コード:0400020001 ようこそ 〇〇 太郎 様 | ログアウト  
〇〇 太郎 様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係

決算業務 > 消費税申告書

印刷 電子申告チェック 消費税基本情報取込 課税期間変更 入力検証

消費税計算情報 > 申告書選択 > 基礎金額登録 > 申告書・付表 > 入力完了 会計連動

申告書(簡易) 付表5

平成 年 月 日 四谷 税務署長殿  
納税地 東京都新宿区四谷〇-〇〇-〇  
△△ビル1F  
(電話番号 99 - 9999 - 9999)  
(フリガナ) 株式会社  
名 〇〇商店  
又は屋号  
(フリガナ) 株式会社  
代表者氏名 〇〇 太郎  
又は氏名

送付不要欄 要  
※税務署処理欄  
所管 要否 整理番号 20000001  
個人番号又は法人番号 \*\*\*\*\*

自平成 28 年 1 月 1 日 課税期間分の消費税及び地方  
至平成 28 年 12 月 31 日 消費税の確定申告書  
中間申告 自平成 年 月 日  
対象期間 至平成 年 月 日

| この申告書による消費税の税額の計算 |            | 割賦基準の適用無     |              |
|-------------------|------------|--------------|--------------|
| 課税標準額 1           | 26,531,000 | 延払基準等の適用無    |              |
| 消費税額 2            | 1,871,453  | 工事進行基準の適用無   |              |
| 貸倒回収に係る消費税額 3     |            | 現金主義会計の適用無   |              |
| 控除対象仕入税額 4        | 1,504,307  | 消費税額計算の特例適用無 |              |
| 速還等対価に係る税額 5      |            | 区分課税売上高(千円)  | 売上割合 %       |
| 貸倒れに係る税額 6        |            | 第1種          | 26,531 100.0 |
| 控除税額小計 7          | 1,504,307  | 第2種          |              |

- [付表4] タブ
  - ・旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

ネットde記帳 コード:0400020001 ようこそ 〇〇 太郎 様 | ログアウト  
〇〇 太郎 様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係

決算業務 > 消費税申告書

印刷 電子申告チェック 消費税基本情報取込 課税期間変更 入力検証

消費税計算情報 > 申告書選択 > 基礎金額登録 > 申告書・付表 > 入力完了 会計連動

申告書(簡易) 付表4 付表5-(2)1/2 付表5-(2)2/2

課税期間 28.1.1 ~ 28.12.31 氏名又は名称 △△ 太郎

| 区分            | 税率3%適用分 A | 税率4%適用分 B  | 税率6.3%適用分 C | 合計 D (A+B+C) |
|---------------|-----------|------------|-------------|--------------|
| 課税標準額 1       |           | 12,991,000 | 26,531,000  | 39,522,000   |
| 消費税額 2        |           | 519,640    | 1,871,453   | 2,191,093    |
| 貸倒回収に係る消費税額 3 |           |            |             |              |
| 控除対象仕入税額 4    |           | 467,676    | 1,504,307   | 1,971,983    |
| 速還等対価に係る税額 5  |           |            |             |              |
| 貸倒れに係る税額 6    |           |            |             |              |
| 控除税額小計 7      |           | 467,676    | 1,504,307   | 1,971,983    |
| 控除不足還付税額 8    |           |            |             |              |
| 控除不足還付税額 9    |           | 51,964     | 167,146     | 219,110      |



- [付表 5] タブ
  - ・ 控除対象仕入税額の計算表に反映されます。

ネットde記帳

コード:0400020001

ようこそ ○○ 太郎 様 | ログアウト

○○ 太郎 様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務      マスター関係登録      決算業務      データ関係

決算業務 > 消費税申告書

印刷

電子申告  
チェック

消費税基本  
情報取込

課税期間  
変更

入力  
検証

?

×

消費税計算情報 > 申告書選択 > 基礎全額登録 > 申告書・付表 > 入力完了

会計連動

申告書(簡易)      **付表 5**

課税期間28・1・1 ~ 28・12・31氏名又は名称△△ 太郎

| 項                        | 目  | 金                | 額              |
|--------------------------|----|------------------|----------------|
| 課税標準額に対する消費税額            | 1  |                  | 1,871,453      |
| 貸倒回収に係る消費税額              | 2  |                  |                |
| 売上対価の返還等に係る消費税額          | 3  |                  |                |
| 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額    | 4  |                  | 1,871,453      |
| 1種類の事業の事業者の場合4×みなし仕入率90% | 5  |                  | 1,504,307      |
| 課税売上高に係る計算の区別            | 6  | 事業区分別の課税売上高(税抜き) | 左の課税売上高に係る消費税額 |
| 事業区分別の合計額                | 7  |                  |                |
| 第一種事業(卸売業)               | 8  |                  |                |
| 第二種事業(小売業)               | 9  |                  |                |
| 第三種事業(製造業等)              | 10 |                  |                |
| 第四種事業(その他)               | 11 |                  |                |
| 第五種事業(サービス業等)            | 12 |                  |                |
| 第六種事業(不動産業)              | 13 |                  |                |
| 課税売上高に係る計算の区別            | 14 | 売上割合%            |                |
| 第一種事業(卸売業)               | 15 |                  |                |
| 第二種事業(小売業)               | 16 |                  |                |
| 第三種事業(製造業等)              | 17 |                  |                |
| 第四種事業(その他)               | 18 |                  |                |
| 第五種事業(サービス業等)            | 19 |                  |                |
| 第六種事業(不動産業)              | 20 |                  |                |
| 控除対象仕入税額の計算式区分           | 21 |                  |                |
| 原則計算を適用する場合              | 22 |                  |                |
| 1種類の事業で75%以上4×みなし仕入率     | 23 |                  |                |

☐ チェック完了

- [付表 5- (2) 1/2] タブ
  - 付表 5- (2) 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

ネットde記帳

コード:0400020001

ようこそ 〇〇 太郎 様 | ログアウト

日常業務

マスター関係登録

決算業務

データ関係

決算業務 > 消費税申告書

印刷

電子申告  
チェック

消費税基本  
情報取込

課税期間  
変更

入力  
検証

消費税計算情報 > 申告書選択 > 基礎金額登録 > 申告書・付表 > 入力完了

会計連動

申告書(簡易) 付表4 付表5-(2)1/2 付表5-(2)2/2

課税期間 27 . 1 . 1 ~ 27 . 12 . 31 氏名又は名称 △△ 太郎

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

| 項目                        | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率8.3%適用分<br>C | 合計D<br>(A+B+C) |
|---------------------------|--------------|--------------|----------------|----------------|
| 課税標準額に<br>対する消費税額         | 1            | 519,640      | 1,547,595      | 2,067,235      |
| 貸倒回収に<br>係る消費税額           | 2            |              |                |                |
| 売上対価の返還等<br>に係る消費税額       | 3            |              |                |                |
| 控除対象仕入税額の計算<br>の基礎となる消費税額 | 4            | 519,640      | 1,547,595      | 2,067,235      |

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

| 項目                | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率8.3%適用分<br>C | 合計D<br>(A+B+C) |
|-------------------|--------------|--------------|----------------|----------------|
| 4 × みなし仕入率<br>90% | 5            | 467,676      | 1,392,835      | 1,860,511      |

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

| 項目 | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率8.3%適用分<br>C | 合計D<br>(A+B+C) |
|----|--------------|--------------|----------------|----------------|
|    |              |              |                |                |

チェック完了

- [付表 5- (2) 2/2] タブ
  - 付表 5- (2) 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

ネットde記帳

コード:0400020001

ようこそ 〇〇 太郎 様 | ログアウト

日常業務

マスター関係登録

決算業務

データ関係

決算業務 > 消費税申告書

印刷

電子申告  
チェック

消費税基本  
情報取込

課税期間  
変更

入力  
検証

消費税計算情報 > 申告書選択 > 基礎金額登録 > 申告書・付表 > 入力完了

会計連動

申告書(簡易) 付表4 付表5-(2)1/2 付表5-(2)2/2

(3) 控除対象仕入税額の計算方式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

| 控除対象仕入税額の計算方式区分                                                 | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率8.3%適用分<br>C | 合計D<br>(A+B+C) |
|-----------------------------------------------------------------|--------------|--------------|----------------|----------------|
| 4 × みなし仕入率<br>(14×90%+15×80%+16×70%+17×60%+18×50%+19×40%)<br>13 | 20           |              |                |                |

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

| 控除対象仕入税額の計算方式区分                                              | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率8.3%適用分<br>C | 合計D<br>(A+B+C) |
|--------------------------------------------------------------|--------------|--------------|----------------|----------------|
| (7D/6D+8D/6D+9D/6D+10D/6D+11D/6D+12D/6D) ≥ 75%<br>4 × みなし仕入率 | 21           |              |                |                |

(ロ) 2種類の事業で75%以上

| 控除対象仕入税額の計算方式区分                                                  | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率8.3%適用分<br>C | 合計D<br>(A+B+C) |
|------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|----------------|----------------|
| 第一種及び第二種事業<br>(7D+8D)/6D ≥ 75%<br>4 × (14×90%+(13-14)×80%)<br>13 | 22           |              |                |                |
| 第一種及び第三種事業<br>4 × (14×90%+(13-14)×70%)<br>13                     | 23           |              |                |                |

チェック完了

### 3.5.1.3 個人番号について

《申告書・付表》画面の詳細について説明します。

#### [個人番号]

- 個人番号は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- 特定個人情報を扱うための条件を満たしているか、個人番号が連携されているかにより、[個人番号] および  ボタンの表示状態が異なります。

#### ボタン

- 個人番号のマスク状態を切り替えます。

 [個人番号を表示できるユーザーについて→](#)

「1.7.2 『ネット de 記帳』の個人番号の操作」参照

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

| 事業者のマイナンバー契約区分 | ログインユーザーのマイナンバー連携権限 | ログイン端末   | 個人番号欄の表示状態                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------|---------------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 税務支援           | あり                  | 登録済み端末   | <p>●個人番号が連携されていない状態<br/>個人番号は、表示されません。<br/>ボタンの操作はできません。</p> <p> 操作不可</p> <p>●個人番号が連携された状態<br/>個人番号は、マスク状態で表示されます。<br/>ボタンが操作できます。</p> <p> 操作可能</p> <p>マスク状態で  ボタンをクリックすると個人番号が表示されます。再度クリックするとマスク状態に切り替わります。</p> <p> 操作可能</p> |
| 税務支援           | あり                  | 登録済み端末以外 | <p>●個人番号が連携されていない状態<br/>個人番号は、表示されません。<br/>ボタンの操作はできません。</p> <p> 操作不可</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 税務支援           | なし                  | 登録済み端末   | <p>●個人番号が連携された状態<br/>個人番号は、マスク状態で表示されます。<br/>ボタンの操作はできません。</p> <p> 操作不可</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 税務支援以外         | -                   | -        | <p>●個人番号が連携されていない状態<br/>個人番号は、表示されません。<br/>ボタンの操作はできません。</p> <p></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

3.5.1.4 還付申告明細の自動連動について

『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書・付表』>〔還付申告明細〕タブ  
原則課税で還付がある個人および法人の場合、『消費税申告書』を起動した際に実行される再計算により、〔還付申告明細〕タブの「3.課税仕入れに係る事項（1）仕入金額等の明細」に自動で金額が連動されます。「計算表」を作成しない個人の場合、連動はないため、手入力します。

(1) 連動対象項目について

●個人の連動対象項目（表の赤枠内）

「計算表」の金額を〔還付申告明細〕タブの以下の項目に連動します。

|               |                |                                                                                       |
|---------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業所得          | 仕入金額           | 課税取引金額計算表（事業所得用）の（3）仕入金額                                                              |
|               | 必要経費           | 課税取引金額計算表（事業所得用）の（32）計＋課税取引金額計算表（農業所得用）の（31）小計                                        |
|               | 固定資産等の取得価額     | 課税仕入高計算表の「業務用資産の取得に係る課税仕入高」<br>※「事業所得」または「農業所得」がある場合は「（6）固定資産の取得価額」に連動します。            |
| 不動産所得         | 必要経費           | 課税取引金額計算表（不動産所得）の（14）計                                                                |
|               | 固定資産等の取得価額     | 課税仕入高計算表の「業務用資産の取得に係る課税仕入高」<br>※「事業所得」または「農業所得」がなく、「不動産所得」がある場合は「（6）固定資産の取得価額」に連動します。 |
| 〇〇所得          | 仕入金額           | 課税仕入高計算表の「〇〇所得に係る課税仕入高」の（7）損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額                                       |
| 課税仕入れ等の税額の合計額 | 12 の金額に対する消費税額 | 【参考金額】の値をセットします。                                                                      |

●法人の連動対象項目（表の赤枠内）

会計データを科目固定で「還付申告明細」タブの以下の項目に連動します。

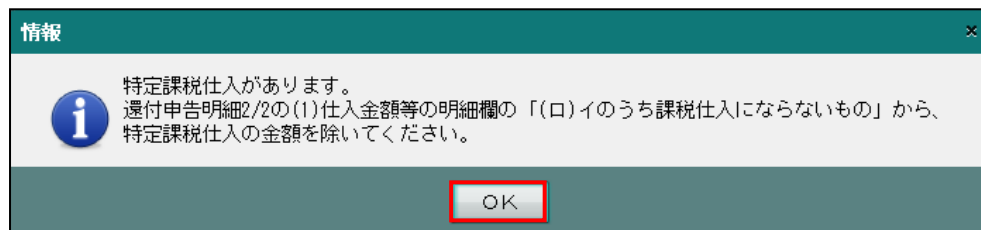
|               |                            | 合計科目                                             |
|---------------|----------------------------|--------------------------------------------------|
| 損益科目          | (1) 商品仕入高等                 | 9604 純仕入高<br>9611 当期総製造費用<br>9632 当期工事総費用        |
|               | (2) 販売費・一般管理費              | 9661 販管費                                         |
|               | (3) 営業外費用                  | 9672 営業外費用                                       |
|               | (4) その他                    | (1) ~ (3) に含まれない PL 科目で消費税コードが「仕入」の金額が連動されます。    |
| 資産科目          | (6) 固定資産                   | 9523 固定資産                                        |
|               | (7) 繰延資産                   | 9524 繰延資産                                        |
|               | (8) その他                    | (6) ~ (7) に含まれない BS 科目で消費税コードが「仕入」の金額が連動されます。    |
| 課税仕入れ等の税額の合計額 | (10) (5) + (9) の金額に対する消費税額 | (5) + (9) の金額から自動で計算され、付表 2(または付表 2-(2)の⑭と一致します。 |

(2) 特定課税仕入れがあり、課税売上割合が 95%未満の場合

再計算処理の結果、還付かつ特定課税仕入れがあり、課税売上割合が 95%未満となった場合に表示されるメッセージおよび対処方法について説明します。

●再計算処理の結果、還付かつ特定課税仕入れがあり、課税売上割合が 95%未満となった場合

- ・再計算処理後に次のメッセージが表示されます。



- ・[OK] ボタンをクリックします。特定課税仕入れの金額を(ロ)から差し引きます。法人の場合は、⑤小計+⑨小計の合計から「課税仕入れ等の税額の合計額」を手計算します。

### 3.5.1.5 簡便法の計算について

〔消費税計算情報〕タブ>「簡便法計算区分」にチェックをつけている場合、申告書の作成時および再計算処理の実行時に簡便法計算の判定が行われます。

次の場合は、消費税率 5%（税率 4%適用分）の簡便法の計算は行われません。

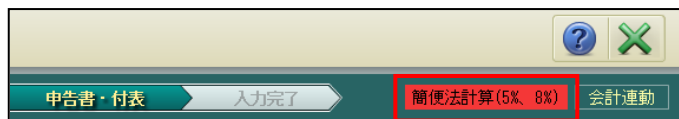
- ・消費税率 5%の貸倒回収額がある場合
- ・消費税率 5%の売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除しきれない場合

次の場合は、消費税率 8%（税率 6.3%適用分）の簡便法の計算は行われません。

- ・消費税率 8%の貸倒回収額がある場合
- ・消費税率 8%の売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除しきれない場合

簡便法の計算が行われる場合は、《申告書・付表》画面に次の「簡便法計算」ラベルが表示されます。

- ・消費税率 5%と 8%で簡便法の計算ができる



- ・消費税率 8%（税率 6.3%適用分）のみ簡便法の計算ができる

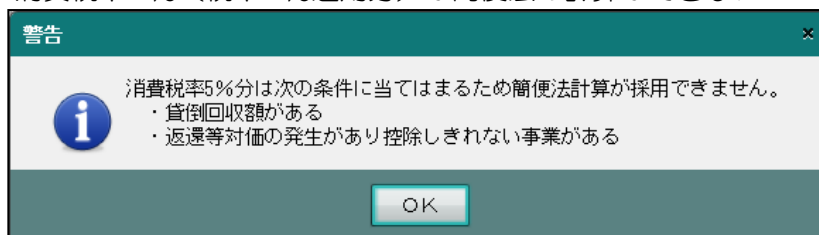


- ・消費税率 5%（税率 4%適用分）のみ簡便法の計算ができる

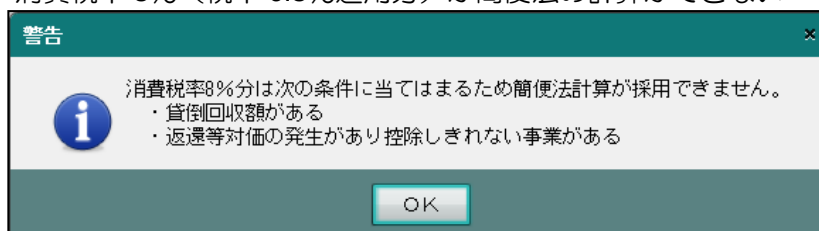


簡便法の計算が行われない場合は、申告書の作成時および再計算処理の実行時に以下のメッセージが表示されます。

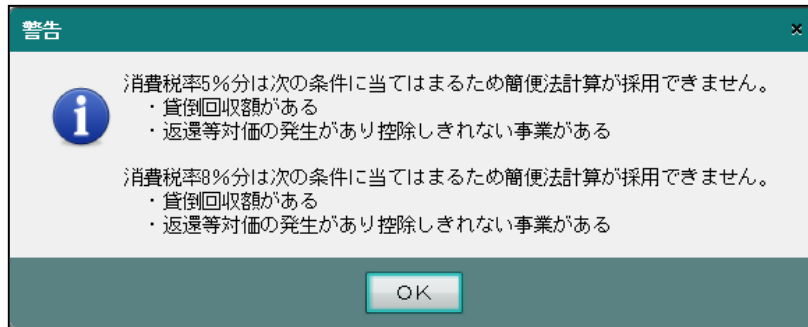
- ・消費税率 5%（税率 4%適用分）が簡便法の計算ができない



- ・消費税率 8%（税率 6.3%適用分）が簡便法の計算ができない



- 消費税率 5%と 8%の両方で簡便法の計算ができない



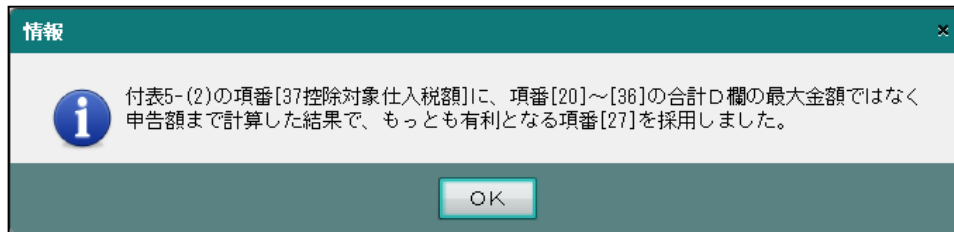


#### 3.5.1.6 付表 5-（2）の計算について

通常、付表 5-（2）の「(37) 控除対象仕入税額」には、2 種類以上の事業を営む事業者で特例計算を採用する場合は項番（20）～（36）の合計 D 欄の金額が最も大きい計算式を採用します。

しかし、合計 D 欄の金額が同額で複数ある場合は、申告書の「(26) 消費税及び地方消費税の合計税額」がもっとも有利となる計算式を採用します。

もっとも有利な計算式を採用した場合は、再計算処理を実行した後に次のメッセージが表示されます。



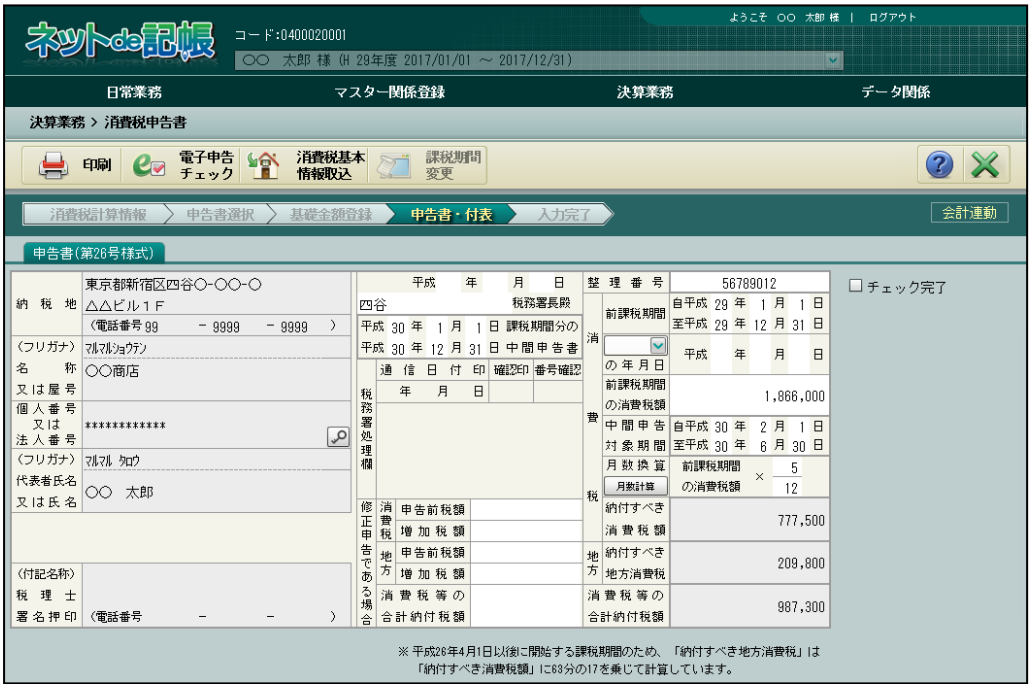
3.5.2 中間申告書を入力する

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『申告書・付表』

中間申告の場合の入力について説明します。起動時に、過去情報設定の「前期」の「課税期間」または「納税消費税額（内国税分）」が変更されている場合、自動で再計算が実行されます。前回の起動以降に「消費税基本情報」が更新されている場合は、取り込みを行うかを確認するメッセージが表示されます。

 [消費税基本情報の取り込みについて](#)

「3.5.4 消費税基本情報を取り込む」参照



ネットde記帳

コード:0400020001

ようこそ ○○ 太郎様 | ログアウト

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係

決算業務 > 消費税申告書

印刷 電子申告チェック 消費税基本情報取込 課税期間変更

消費税計算情報 申告書選択 基礎全額登録 申告書・付表 入力完了 会計連動

申告書(第26号様式)

|                         |                |                    |         |                    |                                 |
|-------------------------|----------------|--------------------|---------|--------------------|---------------------------------|
| 納税地                     | 東京都新宿区四谷〇-〇〇-〇 | 平成 年 月 日           | 整理番号    | 56789012           | <input type="checkbox"/> チェック完了 |
| △ビル1F                   | 四谷 税務署長殿       | 自平成 29 年 1 月 1 日   | 前課税期間   | 至平成 29 年 12 月 31 日 |                                 |
| 〈フリガナ〉                  | △ビル1F          | 平成 30 年 1 月 1 日    | 課税期間分の  |                    |                                 |
| 〈電話番号 99 - 9999 - 9999〉 |                | 平成 30 年 12 月 31 日  | 中間申告書   |                    |                                 |
| 名称                      | 〇〇商店           | 通 信 日 付 印 確認印 番号確認 | の 年 月 日 | 平成 年 月 日           |                                 |
| 又は屋号                    |                | 年 月 日              | 前課税期間   |                    |                                 |
| 個人番号                    | *****          | 税務署処理欄             | の消費税額   | 1,866,000          |                                 |
| 又は法人番号                  |                | 修正申告である場合          | 中間申告    | 自平成 30 年 2 月 1 日   |                                 |
| 〈フリガナ〉                  | 〇〇太郎           | 消費税 申告前税額          | 対象期間    | 至平成 30 年 6 月 30 日  |                                 |
| 代表者氏名                   |                | 消費税 増加税額           | 月数換算    | 前課税期間              |                                 |
| 又は氏名                    |                | 地方 申告前税額           | の消費税額   | × 5                |                                 |
|                         |                | 地方 増加税額            | 地方      | 納付すべき              |                                 |
| 〈付記名称〉                  |                | 消費税等の              | 合計納付税額  | 777,500            |                                 |
| 税理士                     |                | 合計納付税額             |         | 209,800            |                                 |
| 署名押印                    | 〈電話番号 - - 〉    |                    |         | 987,300            |                                 |

※ 平成26年4月1日以後に開始する課税期間のため、「納付すべき地方消費税」は「納付すべき消費税額」に63分の17を乗じて計算しています。

[申告書（第 26 号様式）] タブ

- 第 26 号様式の消費税及び地方消費税の中間申告書に反映されます。

[納付すべき地方消費税]

- 平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間の中間申告書は、「納付すべき消費税額（内国税分）」に 63 分の 17 を乗じた金額が表示されます。
- 平成 26 年 3 月 31 日以前に開始する課税期間の中間申告書は、「納付すべき消費税額（内国税分）」に 100 分の 25 を乗じた金額が表示されます。

[月数計算] ボタン

- 中間申告対象期間（自）（至）の年月日を変更した場合、「月数計算」ボタンをクリックできます。
- 「月数計算」ボタンクリックにより、中間申告対象期間から月数換算（分子）を算出します。月数換算（分子）が変更された場合、即時計算を行います。

|      |                   |
|------|-------------------|
| 中間申告 | 自平成 30 年 2 月 1 日  |
| 対象期間 | 至平成 30 年 6 月 30 日 |
| 月数換算 | 前課税期間 × 5         |
| 月数計算 | の消費税額 12          |

### 3.5.3 マイナス金額発生時の計算および出力

『ネット de 記帳』では、課税売上高より売上対価の返還が大きく、結果として課税売上高がマイナス金額になった場合、国税庁から指示により、特定の項目についてはマイナス金額をゼロに置き換えて印刷します。

マイナス金額が発生した場合の計算方法およびマイナス金額をゼロに置き換える項目について説明します。



→ 「3.5.3.1 簡易課税「付表 5- (2)」の計算方法」参照

→ 「3.5.3.2 簡易課税「付表 4」の計算方法」参照

→ 「3.5.3.3 簡易課税「付表 5」の計算方法」参照

→ 「3.5.3.4 マイナス金額をゼロに置き換える項目（原則課税）」参照

→ 「3.5.3.5 マイナス金額をゼロに置き換える項目（簡易課税）」参照

#### 3.5.3.1 簡易課税「付表 5- (2)」の計算方法

簡易課税の「付表 5- (2)」の計算方法について説明します。

・「(5) (4) ×みなし仕入率」の計算方法

・ (5) の D 欄は、(4) にみなし仕入率を掛けて計算します。

(例)

$$(5) \text{ D 欄} = (4) \text{ D 欄} \times \text{みなし仕入率}$$

$$(5) \text{ D 欄} = 667,793 \times 90\% = 601,013$$

| Ⅰ 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額          |   |              |              |                |                     |
|----------------------------------|---|--------------|--------------|----------------|---------------------|
| 項目                               |   | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率6.3%適用分<br>C | 合計 D<br>(A + B + C) |
| 課 税 標 準 額 に<br>対 す る 消 費 税 額     | 1 |              | 40,000       | 630,000        | 670,000             |
| 貸 倒 回 収 に<br>係 る 消 費 税 額         | 2 |              | 2,612        |                | 2,612               |
| 売 上 対 価 の 返 還 等<br>に 係 る 消 費 税 額 | 3 |              |              | 4,819          | 4,819               |
| 控除対象仕入税額の計算<br>の基礎となる消費税額        | 4 |              | 42,612       | 625,181        | 667,793             |
| Ⅱ 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額         |   |              |              |                |                     |
| 項目                               |   | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率6.3%適用分<br>C | 合計 D<br>(A + B + C) |
| 4 × みなし仕入率<br>90%                | 5 |              | 38,350       | 562,662        | 601,013             |

- ・「(6) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の合計」の計算方法
  - ・(6) の A～C 欄は、(7)～(12) がマイナス金額の場合、マイナスで計算します。
  - ・(6) の D 欄は、A～C 欄がマイナス金額の場合、マイナスで合計します。
- ・「(7)～(12) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細」の計算方法
  - ・(7)～(12) の D 欄は、A～C 欄がマイナス金額の場合、マイナスで合計します。

| Ⅲ 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額 |    |              |              |                |                 |
|------------------------------|----|--------------|--------------|----------------|-----------------|
| (1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細      |    |              |              |                |                 |
| 項目                           |    | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率8.3%適用分<br>C | 合計 D<br>(A+B+C) |
| 事業区分別の合計額                    | 6  |              | 670,000      | 30,800,000     | 31,470,000      |
| 第一種事業<br>(卸売業)               | 7  |              | 950,000      | -700,000       | 250,000         |
| 第二種事業<br>(小売業)               | 8  |              | 1,000,000    |                | 1,000,000       |
| 第三種事業<br>(製造業等)              | 9  |              | 2,000,000    | 31,000,000     | 33,000,000      |
| 第四種事業<br>(その他)               | 10 |              | -3,400,000   |                | -3,400,000      |
| 第五種事業<br>(サービス業等)            | 11 |              | 20,000       |                | 20,000          |
| 第六種事業<br>(不動産業)              | 12 |              | 100,000      | 500,000        | 600,000         |

- ・「(13) 事業区分別の合計」の計算方法
  - ・(13) の A～C 欄は、(14)～(19) がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。
  - ・(13) の D 欄は、(14)～(19) の D 欄がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて合計します。
- ・「(14)～(19) 第一種事業(卸売業)～第六種事業(不動産業)」の計算方法
  - ・(14)～(19) の D 欄は、A～C 欄がマイナス金額の場合、マイナスで合計します。

| (2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細 |    |              |              |                |                 |
|-------------------------------|----|--------------|--------------|----------------|-----------------|
| 項目                            |    | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率8.3%適用分<br>C | 合計 D<br>(A+B+C) |
| 事業区分別の合計額                     | 13 |              | 162,800      | 1,984,500      | 2,109,300       |
| 第一種事業<br>(卸売業)                | 14 |              | 38,000       | -44,100        | -6,100          |
| 第二種事業<br>(小売業)                | 15 |              | 40,000       |                | 40,000          |
| 第三種事業<br>(製造業等)               | 16 |              | 80,000       | 1,953,000      | 2,033,000       |
| 第四種事業<br>(その他)                | 17 |              | -136,000     |                | -136,000        |
| 第五種事業<br>(サービス業等)             | 18 |              | 800          |                | 800             |
| 第六種事業<br>(不動産業)               | 19 |              | 4,000        | 31,500         | 35,500          |

・「(20) 原則計算を適用する場合」の計算方法

- ・(20) の A～C 欄は、(14)～(19) がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。

(例 1)

$$\begin{aligned} (20) \text{ B 欄} &= (4) \text{ B 欄} \times ((14) \text{ B 欄} \times 90\% + (15) \text{ B 欄} \times 80\%) \div (13) \text{ B 欄} \\ (13) \text{ B 欄} &: 120,000 \text{ 円} \\ (14) \text{ B 欄} &: 0 \text{ 円 } (-40,000 \text{ 円}) \\ (15) \text{ B 欄} &: 120,000 \text{ 円} \\ (20) \text{ B 欄} &= 80,800 \times ((0 \times 90\% + 120,000 \times 80\% (\text{切捨て})) \div 120,000) \\ &(\text{切捨て}) = 64,640 \end{aligned}$$

- ・(20) の D 欄は、貸倒回収に係る消費税額がある場合、または課税売上高より売上対価の返還が大きい事業がある場合は、(13)～(19) の D 欄で計算します。

(例 2)

$$\begin{aligned} (20) \text{ D 欄} &= (4) \text{ D 欄} \times ((14) \text{ D 欄} \times 90\% + (15) \text{ D 欄} \times 80\%) \div (13) \text{ D 欄} \\ (13) \text{ D 欄} &: 836,000 \text{ 円} \\ (14) \text{ D 欄} &: 86,000 \text{ 円} \\ (15) \text{ D 欄} &: 750,000 \text{ 円} \\ (20) \text{ D 欄} &= 836,800 \times ((86,000 \times 90\% (\text{切捨て}) + 750,000 \times 80\% (\text{切捨て})) \div 836,000) (\text{切捨て}) = 678,048 \end{aligned}$$

|                                                                                                                                      |              |              |                |                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|----------------|-----------------|
| (3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細                                                                                                                |              |              |                |                 |
| イ 原則計算を適用する場合                                                                                                                        |              |              |                |                 |
| 控除対象仕入税額の計算式区分                                                                                                                       | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率8.3%適用分<br>C | 合計 D<br>(A+B+C) |
| $\frac{4}{13} \times \frac{14 \times 90\% + 15 \times 80\% + 16 \times 70\% + 17 \times 60\% + 18 \times 50\% + 19 \times 40\%}{20}$ |              | 64,640       | 617,400        | 678,048         |
| ロ 特例計算を適用する場合                                                                                                                        |              |              |                |                 |

- ・(20) 計算方法の(例 1) および(例 2) の計算の元となる金額

| I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額       |   |              |              |                |                     |
|-------------------------------|---|--------------|--------------|----------------|---------------------|
| 項目                            |   | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率8.3%適用分<br>C | 合計 D<br>(A + B + C) |
| 課税標準額に<br>対する消費<br>税額         | 1 |              | 80,000       | 756,000        | 836,000             |
| 貸倒回収に<br>係る消費<br>税額           | 2 |              | 800          |                | 800                 |
| 売上対価の返還等<br>に係る消費<br>税額       | 3 |              |              |                |                     |
| 控除対象仕入税額の計算<br>の基礎となる消費<br>税額 | 4 |              | 80,800       | 756,000        | 836,800             |

(中略)

| (2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細 |  |              |              |                |                     |
|-------------------------------|--|--------------|--------------|----------------|---------------------|
| 項目                            |  | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率8.3%適用分<br>C | 合計 D<br>(A + B + C) |
| 事業区分別の合計額                     |  | 13           | 120,000      | 756,000        | 836,000             |
| 第一種事業<br>(卸売業)                |  | 14           | -40,000      | 126,000        | 86,000              |
| 第二種事業<br>(小売業)                |  | 15           | 120,000      | 630,000        | 750,000             |
| 第三種事業<br>(製造業等)               |  | 16           |              |                |                     |
| 第四種事業<br>(その他)                |  | 17           |              |                |                     |
| 第五種事業<br>(サービス業等)             |  | 18           |              |                |                     |
| 第六種事業<br>(不動産業)               |  | 19           |              |                |                     |

- ・「(22) ～ (36) (□) 2 種類の事業で 75%以上」の計算方法
- ・ (22) ～ (36) の A～C 欄は、(14) ～ (19) がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。

(例 1)

(22) B 欄 = (4) B 欄 × ((14) B 欄 × 90% + ((13) B 欄 - (14) B 欄) × 80%) ÷ (13) B 欄

(13) B 欄 : 120,000 円

(14) B 欄 : 0 円 (-40,000 円)

(22) B 欄 = 80,800 × (0 × 90% + (120,000 - 0) × 80% (切捨て)) ÷ 120,000 (切捨て) = 64,640

- ・ (22) ～ (36) の D 欄は、貸倒回収に係る消費税額がある場合、または課税売上高より売上対価の返還が大きい事業がある場合は、(14) ～ (19) の D 欄で計算します。

(例 2)

(22) D 欄 = (4) D 欄 × ((14) D 欄 × 90% + ((13) D 欄 - (14) D 欄) × 80%) ÷ (13) D 欄

(13) D 欄 : 930,500 円

(14) D 欄 : 86,000 円

(22) D 欄 = 931,300 × (86,000 × 90% (切捨て) + (930,500 - 86,000) × 80% (切捨て)) ÷ 930,500 (切捨て) = 753,647

| (□) 2 種類の事業で 75%以上                 |     |                                                     |    | 税率 3% 適用分<br>A | 税率 4% 適用分<br>B | 税率 8.3% 適用分<br>C | 合計 D<br>(A + B + C) |
|------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------|----|----------------|----------------|------------------|---------------------|
| 第一種及び第二種事業<br>(70+80) / 60 ≥ 75%   | 4 × | $\frac{14 \times 90\% + (13 - 14) \times 80\%}{13}$ | 22 |                | 64,640         | 693,000          | 753,647             |
| 第一種及び第三種事業<br>(70+90) / 60 ≥ 75%   | 4 × | $\frac{14 \times 90\% + (13 - 14) \times 70\%}{13}$ | 23 |                |                |                  |                     |
| 第一種及び第四種事業<br>(70+100) / 60 ≥ 75%  | 4 × | $\frac{14 \times 90\% + (13 - 14) \times 60\%}{13}$ | 24 |                |                |                  |                     |
| 第一種及び第五種事業<br>(70+110) / 60 ≥ 75%  | 4 × | $\frac{14 \times 90\% + (13 - 14) \times 50\%}{13}$ | 25 |                |                |                  |                     |
| 第一種及び第六種事業<br>(70+120) / 60 ≥ 75%  | 4 × | $\frac{14 \times 90\% + (13 - 14) \times 40\%}{13}$ | 26 |                |                |                  |                     |
| 第二種及び第三種事業<br>(80+90) / 60 ≥ 75%   | 4 × | $\frac{15 \times 90\% + (13 - 15) \times 70\%}{13}$ | 27 |                |                |                  |                     |
| 第二種及び第四種事業<br>(80+100) / 60 ≥ 75%  | 4 × | $\frac{15 \times 90\% + (13 - 15) \times 60\%}{13}$ | 28 |                | 64,640         | 636,300          | 708,908             |
| 第二種及び第五種事業<br>(80+110) / 60 ≥ 75%  | 4 × | $\frac{15 \times 90\% + (13 - 15) \times 50\%}{13}$ | 29 |                |                |                  |                     |
| 第二種及び第六種事業<br>(80+120) / 60 ≥ 75%  | 4 × | $\frac{15 \times 90\% + (13 - 15) \times 40\%}{13}$ | 30 |                |                |                  |                     |
| 第三種及び第四種事業<br>(90+100) / 60 ≥ 75%  | 4 × | $\frac{16 \times 70\% + (13 - 16) \times 60\%}{13}$ | 31 |                |                |                  |                     |
| 第三種及び第五種事業<br>(90+110) / 60 ≥ 75%  | 4 × | $\frac{16 \times 70\% + (13 - 16) \times 50\%}{13}$ | 32 |                |                |                  |                     |
| 第三種及び第六種事業<br>(90+120) / 60 ≥ 75%  | 4 × | $\frac{16 \times 70\% + (13 - 16) \times 40\%}{13}$ | 33 |                |                |                  |                     |
| 第四種及び第五種事業<br>(100+110) / 60 ≥ 75% | 4 × | $\frac{17 \times 60\% + (13 - 17) \times 50\%}{13}$ | 34 |                |                |                  |                     |
| 第四種及び第六種事業<br>(100+120) / 60 ≥ 75% | 4 × | $\frac{17 \times 60\% + (13 - 17) \times 40\%}{13}$ | 35 |                |                |                  |                     |
| 第五種及び第六種事業<br>(110+120) / 60 ≥ 75% | 4 × | $\frac{18 \times 50\% + (13 - 18) \times 40\%}{13}$ | 36 |                |                |                  |                     |

・（22）計算方法の（例 1）および（例 2）の計算の元となる金額

| I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額   |   |              |              |                |                     |
|---------------------------|---|--------------|--------------|----------------|---------------------|
| 項目                        |   | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率6.3%適用分<br>C | 合計 D<br>(A + B + C) |
| 課税標準額に<br>対する消費税額         | 1 |              | 80,000       | 850,500        | 930,500             |
| 貸倒回収に<br>係る消費税額           | 2 |              | 800          |                | 800                 |
| 売上対価の返還等<br>に係る消費税額       | 3 |              |              |                |                     |
| 控除対象仕入税額の計算<br>の基礎となる消費税額 | 4 |              | 80,800       | 850,500        | 931,300             |

（中略）

| (2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細 |    |              |              |                |                     |
|-------------------------------|----|--------------|--------------|----------------|---------------------|
| 項目                            |    | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率6.3%適用分<br>C | 合計 D<br>(A + B + C) |
| 事業区分別の合計額                     |    | 13           | 120,000      | 850,500        | 930,500             |
| 第一種事業<br>(卸売業)                | 14 |              | -40,000      | 126,000        | 86,000              |
| 第二種事業<br>(小売業)                | 15 |              | 120,000      | 630,000        | 750,000             |
| 第三種事業<br>(製造業等)               | 16 |              |              |                |                     |
| 第四種事業<br>(その他)                | 17 |              |              | 94,500         | 94,500              |
| 第五種事業<br>(サービス業等)             | 18 |              |              |                |                     |
| 第六種事業<br>(不動産業)               | 19 |              |              |                |                     |

## 3.5.3.2 簡易課税「付表 4」の計算方法

簡易課税の「付表 4」の計算方法について説明します。

・「(7) 控除税額小計」の計算方法

- ・ (7) A～C 欄は、(4) がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。
- ・ (7) D 欄は、(4) D 欄 + (5) D 欄 + (6) D 欄で計算します。

|   |            |   |  |         |         |         |
|---|------------|---|--|---------|---------|---------|
| 控 | 控除対象仕入税額   | 4 |  | -36,000 | 567,000 | 531,000 |
| 除 | 返還等対価に係る税額 | 5 |  |         |         |         |
| 税 | 貸倒れに係る税額   | 6 |  | 20,000  |         | 20,000  |
| 額 | 控除税額小計     | 7 |  | 20,000  | 567,000 | 551,000 |

・「(8) 控除不足還付税額」または「(9) 差引税額」の計算方法

- ・ (9) D 欄 = (2) D 欄 + (3) D 欄 - (7) D 欄

| 区 分                                       |    | 税率 3 % 適用分<br>A | 税率 4 % 適用分<br>B | 税率 6.3 % 適用分<br>C | 合 計 D<br>( A + B + C ) |
|-------------------------------------------|----|-----------------|-----------------|-------------------|------------------------|
| 課 税 標 準 額                                 | 1  |                 | -1,000,000      | 10,000,000        | 9,000,000              |
| 消 費 税 額                                   | 2  |                 | -40,000         | 630,000           | 590,000                |
| 貸倒回収に係る消費税額                               | 3  |                 |                 |                   |                        |
| 控 除 対 象 仕 入 税 額<br>返還等対価に係る税額<br>貸倒れに係る税額 | 4  |                 | -36,000         | 567,000           | 531,000                |
|                                           | 5  |                 |                 |                   |                        |
|                                           | 6  |                 | 20,000          |                   | 20,000                 |
| 額 控 除 税 額 小 計                             | 7  |                 | 20,000          | 567,000           | 551,000                |
| 控 除 不 足 還 付 税 額                           | 8  |                 | 60,000          |                   |                        |
| 差 引 税 額                                   | 9  |                 |                 | 63,000            | 39,000                 |
| 合 計 差 引 税 額                               | 10 |                 |                 |                   | 39,000                 |

- ・ (9) D 欄がマイナス金額の場合、(7) D 欄 - (2) D 欄 - (3) D 欄の金額を(8) D 欄に表示します。(9) D 欄には何も表示しません。



### 3.5.3.3 簡易課税「付表 5」の計算方法

簡易課税の「付表 5」の計算方法について説明します。

- ・「(6) 事業区分別の課税売上高（税抜き）の合計」の計算方法
  - ・ (6) は、(7) ～ (12) がマイナス金額の場合、マイナスで計算します。
- ・「(13) 事業区分別の合計」の計算方法
  - ・ (13) は、(14) ～ (19) がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。

| 課税売上高に係る計算<br>2<br>種類以上 | 区             | 分  | 事業区分別の課税売上高（税抜き） |       | 左の課税売上高に係る消費税額 |        |
|-------------------------|---------------|----|------------------|-------|----------------|--------|
|                         | 事業区分別の合計額     | 6  | 1,480,000        | 売上割合% | 13             | 94,500 |
|                         | 第一種事業（卸売業）    | 7  | 1,000,000        | 67.5  | 14             | 63,000 |
|                         | 第二種事業（小売業）    | 8  |                  |       | 15             |        |
|                         | 第三種事業（製造業等）   | 9  | 500,000          | 33.7  | 16             | 31,500 |
|                         | 第四種事業（その他）    | 10 | -20,000          |       | 17             | -1,260 |
|                         | 第五種事業（サービス業等） | 11 |                  |       | 18             |        |
|                         | 第六種事業（不動産業）   | 12 |                  |       | 19             |        |

3.5.3.4 マイナス金額をゼロに置き換える項目（原則課税）

原則課税の場合のマイナス金額をゼロに置き換える項目の詳細について説明します。



→「3.8.1.3 「原則課税」の印刷条件設定」参照

● マイナス金額をゼロに置き換えて表示および印刷する項目

原則課税では以下の申告書の赤枠内の項目がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて画面表示または申告書を印刷します。

付表 2-（2）

- ・「(4) 課税資産の譲渡等の対価の額」の D 欄
- ・「(7) 資産の譲渡等の対価の額」の D 欄

| 項                         | 目 | 税率 3 % 適用分<br>A | 税率 4 % 適用分<br>B | 税率 6 . 8 % 適用分<br>C | 合 計 D<br>( A + B + C ) |
|---------------------------|---|-----------------|-----------------|---------------------|------------------------|
| 課 税 売 上 額 ( 税 抜 き )       | 1 |                 | -5,000,000      | 2,000,000           | -3,000,000             |
| 免 税 売 上 額                 | 2 |                 |                 |                     |                        |
| 非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額   | 3 |                 |                 |                     |                        |
| 課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 | 4 |                 |                 |                     | 0                      |
| 課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 | 5 |                 |                 |                     | -3,000,000             |
| 非 課 税 売 上 額               | 6 |                 |                 |                     |                        |
| 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額     | 7 |                 |                 |                     | 0                      |
| 課 税 売 上 割 合               |   |                 |                 |                     | [ %]                   |

付表 2

- ・「(4) 課税資産の譲渡等の対価の額」
- ・「(7) 資産の譲渡等の対価の額」

| 項                         | 目 | 金 額        |
|---------------------------|---|------------|
| 課 税 売 上 額 ( 税 抜 き )       | 1 | -2,000,000 |
| 免 税 売 上 額                 | 2 |            |
| 非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額   | 3 |            |
| 課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 | 4 | 0          |
| 課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 | 5 | -2,000,000 |
| 非 課 税 売 上 額               | 6 |            |
| 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額     | 7 | 0          |
| 課 税 売 上 割 合               |   | [ %]       |

### 3.5.3.5 マイナス金額をゼロに置き換える項目（簡易課税）

簡易課税の場合のマイナス金額をゼロに置き換える項目の詳細について説明します。



→「3.8.1.4 「簡易課税」の印刷条件設定」参照

#### ● マイナス金額をゼロに置き換えて表示および印刷する項目

簡易課税では以下の申告書の赤枠内の項目がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて画面表示または申告書を印刷します。

付表 5-（2）

- ・「（4）控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額」の D 欄

| I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 |   |              |              |                |
|-------------------------|---|--------------|--------------|----------------|
| 項目                      |   | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率8.3%適用分<br>C |
| 課税標準額に対する消費税額           | 1 |              | 40,000       | 63,000         |
| 貸倒回収に係る消費税額             | 2 |              |              |                |
| 売上対価の返還等に係る消費税額         | 3 |              |              | 126,000        |
| 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額   | 4 |              | 40,000       | -63,000        |
| 合計 D (A+B+C)            |   |              |              |                |
|                         |   |              |              | 0              |

| II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額 |   |              |              |                |
|---------------------------|---|--------------|--------------|----------------|
| 項目                        |   | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率8.3%適用分<br>C |
| 4×みなし仕入率                  | 5 |              |              |                |
| 合計 D (A+B+C)              |   |              |              |                |
|                           |   |              |              |                |

付表 5

- ・「（4）控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額」

| 項目                    | 金額       |
|-----------------------|----------|
| 課税標準額に対する消費税額         | 1 31,500 |
| 貸倒回収に係る消費税額           | 2        |
| 売上対価の返還等に係る消費税額       | 3 63,000 |
| 控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額  | 4 0      |
| 1種類の事業の事業者の場合4×みなし仕入率 | 5        |

#### ● マイナス金額をゼロに置き換えて印刷する項目

簡易課税では、以下の申告書の赤枠内の項目がマイナス金額の場合、画面上は計算結果を確認できるよう、マイナス金額のまま表示します。申告書の印刷では、マイナス金額をゼロに置き換えます。また、印刷条件の設定により、金額確認用としてマイナス金額で印刷することができます。

### 消費税申告書（簡易課税）

- ・参考事項「第1種」～「第6種」の課税売上高

| この申告書による消費税の税額の計算 |   |          |    |                        |                          |   |                          |   |    |
|-------------------|---|----------|----|------------------------|--------------------------|---|--------------------------|---|----|
| 課税標準額             | ① | 36471000 | 03 | 課税標準額の適用               | <input type="checkbox"/> | 有 | <input type="checkbox"/> | 無 | 31 |
| 消費税額              | ② | 2297673  | 06 | 延払基準等の適用               | <input type="checkbox"/> | 有 | <input type="checkbox"/> | 無 | 32 |
| 貸倒回収に係る消費税額       | ③ |          | 07 | 工事進行基準の適用              | <input type="checkbox"/> | 有 | <input type="checkbox"/> | 無 | 33 |
| 控除対象仕入税額          | ④ | 1838138  | 08 | 現金主義会計の適用              | <input type="checkbox"/> | 有 | <input type="checkbox"/> | 無 | 34 |
| 返還等対象に係る税額        | ⑤ |          | 09 | 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 | <input type="checkbox"/> | 有 | <input type="checkbox"/> | 無 | 35 |
| 貸倒に係る税額           | ⑥ |          | 10 | 区分課税売上高(令和5年度を以て)      |                          |   |                          |   | 36 |
| 控除税額小計(④+⑤+⑥)     | ⑦ | 1838138  | 11 | 第1種                    |                          |   |                          |   | 37 |
| 控除不足還付税額(②-⑦)     | ⑧ |          | 12 | 第2種                    | 33,312                   | 9 | 1                        | 3 | 38 |
| 差引税額(②-⑧)         | ⑨ | 459500   | 13 | 第3種                    |                          |   |                          |   | 39 |
| 中間納付税額            | ⑩ |          | 14 | 第4種                    | 3,324                    | 9 | 1                        |   | 40 |
| 納付税額(⑨-⑩)         | ⑪ | 459500   | 15 | 第5種                    | 0                        |   |                          |   | 41 |
| 中間納付還付税額(⑩-⑪)     | ⑫ |          | 16 | 第6種                    |                          |   |                          |   | 42 |
| 納付税額(⑪-⑫)         | ⑬ | 459500   | 17 | 特例計算適用(令57④)           | <input type="checkbox"/> | 有 | <input type="checkbox"/> | 無 | 43 |
| 中間納付還付税額(⑫-⑬)     | ⑭ |          | 18 |                        |                          |   |                          |   | 44 |

付表 4

- ・「(4) 控除対象仕入税額」の A～D 欄
- ・「(7) 控除税額小計」の A～D 欄

|                  |                          |                          |                          |                          |                       |
|------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|
| 控<br>除<br>税<br>額 | 控 除 対 象<br>仕 入 税 額 ④     | (付表4-12)の②A欄<br>又は②B欄の金額 | (付表4-12)の②B欄<br>又は②C欄の金額 | (付表4-12)の②C欄<br>又は②D欄の金額 | (付表4-12)の②D欄又は申告書の⑤欄へ |
|                  | 返 還 等 対 価<br>に 係 る 税 額 ⑤ | 非付表3-12)の②A欄へ            | 非付表3-12)の②B欄へ            | 非付表3-12)の②C欄へ            | 非付表3-12)の②D欄又は申告書の⑤欄へ |
|                  | 貸 倒 れ に<br>係 る 税 額 ⑥     |                          |                          |                          | 申告書の⑤欄へ               |
|                  | 控 除 税 額 小 計<br>(④+⑤+⑥) ⑦ |                          |                          | 1,854,720                | 1,846,816             |

付表 5- (2) 1/2

- ・「(4) 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額」の A～D 欄
- ・「(5) (4) ×みなし仕入率」の A～D 欄

| I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額                                   |              |              |                |                  |
|-----------------------------------------------------------|--------------|--------------|----------------|------------------|
| 項 目                                                       | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率6.3%適用分<br>C | 合 計 D<br>(A+B+C) |
| 課 税 標 準 額 に<br>対 する 消 費 税 額 ①                             | (付表4の②A欄)    | (付表4の②B欄)    | (付表4の②C欄)      | (付表4の②D欄)        |
| 貸 倒 回 収 に<br>係 る 消 費 税 額 ②                                | (付表4の②A欄)    | (付表4の②B欄)    | (付表4の②C欄)      | (付表4の②D欄)        |
| 売 上 対 価 の 返 還 等<br>に 係 る 消 費 税 額 ③                        | (付表4の②A欄)    | (付表4の②B欄)    | (付表4の②C欄)      | (付表4の②D欄)        |
| 控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算<br>の 基 礎 と な る 消 費 税 額<br>(①+②-③) ④ |              | 0            | 2,318,400      | 2,308,520        |

| II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額                 |              |              |                |                  |
|-------------------------------------------|--------------|--------------|----------------|------------------|
| 項 目                                       | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率6.3%適用分<br>C | 合 計 D<br>(A+B+C) |
| ④ × みなし仕入率<br>(90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤ | 非付表4の④A欄へ    | 非付表4の④B欄へ    | 非付表4の④C欄へ      | 非付表4の④D欄へ        |

- ・「(6) ～ (12) 事業区分別の課税売上高（税抜き）の明細」の D 欄
- ・「(14) ～ (19) 第一種事業～第六種事業」の A～D 欄

| III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額 |              |              |                |                  |
|--------------------------------|--------------|--------------|----------------|------------------|
| (1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細        |              |              |                |                  |
| 項 目                            | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率6.3%適用分<br>C | 合 計 D<br>(A+B+C) |
| 事 業 区 分 別 の 合 計 額 ⑥            |              | -247,619     | 36,800,925     | 36,553,306       |
| 第 一 種 事 業<br>(卸 売 業) ⑦         |              |              |                |                  |
| 第 二 種 事 業<br>(小 売 業) ⑧         |              | -647,619     | 33,312,037     | 32,664,418       |
| 第 三 種 事 業<br>(製 造 業 等) ⑨       |              |              |                |                  |
| 第 四 種 事 業<br>(そ の 他) ⑩         |              | 342,857      | 3,324,074      | 3,666,931        |
| 第 五 種 事 業<br>(サ ー ビ ス 業 等) ⑪   |              | 57,142       | 164,814        | 221,956          |
| 第 六 種 事 業<br>(不 動 産 業) ⑫       |              |              |                |                  |

| (2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細 |              |              |                |                  |
|-------------------------------|--------------|--------------|----------------|------------------|
| 項 目                           | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率6.3%適用分<br>C | 合 計 D<br>(A+B+C) |
| 事 業 区 分 別 の 合 計 額 ⑬           |              | 15,999       | 2,318,457      | 2,334,456        |
| 第 一 種 事 業<br>(卸 売 業) ⑭        |              |              |                |                  |
| 第 二 種 事 業<br>(小 売 業) ⑮        |              | 0            | 2,098,658      | 2,098,658        |
| 第 三 種 事 業<br>(製 造 業 等) ⑯      |              |              |                |                  |
| 第 四 種 事 業<br>(そ の 他) ⑰        |              | 13,714       | 209,416        | 223,130          |
| 第 五 種 事 業<br>(サ ー ビ ス 業 等) ⑱  |              | 2,285        | 10,383         | 12,668           |
| 第 六 種 事 業<br>(不 動 産 業) ⑲      |              |              |                |                  |

付表 5- (2) 2/2

・付表 5- (2) の 2 ページ目のすべての項目

| (3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細                                                                                                 |              |              |                |                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|----------------|------------------|
| イ 原則計算を適用する場合                                                                                                         |              |              |                |                  |
| 控除対象仕入税額の計算式区分                                                                                                        | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率6.3%適用分<br>C | 合 計 D<br>(A+B+C) |
| ③×みなし仕入率<br>$\frac{③ \times 90\% + ④ \times 90\% + ⑤ \times 70\% + ⑥ \times 60\% + ⑦ \times 50\% + ⑧ \times 40\%}{③}$ | 円            | 円            | 円              | 円                |
|                                                                                                                       |              | 0            | 1,809,766      | 1,798,390        |
| ロ 特例計算を適用する場合                                                                                                         |              |              |                |                  |
| (イ) 1種類の事業で75%以上                                                                                                      |              |              |                |                  |
| 控除対象仕入税額の計算式区分                                                                                                        | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率6.3%適用分<br>C | 合 計 D<br>(A+B+C) |
| ①②③④・⑤⑥⑦⑧・⑨⑩⑪⑫・⑬⑭⑮⑯・⑰⑱⑲⑳ ≥ 75%<br>①×みなし仕入率 (90%-60%)・70%・60%・50%・40%)                                                 | 円            | 円            | 円              | 円                |
|                                                                                                                       |              | 0            | 1,854,720      | 1,846,816        |
| (ロ) 2種類の事業で75%以上                                                                                                      |              |              |                |                  |
| 控除対象仕入税額の計算式区分                                                                                                        | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率6.3%適用分<br>C | 合 計 D<br>(A+B+C) |
| 第一種及び第二種事業<br>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳<br>①× $\frac{② \times 90\% + (③ - ④) \times 80\%}{②}$                              | 円            | 円            | 円              | 円                |
| 第一種及び第三種事業<br>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳<br>①× $\frac{② \times 90\% + (③ - ④) \times 70\%}{②}$                              | 円            | 円            | 円              | 円                |
| 第一種及び第四種事業<br>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳<br>①× $\frac{② \times 90\% + (③ - ④) \times 60\%}{②}$                              | 円            | 円            | 円              | 円                |
| 第一種及び第五種事業<br>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳<br>①× $\frac{② \times 90\% + (③ - ④) \times 50\%}{②}$                              | 円            | 円            | 円              | 円                |
| 第一種及び第六種事業<br>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳<br>①× $\frac{② \times 90\% + (③ - ④) \times 40\%}{②}$                              | 円            | 円            | 円              | 円                |
| 第二種及び第三種事業<br>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳<br>①× $\frac{② \times 80\% + (③ - ④) \times 70\%}{②}$                              | 円            | 円            | 円              | 円                |
| 第二種及び第四種事業<br>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳<br>①× $\frac{② \times 80\% + (③ - ④) \times 60\%}{②}$                              | 円            | 円            | 0              | 1,810,805        |
| 第二種及び第五種事業<br>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳<br>①× $\frac{② \times 80\% + (③ - ④) \times 50\%}{②}$                              | 円            | 円            | 0              | 1,788,825        |
| 第二種及び第六種事業<br>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳<br>①× $\frac{② \times 80\% + (③ - ④) \times 40\%}{②}$                              | 円            | 円            | 円              | 円                |
| 第三種及び第四種事業<br>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳<br>①× $\frac{② \times 70\% + (③ - ④) \times 60\%}{②}$                              | 円            | 円            | 円              | 円                |
| 第三種及び第五種事業<br>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳<br>①× $\frac{② \times 70\% + (③ - ④) \times 50\%}{②}$                              | 円            | 円            | 円              | 円                |
| 第三種及び第六種事業<br>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳<br>①× $\frac{② \times 70\% + (③ - ④) \times 40\%}{②}$                              | 円            | 円            | 円              | 円                |
| 第四種及び第五種事業<br>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳<br>①× $\frac{② \times 60\% + (③ - ④) \times 50\%}{②}$                              | 円            | 円            | 円              | 円                |
| 第四種及び第六種事業<br>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳<br>①× $\frac{② \times 60\% + (③ - ④) \times 40\%}{②}$                              | 円            | 円            | 円              | 円                |
| 第五種及び第六種事業<br>①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳<br>①× $\frac{② \times 50\% + (③ - ④) \times 40\%}{②}$                              | 円            | 円            | 円              | 円                |
| ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額                                                                                              |              |              |                |                  |
| 項 目                                                                                                                   | 税率3%適用分<br>A | 税率4%適用分<br>B | 税率6.3%適用分<br>C | 合 計 D<br>(A+B+C) |
| 選択可能な計算式区分(③～⑳)の内から選択した金額                                                                                             | 円            | 円            | 円              | 円                |
|                                                                                                                       |              | 0            | 1,854,720      | 1,846,816        |

付表 5

- ・「(7)～(12) 第一種事業～第六種事業」の事業区分別の課税売上高(税抜き)
- ・「(14)～(19) 第一種事業～第六種事業」の左の課税売上高に係る消費税額

| 課税売上高に係る消費税額の計算                      | 区 分 | 事業区分別の課税売上高(税抜き) |      | 左の課税売上高に係る消費税額 |           |
|--------------------------------------|-----|------------------|------|----------------|-----------|
|                                      |     | 事業区分別の合計額        | 売上割合 |                |           |
| 2<br>種<br>類<br>以<br>上<br>の<br>計<br>算 | ⑥   | 36,471,296       |      | ⑬              | 2,308,074 |
|                                      | ⑦   | ※申告書「事業区分」欄へ     | %    | ⑭              |           |
|                                      | ⑧   | 33,312,037       | 91.3 | ⑮              | 2,098,658 |
|                                      | ⑨   | ※                |      | ⑯              |           |
|                                      | ⑩   | 3,324,074        | 9.1  | ⑰              | 209,416   |
|                                      | ⑪   | 0                |      | ⑱              | 0         |
|                                      | ⑫   | ※                |      | ⑲              |           |

## 3.5.4 消費税基本情報を取り込む

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『申告書・付表』＞『消費税基本情報』

申告書作成後に変更された『消費税基本情報』を申告書に取り込む手順について説明します。

ネットde記帳

コード:0400020001

ようこそ ○○ 太郎様 | ログアウト

○○ 太郎様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係

決算業務 > 消費税申告書

印刷 電子申告チェック 消費税基本情報取込 課税期間変更 入力検証

消費税計算情報 申告書選択 基礎金額登録 申告書・付表 入力完了

会計連動

申告書(第26号様式)

|        |                |                         |                  |                    |                                 |
|--------|----------------|-------------------------|------------------|--------------------|---------------------------------|
| 納税地    | 東京都新宿区四谷〇-〇〇-〇 | 平成 年 月 日                | 整理番号             | 56789012           | <input type="checkbox"/> チェック完了 |
| △ビル1F  | 四谷 税務署長院       | 前課税期間                   | 自平成 29 年 1 月 1 日 | 至平成 29 年 12 月 31 日 |                                 |
| (フリガナ) | △ビル1F          | 平成 30 年 1 月 1 日 課税期間分の  | 消                | の年月日               |                                 |
| 名称     | △ビル1F          | 平成 30 年 12 月 31 日 中間申告書 | 費                | 前課税期間              |                                 |
| 又は屋号   | 〇〇商店           | 通 信 日 付 印 確認印 番号確認      | 税                | の消費税額              | 1,866,000                       |
| 個人番号   | *****          | 年 月 日                   | 中 間 申 告          | 自平成 30 年 2 月 1 日   |                                 |
| 又は法人番号 | *****          | 税務署処理欄                  | 費                | 対 象 期 間            | 至平成 30 年 6 月 30 日               |
| (フリガナ) | △ビル1F          | 消費税申告前税額                | 税                | 月 就 換 算            | 前課税期間 × 5                       |
| 代表者氏名  | 〇〇 太郎          | 修正申告                    | 費                | 月 就 換 算            | の消費税額 × 12                      |
| 又は氏名   | 〇〇 太郎          | 増 加 税 額                 | 税                | 納付すべき              | 消費税額                            |
| (付記名称) |                | 申告前税額                   | 地方               | 消費税額               | 777,500                         |
| 税 理 士  |                | 増 加 税 額                 | 地方               | 納付すべき              | 地方消費税                           |
| 署名押印   | (電話番号 - - )    | 申告前税額                   | 地方               | 地方消費税              | 209,800                         |
|        |                | 増 加 税 額                 | 地方               | 消費税等の              | 消費税等の                           |
|        |                | 消費税等の                   | 地方               | 合計納付税額             | 987,300                         |
|        |                | 合計納付税額                  | 地方               | 合計納付税額             | 987,300                         |

※ 平成26年4月1日以後に開始する課税期間のため、「納付すべき地方消費税」は「納付すべき消費税額」に83分の17を乗じて計算しています。



① [消費税基本情報取込] ボタンをクリックします。

② 確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。

確認

消費税基本情報を取り込みます。よろしいですか?

基本情報

- 提出税務署 ・ 名称又は屋号
- 代表者

申告情報

- 納税地
- 付記事項 ・ 税務署処理欄

還付金融機関等

作成税理士情報

はい いいえ



### 「消費税基本情報取込」確認メッセージの自動表示について

≪申告書・付表≫画面を起動した際、消費税基本情報が更新されていると、「消費税基本情報取込」の確認メッセージが自動で表示されます。



→ 「3.5.1 確定申告書を入力する」参照



→ 「3.5.2 中間申告書を入力する」参照

③ 最新の「消費税基本情報」が申告書に取り込まれます。

### 3.5.5 課税期間を変更する

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『申告書・付表』＞『課税期間変更』

申告書に出力する課税期間を変更する手順について説明します。中間申告書の場合、この機能は使用できません。

The screenshot shows the 'Net de Keisan' software interface. The top navigation bar includes '日常業務', 'マスター関係登録', '決算業務', and 'データ関係'. Below this, the '決算業務' menu is expanded, showing '消費税申告書'. The '課税期間変更' button is highlighted with a red circle and the number 1. The interface also shows various input fields for taxpayer information, including address, phone number, and tax registration details.



① [課税期間変更] ボタンをクリックします。

② 集計期間変更で指定した年月が表示されます。課税期間を会計期間の範囲内で変更します。集計期間の月数と異なる月数に変更することはできません。

(例) 設立年月日が8月3日の場合、開始日で「3」を入力します。

The screenshot shows the '課税期間変更' (Change Tax Period) dialog box. It contains two rows of date selection fields. The first row is labeled '自' (From) and the second row is labeled '至' (To). The '自' row shows '平成 30 年 8 月 3 日' (Heisei 30, August 3). The '至' row shows '平成 31 年 3 月 31 日' (Heisei 31, March 31). The '3' in the '自' row is highlighted with a red circle and the number 2. At the bottom, there are 'OK' and 'キャンセル' (Cancel) buttons. The 'OK' button is highlighted with a red circle and the number 3.

③ [OK] ボタンをクリックします。



→ 「3.5.5.1 課税期間変更時に表示されるエラーメッセージ」参照

## 3.5.5.1 課税期間変更時に表示されるエラーメッセージ

課税期間の変更を行う際に表示されるエラーメッセージについて説明します。

## ●指定した課税期間が会計期間の範囲外のと看

(例) 会計期間 H30/4/1～H31/3/31

- ・課税期間(自)で「3月」と入力し、[OK] ボタンをクリックした場合、エラーメッセージが表示されます。
- ・[OK] ボタンをクリックし、《課税期間変更》画面で正しい期間を入力します。

## ●指定した課税期間が《申告書選択》画面の集計期間の月数と一致しないとき

(例) 集計期間 H30/05～H31/03

- ・課税期間の自で「8月」と入力し、[OK] ボタンをクリックした場合、エラーメッセージが表示されます。
- ・[OK] ボタンをクリックし、《課税期間変更》画面で正しい期間を入力



### 3.5.6 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『申告書・付表』＞『電子申告チェック』

入力内容が国税電子申告および納税システム（e-Tax）の電子申告データの仕様に適合しているかをチェックする手順について説明します。チェックには、2つの方法があります。

#### ●アプリケーションツールバーの「電子申告チェック」ボタンをクリックする



① 「電子申告チェック」ボタンをクリックします。

② 「チェック開始」ボタンをクリックします。

③ エラーが無い場合、次の確認メッセージが表示されます。



エラーがある場合→「3.5.6.2 電子申告エラーチェック結果の保存」参照

④ 「OK」ボタンをクリックします。

●《終了確認》メッセージで確認する

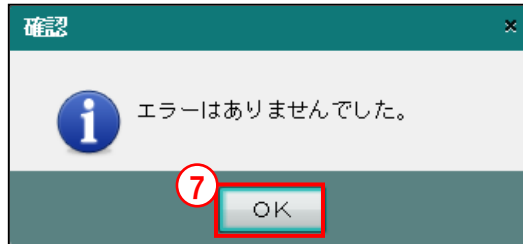


- ① [X] ボタンをクリックします。
- ②《終了確認》メッセージで、[国税電子申告のエラーチェックを行う] にチェックをつけます。

- ③ [はい] ボタンをクリックします。
- ④《国税電子申告エラーチェック》画面が表示されます。

- ⑤ [チェック開始] ボタンをクリックします。

⑥エラーが無い場合、次の確認メッセージが表示されます。



エラーがある場合→「3.5.6.2 電子申告エラーチェック結果の保存」参照

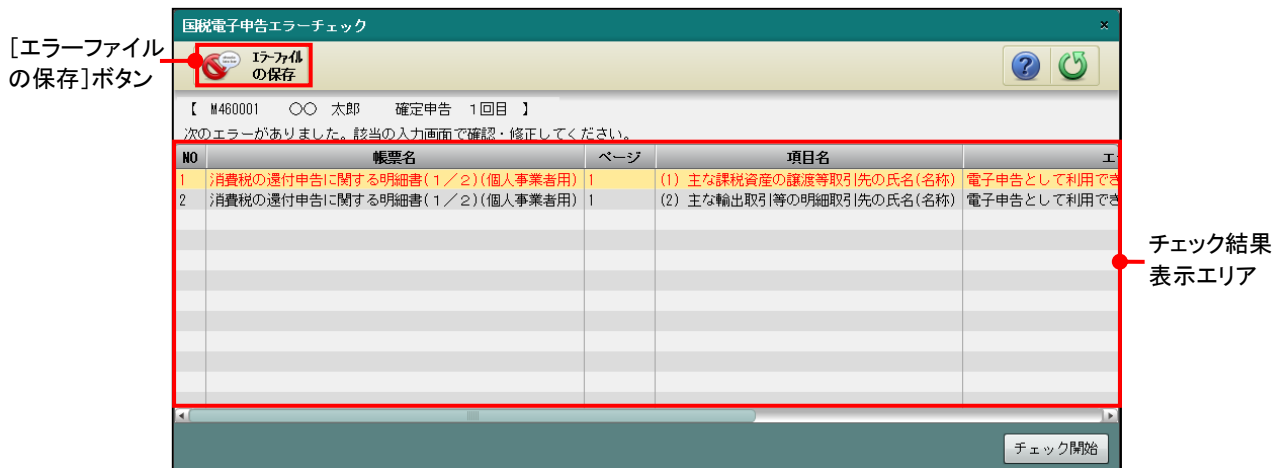
⑦ [OK] ボタンをクリックします。

### 3.5.6.1 国税電子申告エラーチェックで表示されるメッセージ

《国税電子申告エラーチェック》画面でチェック処理を行った際、メッセージが表示される場合があります。メッセージの原因および対処方法について説明します。

「エラー」の場合は、文字色が「赤」で表示されます。エラーメッセージの対処方法を確認し、申告書を修正します。エラーがある場合、電子申告はできません。

「警告」の場合は、文字色が「黒」で表示されます。申告書を修正しない場合は、電子申告データの抽出を行うと、チェック結果表示エリアの「項目内容（変更後）」の値で電子申告データが作成されます。



[アプリケーションツールバー]

[エラーファイルの保存] ボタン

- ・エラー内容をテキストファイルに出力します。

[チェック結果表示エリア]

[NO]

- ・連番付番された NO が表示されます。

[帳票名]

- ・対象となる帳票名が表示されます。

[ページ]

- ・対象となるページが表示されます。

[項目名]

- ・対象となる項目名が表示されます。

[エラー内容]

- ・エラーが発生した原因および電子申告データとして抽出された結果などが表示されます。

[項目内容（変更前）]

- ・エラーチェック時点で入力されている内容が表示されます。

[項目内容（変更後）]

- ・エラーの場合、電子申告データとして抽出できない文字が表示されます。
- ・警告の場合、電子申告データとして抽出した後に変換される内容が表示されます。

| エラー内容                           | 項目内容（変更前） | 項目内容（変更後）  |
|---------------------------------|-----------|------------|
| 電子申告として利用できない値が使用されています。        | 啊部 機助     | 使用不可文字：啊 機 |
| 電子申告として利用できない文字が含まれているため変更されます。 | 機アイウ工業    | 機アイウ工業     |

●エラーメッセージ

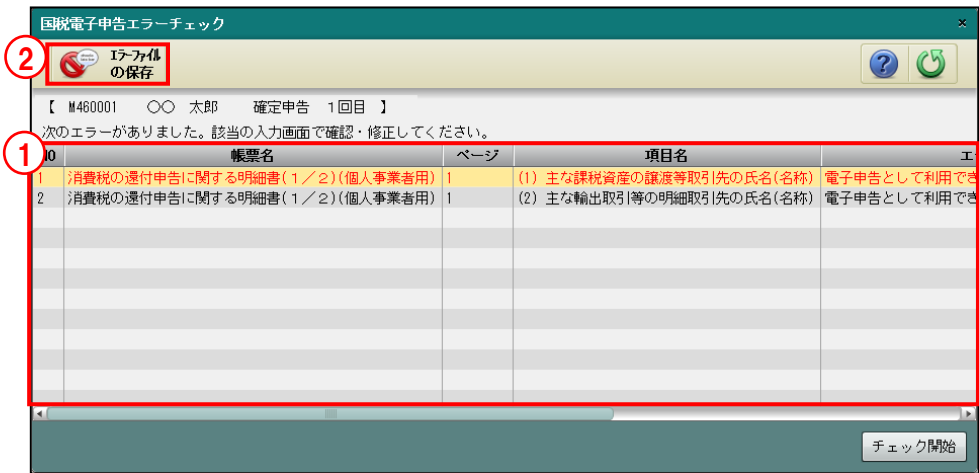
| メッセージ                    | 原因                | 対処方法                                                                                        |
|--------------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電子申告として利用できない値が使用されています。 | 抽出範囲外の値が入力されています。 | 「項目内容（変更後）」に「使用不可文字：xx」が表示されている場合は、表示された文字を電子申告で利用できる文字に修正します。xxには、入力されている使用不可文字がすべて表示されます。 |

●警告メッセージ

| メッセージ                            | 原因                                      | 対処方法               |
|----------------------------------|-----------------------------------------|--------------------|
| 電子申告で有効な桁数（〇〇桁）を超えているため切り捨てられます。 | 抽出可能な桁数（＝文字数）を超えて内容が入力されています。           | 必要に応じて、入力内容を修正します。 |
| 電子申告として利用できない文字が含まれているため変更されます。  | 使用不可である半角カタカナ文字、半角スペースおよび特殊文字が入力されています。 | 必要に応じて、入力内容を修正します。 |

3.5.6.2 電子申告エラーチェック結果の保存

電子申告エラーチェック結果を保存する手順について説明します。



① 国税電子申告エラーチェックでエラーがある場合、《国税電子申告エラーチェック》画面のチェック結果表示エリアにエラーの詳細が表示されます。



→ 「3.5.6.1 国税電子申告エラーチェックで表示されるメッセージ」参照

- ② エラーの内容をファイルに保存する場合は、[エラーファイルの保存] をクリックします。
- ③ [保存] ボタンをクリックして、テキストファイルを任意の場所に保存します。
- ④ 必要に応じて、エラーとなっている該当画面に戻り、入力内容を確認または修正します。

## 3.6 入力検証

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『基礎金額登録』＞『入力検証』

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『申告書・付表』＞『入力検証』

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『入力完了』＞『入力検証』

「基礎金額登録」「申告書・付表」「入力完了」のアプリケーションツールバーに表示される「入力検証」ボタンをクリックすると、入力内容に問題が発生していないかを確認することができます。

「エラー」のメッセージが表示された場合は、《入力完了》画面で「入力完了」にチェックをつけることができません。

例 《申告書・付表》画面

アクティブメニュー  
アプリケーション  
ツールバー  
ナビメニュー  
タブメニュー

申告書表示エリア

[アクティブメニュー]

- ・現在処理中の画面名が表示されます。

[アプリケーションツールバー]

- ・操作可能なボタンが表示されます。

[印刷] ボタン

- ・計算表および消費税計算書を印刷する場合にクリックします。

[電子申告チェック] ボタン

- ・入力内容が国税電子申告および納税システム（e-Tax）の電子申告データの仕様に適合しているかをチェックする場合にクリックします。

[消費税基本情報取込] ボタン

- ・消費税基本情報（基本情報・申告情報・還付金融機関等・作成税理士情報）を取り込む場合にクリックします。

[課税期間変更] ボタン

- ・課税期間を変更する場合にクリックします。中間申告書の場合は使用できません。

**【入力検証】 ボタン**

- ・ 計算表および申告書の内容を確認します。

**【ナビメニュー】**

- ・ 入力するメニューを選択します。

**【タブメニュー】**

- ・ 各ナビメニューで入力する画面を切り替えます。

**【申告書選択エリア】**

- ・ 申告書の内容が表示されます。

**【チェック完了】**

- ・ 申告書の入力が完了したとき、チェックをつけます。



### 3.6.1 入力検証のメッセージ一覧

入力検証画面に表示されるメッセージの詳細について説明します。

#### ●メッセージの種類

| 判定     | 文字色 | 説明                            |
|--------|-----|-------------------------------|
| エラー    | 赤   | データの修正が必要です。                  |
| 要確認    | 橙   | データを確認します。問題がない場合は、次の処理へ進みます。 |
| OK     | 青   | 問題は発生していません。                  |
| チェックなし | 青   | チェックしていません。                   |

#### ●入力検証画面に表示されるメッセージ例

個人の場合

法人の場合

## ●メッセージ一覧

| 項目                | メッセージ                                          | 原因・状態                               | 対処方法                                                                                                                                                                              | 判定     |
|-------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 計算表のバランスチェック      | 計算表は作成されないため問題ありません。                           | 計算表作成なしまたは法人のため、チェックなし              | —                                                                                                                                                                                 | チェックなし |
|                   | 計算表の A-B=C はバランスしています。                         | 計算表の項目は、すべて A-B=C になっています。          |                                                                                                                                                                                   | OK     |
|                   | 計算表の A-B=C はバランスしていません。                        | 計算表に A-B=C にならない項目があります。            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人決算書で会計データ連動を行う。</li> <li>・ 所得区分別売上または所得区分別仕入で金額を強制入力し一致させる。</li> </ul>                                                                 | エラー    |
| 基礎金額と計算表のバランスチェック | 計算表は作成されないため問題ありません。                           | 計算表作成なしまたは法人のため、チェックなし              | —                                                                                                                                                                                 | チェックなし |
|                   | 基礎金額と計算表の金額は一致しています。                           | 基礎金額と計算表の金額はすべて一致しています。             | —                                                                                                                                                                                 | OK     |
|                   | 基礎金額と計算表の金額は一致していません。                          | 基礎金額と計算表の金額が一致していない項目があります。         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産の購入/売却金額がある場合、所得区分別売上または所得区分別仕入で「業務用固定資産」に入力する。</li> <li>・ 基礎金額の強制入力を解除して仕訳データに戻す。</li> <li>・ 個人決算書の「損益計算書」の連動科目の登録を修正する。</li> </ul> | エラー    |
| 個人決算書科目名変更チェック    | 問題ありません。                                       | 計算表作成なし、法人または簡易課税のため、チェックなし         | —                                                                                                                                                                                 | チェックなし |
|                   | 問題ありません。                                       | 「個人決算書」の科目名称は変更されていません。             | —                                                                                                                                                                                 | OK     |
|                   | 変更されています。計算表の科目名と任意科目名に重複がないか確認してください          | 「個人決算書」の「損益計算書」の任意以外の科目名称が変更されています。 | 重複がある場合、任意科目名を修正するか、個人決算書の科目名を修正する。                                                                                                                                               | 警告     |
| 個人決算書の変更チェック      | 計算表は作成されないため問題ありません。                           | 計算表作成なし、法人または簡易課税のため、チェックなし         | —                                                                                                                                                                                 | チェックなし |
|                   | 変更されていません。                                     | 「基礎金額登録」で連動実行後に、個人決算書は変更されていません。    | —                                                                                                                                                                                 | OK     |
|                   | 変更されています。<br>(最終連動日時 :<br>yyyy/mm/dd hh:mm:dd) | 「基礎金額登録」で連動実行後に個人決算書が変更されています。      | 「基礎金額登録」で連動を実行する。                                                                                                                                                                 | エラー    |
| 仕訳データの変更チェック      | 変更されていません。                                     | 「基礎金額登録」で連動実行後に、仕訳データは変更されていません。    | —                                                                                                                                                                                 | OK     |
|                   | 変更されています。<br>(最終連動日時 :<br>yyyy/mm/dd hh:mm:dd) | 「基礎金額登録」で連動実行後に、仕訳データが変更されています。     | 「基礎金額登録」で連動を実行する。                                                                                                                                                                 | エラー    |

| 項目          | メッセージ           | 原因・状態                                                        | 対処方法                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 判定     |
|-------------|-----------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 還付申告明細のチェック | 簡易課税のため問題ありません。 | 簡易課税のためチェックなし                                                | —                                                                                                                                                                                                                                                                                         | チェックなし |
|             | 一致しています。        | 「3課税仕入れに係る事項(1)仕入金額等の明細」の「課税仕入れ等の税額の合計額」の金額が【参考金額】と一致しています。  | —                                                                                                                                                                                                                                                                                         | OK     |
|             | 一致していません。       | 「3課税仕入れに係る事項(1)仕入金額等の明細」の「課税仕入れ等の税額の合計額」の金額が【参考金額】と一致していません。 | <p>・「申告書・付表」の還付申告明細 2/2 の「3課税仕入れに係る事項(1)仕入金額等の明細」の「課税仕入れ等の税額の合計額」に、申告書が還付でないのに金額が入力されている場合は削除する。</p> <p>また、申告書が還付であるのに、金額が入力されていない場合は入力する。</p> <p>・申告書が還付であり、還付申告明細が自動連動された場合、特定課税仕入があり課税売上割合が95%未満の場合、(□) 課税仕入れにならないものから特定課税仕入の金額を除いた結果で「課税仕入れ等の税額の合計額」が計算された結果であるか確認する。異なる場合は手計算する。</p> | エラー    |

### 3.6.2 基礎金額と計算表のバランス不一致を確認する

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『基礎金額登録』＞『金額確認』

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『申告書・付表』＞『金額確認』

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『入力完了』＞『金額確認』

《入力検証》画面の「基礎金額と基礎金額と計算表のバランスチェック」でエラーがある場合に、エラーの詳細を確認する手順について説明します。

ネットde記帳

コード:0400020001

ようこそ ○○ 太郎 様 | ログアウト

○ ○ 太郎 様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務      マスター関係登録      決算業務      データ関係

決算業務 > 消費税申告

印刷

消費税計算書

原則課税 (8%)

売上金額

所得区分ごとの売上

課税売上

免税取引

非課税取引

非課税資産の輸出等

不課税取引

有価証券等の譲渡

売上に係る対価の返還

貸し倒れ等

仕入金額

保税地域からの取引

特定課税仕入

軽減税率の調整

控除税額の調整

消費税額・税引率

入力検証

計算表のバランスチェック

計算表のA-B=0はバランスしています。

基礎金額と計算表のバランスチェック

基礎金額と計算表の金額は一致していません。

金額確認

個人決算書 科目名変更チェック

個人決算書で税務署配布用紙にあらかじめ印刷されている科目名が変更されているかチェックします。

問題ありません。

個人決算書の変更チェック

消費税申告書の作成後に個人決算書が変更されているかチェックします。

変更されていません。

仕訳データの変更チェック

消費税申告書の作成後に仕訳データが変更されているかチェックします。

変更されていません。

還付申告明細のチェック

(1) 仕入金額等の明細の「課税仕入れ等の税額の合計額」の金額が【参考金額】と一致しているかチェックします。

一致しています。

ヘルプ

OK

**手順**

- ①《入力検証》画面で「金額確認」ボタンをクリックします。

- ②《金額確認エラーチェック》画面が表示されます。基礎金額と計算表で不一致となっている項目および金額を確認します。

[illegible]

### バランス不一致項目の確認について➡

「3.6.2.1 バランス不一致の詳細について」参照

③エラー内容をファイルに出力する場合、[ファイル出力] ボタンをクリックします。



更新時にメッセージが表示された場合→

「3.7.1.1 「入力完了」の入力検証チェックでエラーがある場合」参照

④保存ボタンをクリックしてファイルを任意の場所に保存します。



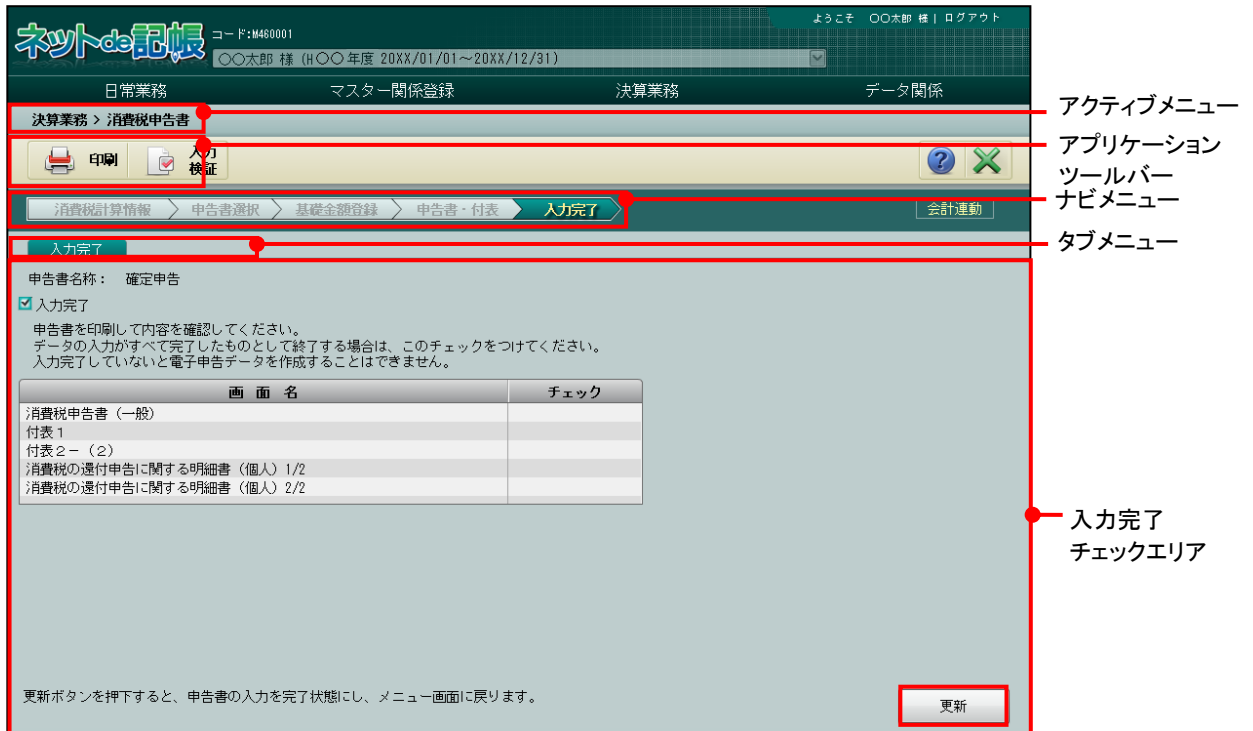
⑤ [閉じる] ボタンをクリックします。

⑥ [OK] ボタンをクリックします。

バランス不一致の原因および計算表項目の確認方法について説明します。

## 3.7 入力完了

すべての申告書および付表の入力が完了したとき、申告書を印刷して内容に問題がないか確認し、「入力完了」にチェックをつけます。電子申告データを作成する場合は、必ず「入力完了」にチェックをつけておく必要があります。



### [アクティブメニュー]

- ・現在処理中の画面名が表示されます。

### [アプリケーションツールバー]

- ・操作可能なボタンが表示されます。

### [印刷] ボタン

- ・計算表および消費税申告書を印刷する場合にクリックします。

印刷 → 「3.8 印刷」参照

### [入力検証] ボタン

- ・計算表および申告書の内容を確認します。

入力検証 → 「3.6 入力検証」参照

### [ナビメニュー]

- ・入力するメニューを選択します。

### [タブメニュー]

- ・各ナビメニューで入力する画面を切り替えます。

### [入力完了チェックエリア]

- ・画面ごとの入力完了の状態が表示されます。

### [入力完了]

- ・消費税申告書のすべての入力が完了したとき、チェックをつけます。

### [更新] ボタン

- ・入力完了の状態を更新する場合にクリックします。

## 3.7.1 入力完了にチェックをつける（入力完了ナビボタン）

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『入力完了』

「入力完了」にチェックをつける手順について説明します。

電子申告データを作成する場合は、必ず「入力完了」にチェックをつけます。



参照 モードについて→「3.7.1.3 申告書の参照モード表示」参照



参照 入力完了解除について→「3.7.2 入力完了チェックを解除する」参照



- ① [入力完了] ナビボタンをクリックします。
- ② チェック欄がすべて「完了」になっていることを確認します。
- ③ [入力完了] にチェックをつけます。
- ④ [更新] ボタンをクリックします。



更新時にメッセージが表示された場合→

「3.7.1.1 「入力完了」の入力検証チェックでエラーがある場合」参照

- ⑤ 次の終了確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



終了確認メッセージで国税電子申告エラーチェックを行う場合→

「3.5.6 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする」参照



中間申告書の終了確認メッセージについて→

「3.7.1.2 中間申告書の電子申告データ作成について」参照



#### 3.7.1.1 「入力完了」の入力検証チェックでエラーがある場合

「入力完了」にチェックをつけ、[更新] ボタンをクリックしたとき、入力検証の結果により表示されるメッセージについて説明します。

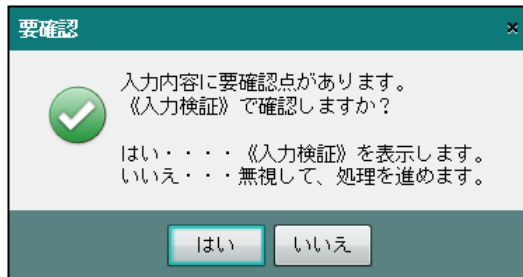
「警告」と「エラー」のメッセージがどちらもある場合、「エラー」が優先されて表示されます。「エラー」が解消された場合、「警告」メッセージが表示されます。



→「3.7.1 入力完了にチェックをつける（入力完了ナビボタン）」参照

##### ●入力内容の確認が必要な場合

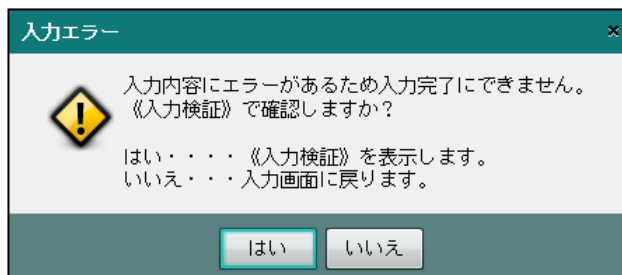
入力内容の確認が必要な場合は、次のメッセージが表示されます。



- ・ [はい] ボタンをクリックすると、《入力検証》画面が表示されます。検証内容を確認し、必要に応じて修正します。
- ・ [いいえ] ボタンをクリックすると、「入力完了」が実行されます。

##### ●入力内容にエラーがある場合

入力内容にエラーがある場合は、次のメッセージが表示されます。エラーがある状態で「入力完了」を行うことはできません。



- ・ [はい] ボタンをクリックすると、《入力検証》画面が表示されます。検証内容を確認し、データを修正します。
- ・ [いいえ] ボタンをクリックすると、《入力完了》画面に戻ります。

## 3.7.1.2 中間申告書の電子申告データ作成について

中間申告書の入力完了時に、電子申告データを任意の中間申告書として作成できるか、通常  
の中間申告書として作成できるか判定し、作成できる中間申告書に自動で切り替えて電子申  
告データが作成されます。判定した結果は終了確認メッセージに表示されます。

任意の中間申告書を作成する場合は、[消費税計算情報] タブの「中間申告回数」で「任意（年  
1 回）」を選択します。



任意の中間申告書を作成する→

「3.2.1.1 [消費税計算情報] タブ」参照

[前課税期間の消費税額が48万円を超えているため任意の中間申告書を作成できない場合]

- 電子申告データが通常の間申申告書として作成されます。

[前課税期間の消費税額が48万円以下のため通常の間申申告書を作成できない場合]

- 電子申告データが任意の間申申告書として作成されます。



### 月数換算（分母）が12か月未満の場合

月数換算（分母）が12か月未満の場合は、「前課税期間の消費税額」を年換算して判定  
されます。

### 3.7.1.3 申告書の参照モード表示

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『申告書選択』

「入力完了」にチェックをつけた後に、申告書を参照モードで表示する手順について説明します。参照モードの場合、申告書を修正することはできません。



入力完了を解除する→「3.7.2 入力完了チェックを解除する」参照

- 手順**
- ①入力完了済の申告書は「申告書選択」画面の「完了」に「O」が表示されます。
  - ②入力完了済の申告書を選択します。
  - ③「選択」ボタンをクリックします。
  - ④次の確認メッセージが表示されます。「はい」ボタンをクリックします。



→「3.7.2 入力完了チェックを解除する」参照

- ⑤「申告書・付表」画面が参照モードで表示されます。画面右上に「参照」が表示されます。

申告書の「入力完了」を解除して、参照モードから入力モードに変更する手順について説明します。

ネットde記帳

コード:0400020001

ようこそ ○○ 太郎 様 | ログアウト

○○ 太郎 様 (H 29年度 2017/01/01 ~ 2017/12/31)

日常業務

決算業務

マスター関係登録

データ関係

決算業務 > 消費税申告書

集計期間変更

?

×

消費税計算情報

申告書選択

基礎金額登録

申告書・付表

入力完了

会計連動

申告書選択

当期

平成30年1月1日 ~ 平成30年12月31日

○

申告区分

申告書名称

集計開始月

集計終了月

完了

1

確定申告

確定申告 1回目

平成30年1月1日

平成30年12月31日

○

3

選択

- 手順**

  - ①入力完了済の申告書は《申告書選択》画面の「完了」に「○」が表示されます。
  - ②入力完了済の申告書を選択します。
  - ③〔選択〕ボタンをクリックします。
  - ④次のメッセージが表示されます。〔いいえ〕ボタンをクリックします。



確認

データの入力が完了しています。参照表示を行いますかよろしいですか？  
(入力完了を解除したい場合は「いいえ」を選択)

☒ はい ☐ いいえ



「はい」を選択した場合の画面表示について➡

「3.7.1.3 申告書の参照モード表示」参照

- ⑤次のメッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。

確認

平成 24.11.27 15:49:47 に完了しています。(〇〇 太郎)  
入力完了を解除し、データの入力を行いますかよろしいですか？

- ⑥「入力完了」が解除され、《申告書・付表》画面が「入力モード」で表示されます。

## 3.8 印刷

消費税申告書および計算表の印刷について説明します。

### ●帳票一覧

印刷できる帳票は、次のとおりです。

|        | 帳票名称                        | 消費税区分    |      | 表示 | 印刷 |
|--------|-----------------------------|----------|------|----|----|
|        |                             | 原則課税     | 簡易課税 |    |    |
| 申告書・付表 | 消費税及び地方消費税の中間申告書            | ○        | ○    | ○  | ○  |
|        | 消費税申告書（一般）                  | ○        | —    | ○  | ○  |
|        | 特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書（別表） | ○        | —    | ○  | ○  |
|        | 消費税申告書（簡易課税）                | —        | ○    | ○  | ○  |
|        | 付表 2                        | ○        | —    | ○  | ○  |
|        | 付表 5                        | —        | ○    | ○  | ○  |
|        | 複<br>数<br>税<br>率            | 付表 1     | ○    | —  | ○  |
|        |                             | 付表 2-（2） | ○    | —  | ○  |
|        |                             | 付表 4     | —    | ○  | ○  |
|        |                             | 付表 5-（2） | —    | ○  | ○  |
| 計算表    | 消費税の還付申告に関する明細書（法人） 1/2、2/2 | ○        | —    | ○  | ○  |
|        | 消費税の還付申告に関する明細書（個人） 1/2、2/2 | ○        | —    | ○  | ○  |
|        | 課税取引金額計算表（事業所得用）            | ○        | —    | —  | ○  |
|        | 課税取引金額計算表（農業所得用）            | ○        | —    | —  | ○  |
|        | 課税取引金額計算表（不動産所得用）           | ○        | —    | —  | ○  |
|        | 課税売上高計算表                    | ○        | ○    | —  | ○  |
|        | 課税仕入高計算表                    | ○        | —    | —  | ○  |



### 消費税申告書（一般・簡易課税）の様式について

『ネット de 記帳』では、国税庁ホームページに掲載されている消費税申告書（個人用・法人用共通の様式）を採用しています。

### ●印刷処理

各帳票が印刷できる画面は、次のとおりです。

| ナビメニュー | 申告書・付表印刷 | 各種計算表印刷 |
|--------|----------|---------|
| 基礎金額登録 | ×        | ○       |
| 申告書・付表 | ○        | ○       |
| 入力完了   | ○        | ○       |

### ●印刷様式

申告書・付表を白紙で印刷する場合に指定できる印刷様式は、次のとおりです。

| 印刷様式       |                                                         | OCR 帳票対応 |
|------------|---------------------------------------------------------|----------|
| カラー印刷      | 税務署のカラーOCR 帳票に対応した様式で印刷する場合に選択します。                      | ○        |
| モノクロ印刷     | プリンターに関係なく、モノクロで印刷する場合に選択します。税務署のモノクロ OCR 帳票には対応していません。 | ×        |
| 国税様式（モノクロ） | 税務署のモノクロ OCR 帳票に対応した様式で印刷する場合に選択します。                    | ○        |

3 消費税申告書を作成する

3.8 印刷

カラー印刷(OCR 帳票対応)

■ 27-11 帳票形式

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 株式会社 〇〇〇〇

法人番号 12345678901234 代表者 〇〇 大田

課税期間 28 年 1 月 1 日 消費税率 10% 消費税率 5% 消費税率 0%

この申告書による消費税率の税額の計算

| 品名    | 数量  | 単価        | 金額        | 税率  | 税額       |
|-------|-----|-----------|-----------|-----|----------|
| 品名 1  | 100 | 765520000 | 765520000 | 10% | 76552000 |
| 品名 2  | 100 | 4822776   | 4822776   | 10% | 4822776  |
| 品名 3  | 100 | 1801413   | 1801413   | 10% | 1801413  |
| 品名 4  | 100 | 1260000   | 1260000   | 10% | 1260000  |
| 品名 5  | 100 | 1927413   | 1927413   | 10% | 1927413  |
| 品名 6  | 100 | 2895300   | 2895300   | 10% | 2895300  |
| 品名 7  | 100 | 3000000   | 3000000   | 10% | 3000000  |
| 品名 8  | 100 | 2892300   | 2892300   | 10% | 2892300  |
| 品名 9  | 100 | 6552445   | 6552445   | 10% | 6552445  |
| 品名 10 | 100 | 70552445  | 70552445  | 10% | 70552445 |

この申告書による地方消費税の税額の計算

| 品名   | 数量  | 単価       | 金額       | 税率  | 税額       |
|------|-----|----------|----------|-----|----------|
| 品名 1 | 100 | 2895300  | 2895300  | 10% | 2895300  |
| 品名 2 | 100 | 7812000  | 7812000  | 10% | 7812000  |
| 品名 3 | 100 | 7812000  | 7812000  | 10% | 7812000  |
| 品名 4 | 100 | 36735000 | 36735000 | 10% | 36735000 |

消費税率 10% 消費税率 5% 消費税率 0%

消費税率 10% 消費税率 5% 消費税率 0%

モノクロ印刷

■ 27-11 帳票形式

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 株式会社 〇〇〇〇

法人番号 12345678901234 代表者 〇〇 大田

課税期間 28 年 1 月 1 日 消費税率 10% 消費税率 5% 消費税率 0%

この申告書による消費税率の税額の計算

| 品名    | 数量  | 単価        | 金額        | 税率  | 税額       |
|-------|-----|-----------|-----------|-----|----------|
| 品名 1  | 100 | 765520000 | 765520000 | 10% | 76552000 |
| 品名 2  | 100 | 4822776   | 4822776   | 10% | 4822776  |
| 品名 3  | 100 | 1801413   | 1801413   | 10% | 1801413  |
| 品名 4  | 100 | 1260000   | 1260000   | 10% | 1260000  |
| 品名 5  | 100 | 1927413   | 1927413   | 10% | 1927413  |
| 品名 6  | 100 | 2895300   | 2895300   | 10% | 2895300  |
| 品名 7  | 100 | 3000000   | 3000000   | 10% | 3000000  |
| 品名 8  | 100 | 2892300   | 2892300   | 10% | 2892300  |
| 品名 9  | 100 | 6552445   | 6552445   | 10% | 6552445  |
| 品名 10 | 100 | 70552445  | 70552445  | 10% | 70552445 |

この申告書による地方消費税の税額の計算

| 品名   | 数量  | 単価       | 金額       | 税率  | 税額       |
|------|-----|----------|----------|-----|----------|
| 品名 1 | 100 | 2895300  | 2895300  | 10% | 2895300  |
| 品名 2 | 100 | 7812000  | 7812000  | 10% | 7812000  |
| 品名 3 | 100 | 7812000  | 7812000  | 10% | 7812000  |
| 品名 4 | 100 | 36735000 | 36735000 | 10% | 36735000 |

消費税率 10% 消費税率 5% 消費税率 0%

消費税率 10% 消費税率 5% 消費税率 0%

国税様式(モノクロ)(OCR 帳票対応)

■ 27-11 帳票形式

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 株式会社 〇〇〇〇

法人番号 12345678901234 代表者 〇〇 大田

課税期間 28 年 1 月 1 日 消費税率 10% 消費税率 5% 消費税率 0%

この申告書による消費税率の税額の計算

| 品名    | 数量  | 単価        | 金額        | 税率  | 税額       |
|-------|-----|-----------|-----------|-----|----------|
| 品名 1  | 100 | 765520000 | 765520000 | 10% | 76552000 |
| 品名 2  | 100 | 4822776   | 4822776   | 10% | 4822776  |
| 品名 3  | 100 | 1801413   | 1801413   | 10% | 1801413  |
| 品名 4  | 100 | 1260000   | 1260000   | 10% | 1260000  |
| 品名 5  | 100 | 1927413   | 1927413   | 10% | 1927413  |
| 品名 6  | 100 | 2895300   | 2895300   | 10% | 2895300  |
| 品名 7  | 100 | 3000000   | 3000000   | 10% | 3000000  |
| 品名 8  | 100 | 2892300   | 2892300   | 10% | 2892300  |
| 品名 9  | 100 | 6552445   | 6552445   | 10% | 6552445  |
| 品名 10 | 100 | 70552445  | 70552445  | 10% | 70552445 |

この申告書による地方消費税の税額の計算

| 品名   | 数量  | 単価       | 金額       | 税率  | 税額       |
|------|-----|----------|----------|-----|----------|
| 品名 1 | 100 | 2895300  | 2895300  | 10% | 2895300  |
| 品名 2 | 100 | 7812000  | 7812000  | 10% | 7812000  |
| 品名 3 | 100 | 7812000  | 7812000  | 10% | 7812000  |
| 品名 4 | 100 | 36735000 | 36735000 | 10% | 36735000 |

消費税率 10% 消費税率 5% 消費税率 0%

消費税率 10% 消費税率 5% 消費税率 0%

### 3.8.1 申告書等を印刷する

『決算業務』＞『消費税申告書』＞『印刷』

消費税申告書、付表および計算表を印刷する手順について説明します。申告書、付表、還付明細、計算表の順で出力されます。

| 画面名          | チェック |
|--------------|------|
| 消費税申告書（簡易課税） | 完了   |
| 付表5          | 完了   |



① [印刷] ボタンをクリックします。



→ 「3.8.1.1 「印刷」の入力検証チェックでエラーがある場合」参照

② ≪印刷条件設定≫画面が表示されます。[印刷] ボタンをクリックします。

《計算表なしの場合》

→ 「3.8.1.2 [印刷] ボタンクリック時にエラーが表示された場合」参照

③ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

### 3.8.1.1 「印刷」の入力検証チェックでエラーがある場合

アプリケーションツールバーの「印刷」ボタンをクリックしたとき、入力検証の結果により表示されるメッセージについて説明します。

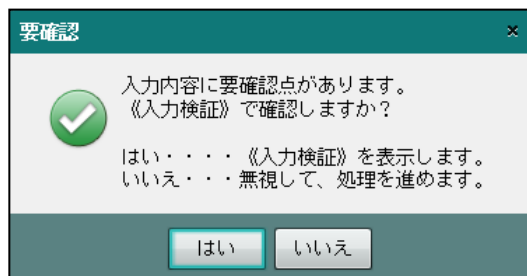
「警告」と「エラー」のメッセージがどちらもある場合、「エラー」が優先されて表示されます。「エラー」が解消された場合、「警告」メッセージが表示されます。



→「3.8.1 申告書等を印刷する」参照

#### ●入力内容の確認が必要な場合

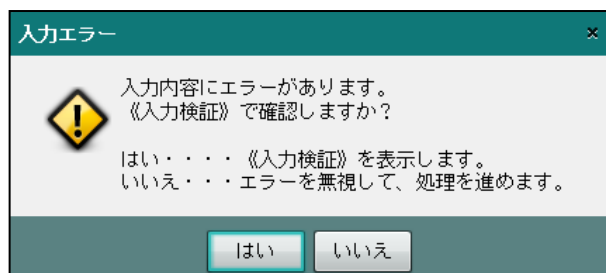
入力内容の確認が必要な場合は、次のメッセージが表示されます。



- ・ [はい] ボタンをクリックすると、《入力検証》画面が表示されます。検証内容を確認し、必要に応じて修正します。
- ・ [いいえ] ボタンをクリックすると、《印刷条件設定》画面が表示されます。

#### ●入力内容にエラーがある場合

入力内容にエラーがある場合は、次のメッセージが表示されます。

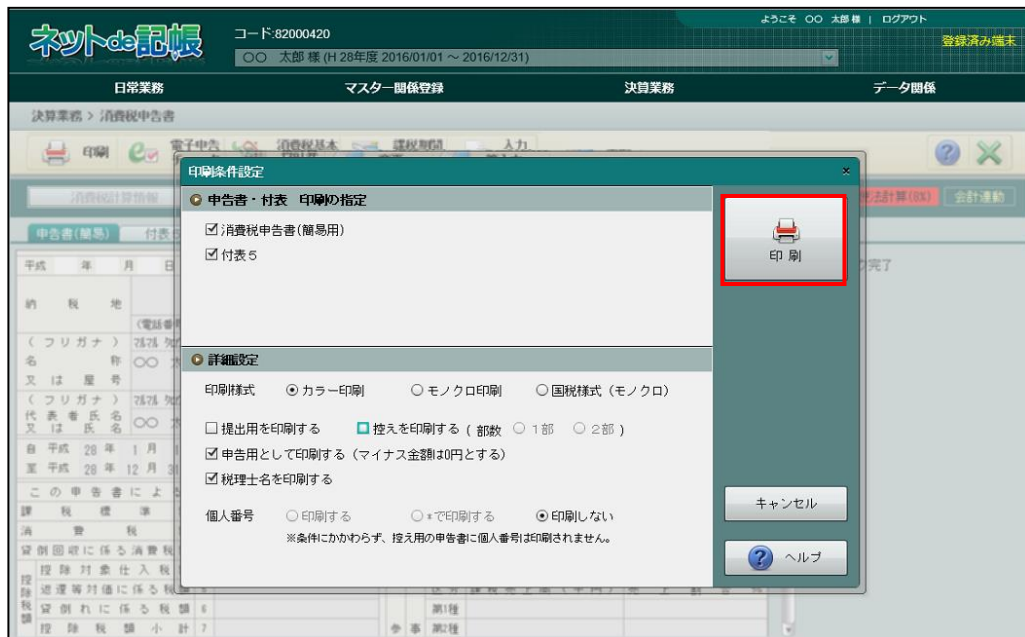


- ・ [はい] ボタンをクリックすると、《入力検証》画面が表示されます。検証内容を確認し、データを修正します。
- ・ [いいえ] ボタンをクリックすると、《印刷条件設定》画面が表示されます。

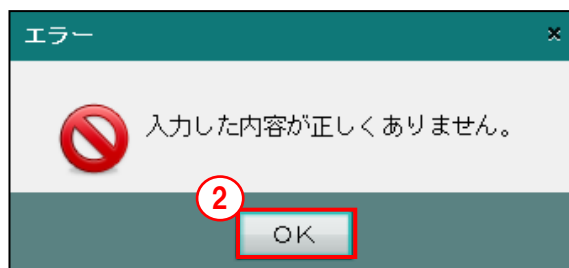


### 3.8.1.2 「印刷」ボタンクリック時にエラーが表示された場合

《印刷条件設定》画面の「印刷」ボタンをクリックした際に、メッセージが表示された場合の操作について説明します。

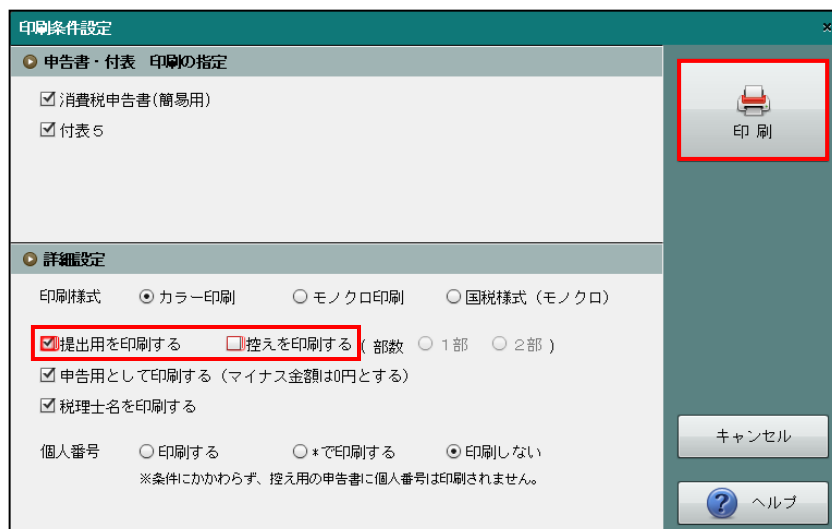


①《印刷条件設定》画面の「詳細設定」の「提出用を印刷する」「控えを印刷する」のいずれにもチェックがついていない場合、「印刷」ボタンをクリックした際に次のエラーメッセージが表示されます。いずれの帳票にもチェックがついていない場合、次のメッセージが表示されます。



② [OK] ボタンをクリックします。

③正しい印刷条件を設定します。



## 3.8.1.3 「原則課税」の印刷条件設定

原則課税の場合の印刷条件設定の詳細について説明します。

## ●申告書・付表 印刷の指定

- ・印刷する帳票にチェックをつけます。
- ・「消費税申告書（一般用）」および「付表 2」は、チェックがついた状態で表示されます。
- ・「消費税の還付報告に関する明細書」は、還付がある場合にチェックがついた状態で表示されます。
- ・「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」は、別表の提出が必要な場合にチェックがついた状態で表示されます。
- ・「付表 1」「付表 2-（2）」は、消費税率 5%の発生がある場合にチェックがついた状態で表示されます。

## ●計算表 印刷の指定

- ・計算表を作成している場合、各計算表にチェックがついた状態で表示されます。

## ●詳細設定

## [印刷様式]

- ・「カラー印刷」「モノクロ印刷」「国税様式（モノクロ）」から選択します。



印刷様式について→「3.8 印刷」参照

## [提出用を印刷する]

- ・申告書を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックがついた状態で表示されます。

## [控えを印刷する]

- ・申告書の控えを印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックをつけた場合、印刷部数を「1部」「2部」から選択します。
- ・チェックがついた状態で表示されます。印刷部数は「1部」が選択されています。

[申告用として印刷する（マイナス金額は 0 円とする）]

- ・ マイナス金額を 0 円に置き換えて、申告書および申告書の控えを印刷します。



→「3.5.3.4 マイナス金額をゼロに置き換える項目（原則課税）」参照

- ・ チェックがついた状態で表示されます。変更はできません。

[税理士名を印刷する]

- ・ 税理士名を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・ チェックがついた状態で表示されます。

[還付申告明細 2/2 に氏名または名称を印刷する]

- ・ 還付申告明細 2/2 に、氏名または名称を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・ [印刷帳票] の指定で、「消費税の還付報告に関する明細書」にチェックがついていると、この項目もチェックがついた状態で表示されます。

[計算表に氏名を印刷する]

- ・ 計算表を作成している場合、チェックがついた状態で表示されます。

[個人番号]

- ・ [個人番号] 欄は、課税期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- ・ 「印刷する」「\*で印刷する」「印刷しない」から選択します。
- ・ 特定個人情報を扱うための条件を満たしているかにより、[個人番号] 欄の表示状態が異なります。

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

| 事業者のマイナンバー契約区分 | ログインユーザーのマイナンバー連携権限 | ログイン端末   | 個人番号欄の表示状態                                                                                                                                        |
|----------------|---------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 税務支援           | あり                  | 登録済み端末   | 「印刷する」「*で印刷する」「印刷しない」が選択できます。<br>個人番号 <input checked="" type="radio"/> 印刷する <input type="radio"/> *で印刷する <input type="radio"/> 印刷しない<br>選択可能      |
| 税務支援           | あり                  | 登録済み端末以外 | 「*で印刷する」「印刷しない」が選択できます。<br>個人番号 <input type="radio"/> 印刷する <input checked="" type="radio"/> *で印刷する <input checked="" type="radio"/> 印刷しない<br>選択可能 |
| 税務支援           | なし                  | 登録済み端末   | 「印刷しない」が選択されています。<br>個人番号 <input type="radio"/> 印刷する <input type="radio"/> *で印刷する <input checked="" type="radio"/> 印刷しない<br>選択済み                  |

印刷条件ごとの個人番号の印刷イメージ

| 印刷条件   | 内容                    | 個人番号欄の印刷イメージ                                                                                                                                     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 印刷する   | 個人番号を印刷します。           | <table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td></tr></table> | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 0 | 1 | 2 |
| 1      | 2                     | 3                                                                                                                                                | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 0 | 1 | 2 |   |   |   |
| *で印刷する | 個人番号をアスタリスク（*）で印刷します。 | <table><tr><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td></tr></table> | * | * | * | * | * | * | * | * | * | * | * | * |
| *      | *                     | *                                                                                                                                                | * | * | * | * | * | * | * | * | * |   |   |   |
| 印刷しない  | 個人番号は印刷しません。          | <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|        |                       |                                                                                                                                                  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

控え用の申告書は、「印刷する」または「\*で印刷する」を指定した場合でも個人番号は印刷されません。

## 3.8.1.4 「簡易課税」の印刷条件設定

簡易課税の場合の印刷条件設定の詳細について説明します。

## ●申告書・付表 印刷の指定

- ・印刷する帳票にチェックをつけます。
- ・「消費税申告書（簡易用）」および「付表 5」は、チェックがついた状態で初期表示されます。
- ・「付表 4」「付表 5-（2）」は、消費税率 5%の発生がある場合にチェックがついた状態で表示されます。

## ●計算表 印刷の指定

- ・計算表を作成している場合、「課税売上計算表」にチェックがついた状態で表示されます。

## ●詳細設定

[印刷様式]

- ・「カラー印刷」「モノクロ印刷」「国税様式（モノクロ）」から選択します。



印刷様式について→「3.8 印刷」参照

[提出用を印刷する]

- ・申告書を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックがついた状態で表示されます。

[控えを印刷する]

- ・申告書の控えを印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックをつけた場合、印刷部数を「1部」「2部」から選択します。
- ・チェックがついた状態で表示されます。印刷部数は「1部」が選択されています。

[申告用として印刷する（マイナス金額は 0 円とする）]

- ・マイナス金額を 0 円に置き換えて、申告書および申告書の控えを印刷する場合にチェックをつけます。



→「3.5.3.5 マイナス金額をゼロに置き換える項目（簡易課税）」参照

- ・金額確認用として、マイナス金額のままで印刷する場合は、チェックをはずします。
- ・チェックがついた状態で表示されます。

[税理士名を印刷する]

- 税理士名を印刷する場合にチェックをつけます。
- チェックがついた状態で表示されます。

[付表 5- (2) 2/2 に氏名または名称を印刷する]

- 付表 5- (2) 2/2 に、氏名または名称を印刷する場合にチェックをつけます。
- [印刷帳票] の指定で、「付表 5- (2)」にチェックがついていると、この項目もチェックがついた状態で表示されます。

[計算表に氏名を印刷する]

- 計算表を作成している場合、チェックがついた状態で表示されます。

[個人番号]

- [個人番号] については、原則課税の説明と同様です。



→ 「3.8.1.3 「原則課税」の印刷条件設定」参照

## 3.8.1.5 中間申告書の印刷条件設定

中間申告書の場合の印刷条件設定の詳細について説明します。

印刷条件設定

申告書・付表 印刷の指定

☒ 中間申告書

詳細設定

☒ 提出用を印刷する    ☒ 控えを印刷する ( 部数 ☒ 1部   ☐ 2部 )

☒ 税理士名を印刷する

個人番号    ☐ 印刷する    ☐ \*で印刷する    ☒ 印刷しない

印刷

キャンセル

ヘルプ

## ●申告書・付表 印刷の指定

- ・印刷する帳票にチェックをつけます。
- ・「中間申告書」は、チェックがついた状態で初期表示されます。

## ●詳細設定

## [提出用を印刷する]

- ・申告書を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックがついた状態で表示されます。

## [控え用を印刷する]

- ・申告書の控えを印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックをつけた場合、印刷部数を「1部」「2部」から選択します。
- ・チェックがついた状態で表示されます。印刷部数は「1部」が選択されています。

## [税理士名を印刷する]

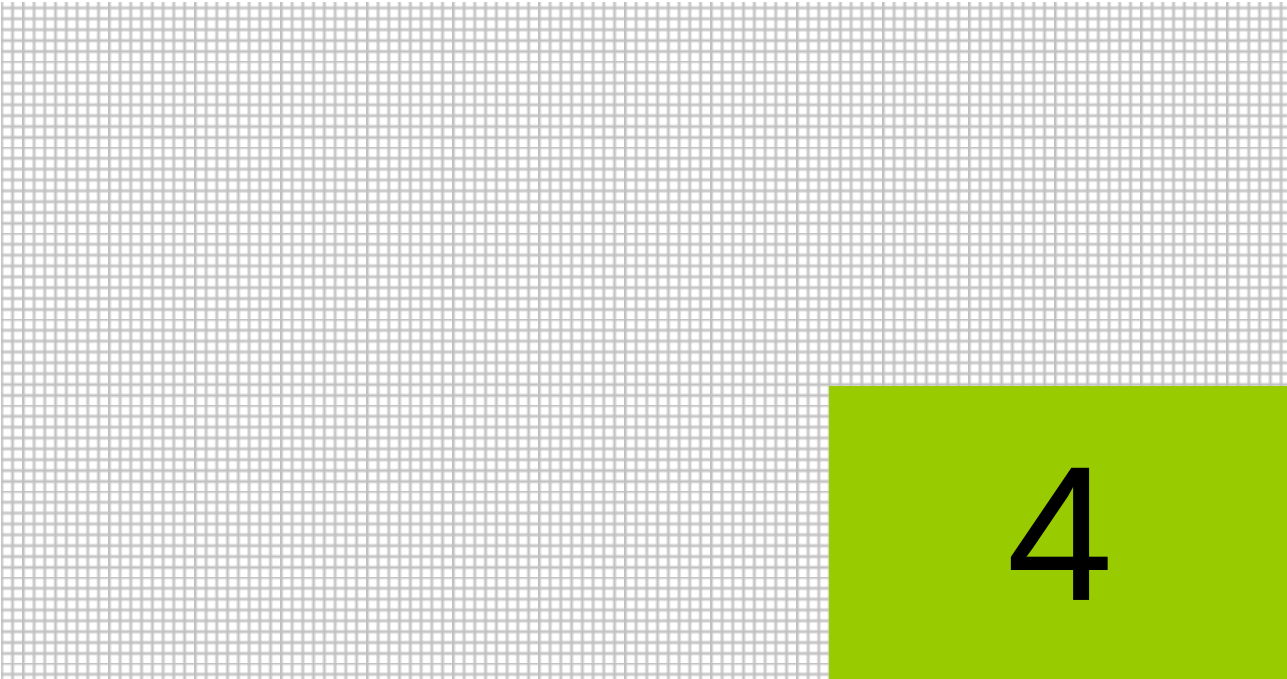
- ・税理士名を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックがついた状態で表示されます。

## [個人番号]

- ・[個人番号] については、原則課税の説明と同様です。



→ 「3.8.1.3 「原則課税」の印刷条件設定」参照

A large grid pattern with a green square containing the number 4.

4

# 付 録

## 4.1 索引

## 4 付録

### 4.1 索引

#### か

|              |    |
|--------------|----|
| 還付金融機関等..... | 43 |
| 基本情報.....    | 29 |

#### さ

|              |    |
|--------------|----|
| 作成税理士情報..... | 44 |
| 申告情報.....    | 41 |
| 税務署処理欄 ..... | 41 |
| 税理士情報取込..... | 26 |

#### な

|           |    |
|-----------|----|
| 納税地 ..... | 41 |
|-----------|----|

#### は

|           |    |
|-----------|----|
| 付記事項..... | 41 |
|-----------|----|

#### ま

|                 |    |
|-----------------|----|
| マイナンバー連携権限..... | 20 |
|-----------------|----|

#### ら

|             |    |
|-------------|----|
| ログアウト ..... | 16 |
| ログイン.....   | 12 |



# MEMO

This image shows a single page from a notebook or ledger. The page is white and features approximately 20 evenly spaced horizontal grey lines running across its width. There are no vertical margin lines, text, or other markings present on the page.



操作マニュアル

事業者機能

Ⅲ.決算業務編

消費税申告書

---

第 3-c 版 平成 31 年 1 月 17 日

---

(不許複製)